



基 発 第 656 号  
平成13年 7 月 19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

## メリット制事務処理手引の作成について

平成9年5月30日付け労働省発勞徴第50号・基発第410号「継続・有期メリット制事務処理手引」及び平成9年1月23日付け労働省発勞徴第2号・基発第35号「特例メリット制事務取扱手引」を別添のとおり改正したので、下記の改正点に留意の上、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、これに伴い、平成9年1月23日付け労働省発勞徴第2号・基発第35号通達及び平成9年5月30日付け労働省発勞徴第50号・基発第410号通達は廃止する。

### 記

- 1 二次健康診断等給付の創設に係る改正に対応させたこと。
- 2 有期事業（一括有期事業を含む。）のメリット増減幅の拡大に対応させたこと。
- 3 平成13年1月6日付け基発第3号「厚生労働省の設置に伴う従前の通達等の取扱いについて」に基づき、省名を「労働省」から「厚生労働省」としたこと。
- 4 平成12年10月11日付け労働省発勞徴第80号・基発第619号通達に基づき、メリットシステムに係るOCR帳票をA4判化したこと。
- 5 継続・有期メリット制と特例メリット制で別冊扱いとなっていたものを一冊にまとめ、全体の構成を見直したこと。
- 6 その他、所要の字句の整理及び訂正等を行ったこと。



# メリット制事務処理手引

平成13年7月

厚生労働省労働基準局



# 目 次

メリット制の目的及び本手引について  
法令の略称

## I メリット制の概要

第1 継続事業のメリット制	13
1 概 要	13
2 適用の対象となる事業	14
3 メリット収支率	14
4 メリット増減率	15
5 メリット労災保険率	15
第2 一括有期事業のメリット制	16
1 概 要	16
2 適用の対象となる事業	16
3 メリット収支率	16
4 メリット増減率	16
5 メリット労災保険率	16
第3 有期事業のメリット制	18
1 概 要	18
2 適用の対象となる事業	18
3 メリット収支率	19
4 メリット増減率	19
5 改定確定保険料	19
第4 特例メリット制	21
1 概 要	21
2 適用の対象となる事業	21
3 特例メリット制の適用期間	22
4 特例メリット労災保険率	22

## Ⅱ メリット制に係る事務処理

第1 継続事業のメリット制に係る事務処理	23
1 事務処理の概要図	23
2 概要	24
2.1 継続メリット・マスターの作成	24
2.2 継続メリット制新規・取消対象リストの審査確認	24
2.3 継続メリット制適用事業場名簿の審査確認	25
2.4 労災保険率決定通知書の作成	25
2.5 継続メリット制算定基礎報告書の入力	25
3 事業分割に係る事務処理	26
3.1 事業分割届甲乙票の受理	26
3.2 回送された事業分割届乙票の受理	26
3.3 継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力	26
3.4 事業分割届乙票の確認印について	27
4 特例メリット制	27
5 各種様式	28
5.1 継続メリット制適用対象新規・取消リスト	28
(1) 様式	28
(2) 印書内容	29
(3) 事務処理	30
5.2 継続メリット制適用事業場名簿	32
(1) 様式	32
(2) 印書内容	33
(3) 事務処理	35
5.3 継続メリット制算定基礎報告書	38
(1) 様式	38
(2) 継続メリット制算定基礎報告書の記入要領	39
(3) 継続メリット制算定基礎報告書の作成	42
(4) 継続メリット制算定基礎報告書作成上の注意事項	45
(5) 継続メリット制算定基礎報告書の移転情報の作成	49
(6) 継続メリット制算定基礎報告書の移転情報の作成上の注意	52
5.4 労災保険率決定通知書	53
(1) 様式	53

(2) 事業主への通知に当たっての注意事項	55
5.5 事業分割届	56
第2 一括有期事業のメリット制に係る事務処理	58
1 継続メリット制との相違点	58
1.1 メリット制適用の要件	58
1.2 事業分割の非適用	58
1.3 特例メリット制の非適用	58
1.4 メリット増減率	58
第3 有期事業のメリット制に係る事務処理	59
1 事務処理の概要図	59
2 概要	60
2.1 「有期メリット識別コード」の入力	60
2.2 機械処理による適用事業の把握	60
2.3 有期メリット制適用事業の確定	61
3 各種様式	62
3.1 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿	62
(1) 様式	62
(2) 印書内容	63
(3) 事務処理	65
3.2 有期メリット<短期給付>データリスト	66
(1) 様式	66
(2) 印書内容	67
(3) その他	67
3.3 有期メリット<年金給付>データリスト	68
(1) 様式	68
(2) 印書内容	69
(3) その他	69
3.4 有期メリット<基準法相当額>データリスト	70
(1) 様式	70
(2) 印書内容	71
(3) その他	71
3.5 改定確定保険料決定通知書	72
(1) 様式	72

(2) 印書内容	74
(3) 事務処理	74
3.6 有期メリット制変更報告書	75
(1) 様式	75
(2) 有期メリット制変更報告書の記入要領	76
(3) 事務処理	79
(4) 作成要領	79
(5) 本省への報告	79
第4 特例メリット制に係る事務処理	80
1 事務処理の概要図	80
2 確認事務について	81
2.1 安全衛生措置実施等の確認	81
2.2 労災保険率特例適用申告書の受付	83
2.3 2.1及び2.2の書類が同時に提出された場合	85
2.4 特例申告書台帳の作成	86
2.5 労災保険率特例適用申告書の入力	86
2.6 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿の審査確認	87
2.7 労災保険率特例申告書事業場名簿の審査確認	87
3 各種様式	88
3.1 安全衛生措置実施等確認申請書	88
3.2 職場環境改善着手確認申請書	92
3.3 特例メリットに係る確認書	93
3.4 労災保険率特例適用申告書	94
(1) 様式	94
(2) 労災保険率特例適用申告書の記入要領	97
3.5 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿	98
(1) 様式	98
(2) 印書内容	99
(3) 事務処理	99
3.6 労災保険率特例申告事業場名簿	101
(1) 様式	101
(2) 印書内容	102
(3) 事務処理	102

第5	帳票入力業務に係る留意事項	103
1	機械処理関係	103
	(1) 運用管理	103
	(2) データ破棄メッセージ（HCメッセージ）	104
	(3) 配信電文の再送要求	105
	(4) 帳票作成上の注意事項	105
2	端末機出力メッセージの内容と事務処理	107
	(1) 出力メッセージの種類と内容	107
	(2) キャンセルメッセージ	108
	(3) 継続メリット制算定基礎報告書 削除・論理チェックリスト	114
	(4) 継続メリット制算定基礎報告書データリスト	117
第6	事業場別収支状況検索	120
1	処理概要	120
2	事務処理	120
3	運用時間	120
4	事業場別収支状況検索の記入要領	121
5	検索方法	121
6	検索結果の出力画面イメージ	124
7	出力内容	130

### Ⅲ メリット制の詳解及び特殊な場合の取扱い

第1	継続事業のメリット制	137
1	継続メリット制適用要件と適用時期の関係	137
	1.1 労働者数の算定方法	137
	1.2 最低労働者数の考え方	137
	1.3 第一種特別加入者の取扱い	137
2	メリット収支率	138
	2.1 分母の額	138
	2.2 分子の額	138
	2.3 特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金	141
	2.4 第三者行為災害に係る給付等	143
	2.5 その他のメリット収支率に算入しない給付等	143
3	メリット収支率算定基礎の変更	144

3.1	過誤払が判明した場合	144
3.2	既に算定されたメリット収支率の訂正	144
4	事業の単位等に係る特殊な取扱い	145
4.1	継続事業の一括	145
4.2	事業の分割	147
4.3	事業の合併	154
4.4	合算事業	155
4.5	事業の種類の変更	156
4.6	事業の移転	157
4.7	事業の廃止	157
第2	一括有期事業のメリット制	159
1	メリット制適用要件について	159
2	事業分割について	159
3	メリット増減率の改正について	159
第3	有期事業のメリット制	160
1	メリット収支率算定期間について	160
2	メリット制適用要件について	161
2.1	小規模の有期事業について	161
2.2	一括有期事業との関係	162
3	一事業で種類の異なる工事がある場合	162
4	保険料算定基礎調査等で変更がある場合	162
5	メリット増減幅の改正について	162
第4	特例メリット制	163
1	メリット制の特例の適用と中小企業事業主の範囲	163
2	事業分割	165
3	特例メリット制の申告要件となる安全衛生措置の詳細	165
4	安全衛生措置に関する留意事項	167
5	特殊な場合の取扱い	167
5.1	継続事業の一括が認可されている事業において講じられた安全衛生措置	167
5.2	継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置	167
5.3	メリット制の特例適用申告後の保険関係の変更	168

#### IV 参考図

第1	労災保険率の改定経過	171
第2	最低労働者数早見表	172
第3	労務費率の改定経過	173
第4	継続メリット増減率表	174
第5	一括有期メリット増減率表	174
第6	有期メリット増減率表	175
第7	メリット収支率の変動範囲についての表	176
第8	第一種調整率	177
第9	第二種調整率	177
第10	メリット収支率の分子に算入する額	178
第11	メリット制適用要件早見表	179
第12	改正メリット増減率の適用時期について	180



## メリット制の目的及び本手引について

### 1 メリット制の目的

労災保険率は、事業主間の負担の公平性を期するため事業の種類ごとに災害率等に応じて定められているが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力の如何等によって、個々の事業のごとの災害率にはかなりの高低が認められる。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進する意味において、例えば同種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率に応じ、保険技術的に許される範囲内において、

- ① 継続事業については、その事業についての事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げ又は引き下げた率を次の次の保険年度の労災保険率とし、
- ② 有期事業については、確定保険料の額を一定範囲内で引き上げ又は引き下げることとしている。

これが労災保険率ないし確定保険料の「メリット制」と呼ばれる制度である。

### 2 継続・有期メリット制事務処理手引について

メリット制の内容及び事務処理は、事業が継続事業（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第7条の規定により一の事業とみなされた事業（以下「一括有期事業」という。）を含む。）の場合と有期事業の場合で異なる。そこで、本手引においても、継続事業に係る事務処理と有期事業に係る事務処理を分けて記述してある。

### 3 メリットシステムについて

現在、メリット制に係る機械処理システムは、徴収・給付双方のシステムから切り離された独立のシステムとなっている。このため、すべての処理が自動化されているわけではなく、データの補正入力等について、時期・回数が制限されている。

### 4 二次健康診断等給付について

平成13年4月1日から二次健康診断等給付が創設されたことに伴い、労災保険率の設定方法及びメリット制の取扱いが改められた。

#### ① 労災保険率の設定

労災保険率の設定に当たっては、過去3年間の二次健康診断等給付の受給者数及び二次健康診断等給付に要した費用の額をも考慮するものとされた。すなわち、労災保険率の中に二次健康診断等給付に係る要素が含まれることとなった。

一方、従来から第一種特別加入保険料率は当該事業についての労災保険率と同一の率とされて

いたが、二次健康診断等給付制度は特別加入者については適用されないことから、第一種特別加入保険料率は労災保険率と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「二次健康診断等給付に係る率」という。）を減じた率とされた。

実際には、現在、二次健康診断等給付に係る率は零と定められている（徴収則第21条の2）ため、労災保険率と第一種特別加入保険料率は同一の率となっている。

名称	率	根拠条文
非業務災害率	1,000分の1	徴収則第16条第2項
二次健康診断等給付に係る率	0	徴収則第21条の2
第一種特別加入保険料率	労災保険率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率	徴収法第13条
特別加入非業務災害率	非業務災害率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率	徴収法第12条第3項 徴収法第13条

## ② メリット収支率の算定

二次健康診断等給付の性格及びメリット制の趣旨にかんがみ、二次健康診断等給付に関する費用の額及び保険料は、通勤災害に関する保険給付及び保険料と同様に、メリット収支率の算定基礎には含めない。

【法令の略称】

本手引における法令の略称は次のとおりである。

改正法＝労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律  
(平成12年法律第124号)

改正省令＝労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の  
一部を改正する等の省令(平成13年厚生労働省令第32号)

労災法＝労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)

徴収法＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

徴収令＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令(昭和47年政令第46号)

徴収則＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号)

特別支給金規則＝労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)

労基法＝労働基準法(昭和22年法律第49号)

労基則＝労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

一酸化炭素中毒法＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)  
(CO法) (労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)によ  
る改正後のもの)

一酸化炭素中毒則＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和42年労働  
省令第28号)

整備法＝失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収  
等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和44年法律第85号)



# I メリット制の概要



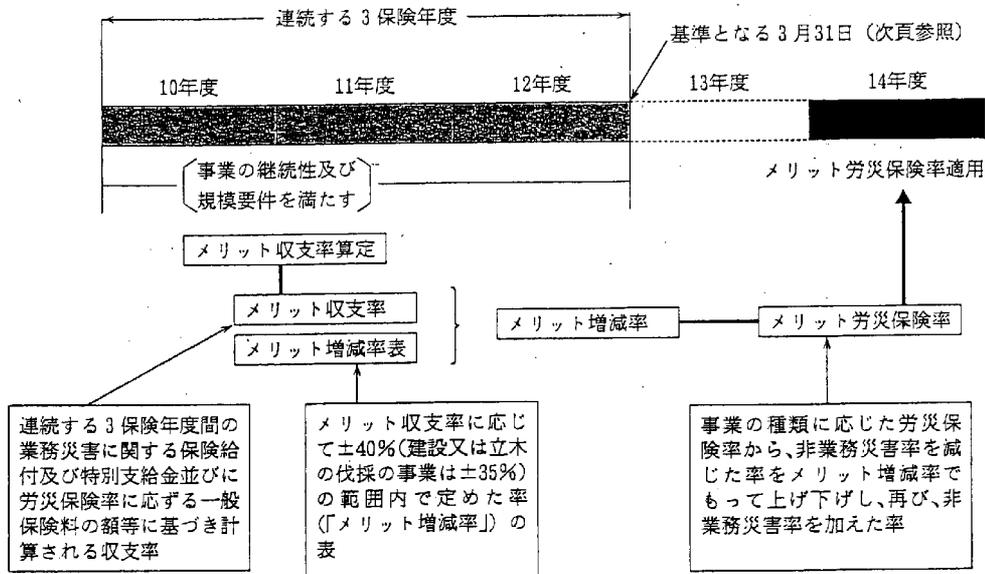
# 第1 継続事業のメリット制

## 1 概要

継続事業（一括有期事業を含む。）におけるメリット制（以下「継続メリット制」という。）は、徴収法第12条第3項及び徴収法第12条の2並びに徴収則第17条から第20条の6、徴収則附則（昭和47年労働省令第8号）第1条の2及び徴収則別表第3等に規定されている。

継続メリット制は、一定の要件を満たす事業であって、連続する3保険年度の間における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに労災保険率に応ずる一般保険料の額等から所定の方法により計算される率（以下「メリット収支率」という。）が85%を超え、又は75%以下であるものについては、当該事業と同種の事業に係る徴収則別表第1に掲げる労災保険率（以下「基準となる労災保険率」という。）から非業務災害率（労災法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の通勤災害に係る率及び二次健康診断等給付に要した費用の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率）を減じた率を、±40%の範囲内においてメリット収支率に応じて定められた率（以下「メリット増減率」という。）だけ引き下げ又は引き上げた率に非業務災害率を加えた率（以下「メリット労災保険率」という。）を、当該連続する3保険年度の最後の保険年度の次の次の保険年度の労災保険率とする制度である。

### 【継続メリット制の概要】



## 2 適用の対象となる事業

継続メリット制の適用を受ける事業は、以下に示す「事業の継続性」に関する要件と「事業の規模」に関する要件とを同時に満たしていることが必要である（徴収法第12条第3項）。

### (1) 事業の継続性

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という。）現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した後3年以上経過していること（徴収法第12条第3項）。

### (2) 事業の規模

基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 100人以上の労働者を使用する事業であること（徴収法第12条第3項第1号）。
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を乗じて得た数（以下「災害度係数」という。）が0.4以上の事業であること（徴収法第12条第3項第2号及び徴収則第17条第2項）。

すなわち

$$\text{労働者数} \times (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

を満たす事業であること。これは、以下のように表すこともできる。

$$\text{最低労働者数} = \frac{0.4}{\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}} \text{を下回らない最小の整数}$$

なお、非業務災害率は平成13年4月1日現在1,000分の1と定められている（徴収則第16条第2項）。また、事業の種類別のメリット制適用のための最低労働者数については、VI章第2「最低労働者数早見表」を参照すること。

## 3 メリット収支率

メリット収支率は、基準となる3月31日以前の連続する3保険年度（以下、「メリット収支率算定期間」という。）の間における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額と、労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率（非業務災害率から二次健康診断等給付に係る率を減じた率）に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第一種調整率を乗じて得た額等から計算される率であり、その算定式は概ね次のとおりである。

基準となる3月31日以前3保険年度の間 業務災害に関して支払われた保険給付及び特 別支給金の額 ただし、年金たる保険給付その他厚生労働 省令で定めるものはその定めるところによる	-	遺族失権差額一時金及び当該遺族失権差 額一時金の受給権者に支払われる遺族特別 一時金の額 障害補償年金差額一時金及び障害特別年 金差額一時金の額 特定疾病にかかった者に係る保険給付及 び特別支給金の額 第三種特別加入者に係る保険給付の額及 び特別支給金の額
--	---	--

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{上記の式}}{\text{基準となる3月31日以前3保険年度間の労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額及び第一種特別加入保険料の額から特別加入災害非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額}} \times 100$$

基準となる3月31日以前3保険年度間の労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額及び第一種特別加入保険料の額から特別加入災害非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額	×第一種調整率
---	---------

- (注1) 遺族失権差額一時金とは、労災保険法第16条の6第1項第2号の規定による遺族補償一時金のことである。
- (注2) 分子の「-」は、分子に算入しないという意味である。
- (注3) 第一種調整率の具体的な値については、IV章第8「第一種調整率（徴収則第19条の2）」を参照すること。

#### 4 メリット増減率

基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を増減する率（メリット増減率）は、IV章第4「継続メリット増減率表（徴収則別表第3及び第3の2）」のとおり、メリット収支率に応じて定まる。

#### 5 メリット労災保険率

メリット制が適用される保険年度において適用される労災保険率は、基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率をメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率（メリット労災保険率）である。

メリット労災保険率＝

$$(\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

## 第2 一括有期事業のメリット制

### 1 概要

建設の事業及び立木の伐採の事業に係る一括有期事業については、その全体が一の継続事業とみなされるため、継続事業のメリット制が適用される。

### 2 適用の対象となる事業

一括有期事業に係るメリット制の適用を受ける事業は、継続事業と同様に「事業の継続性」に関する要件と「事業の規模」に関する要件とを同時に満たしていることが必要である。ただし、事業の規模については、一括される個々の有期事業の性質上、常時使用する労働者を確定し難いことなどのため、継続事業とは異なる要件を設定している。

#### (1) 事業の継続性

継続事業と同様、基準となる3月31日現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した後3年以上経過していることが要件となる（徴収法第12条第3項）。

#### (2) 事業の規模

個々の事業の確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）の合計が100万円以上である事業（徴収則第17条第3項）。

### 3 メリット収支率

個々の現場ごとに計算するのではなく、一括された全体についてメリット収支率を計算する。計算方法は継続事業におけるメリット収支率と同様である。

### 4 メリット増減率

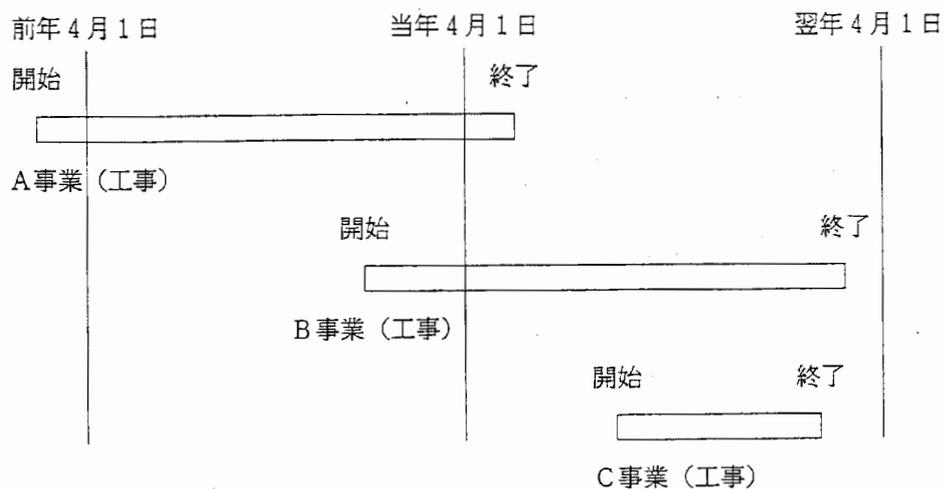
メリット収支率に応じて定まるメリット増減率は、IV章第5「一括有期メリット増減率表（徴収則別表第3）」のとおり、±35%の範囲内で設定されており、継続事業のメリット増減率とは異なる。

従来は±30%の範囲で増減率が定められていたが、平成13年3月31日から±35%の範囲の増減率に改正された。しかし、継続メリット制は翌々保険年度のメリット収支率を規定するものであるため、当該改正の影響は平成14年度から現れる。すなわち、平成13年度に適用されるメリット増減率は、±30%の範囲内で設定される。

### 5 メリット労災保険率

一括有期事業の場合、一括されている個々の事業に適用される基準となる労災保険率は、事業の開始年月日により異なっており、全体に対して一律のメリット労災保険率を適用することができないため、以下のように取扱う。

一括されている各事業の事業開始時における労災保険率を、当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率により増減させて、当該年度のメリット労災保険率の算定を行う。



- ① A、B、Cの各事業とも当年度のメリット増減率を適用する（当年度から新たにメリット制の適用を受けた事業を含む。）。
- ② 基準となる労災保険率は、A、B、Cそれぞれの事業開始時における労災保険率を適用する。

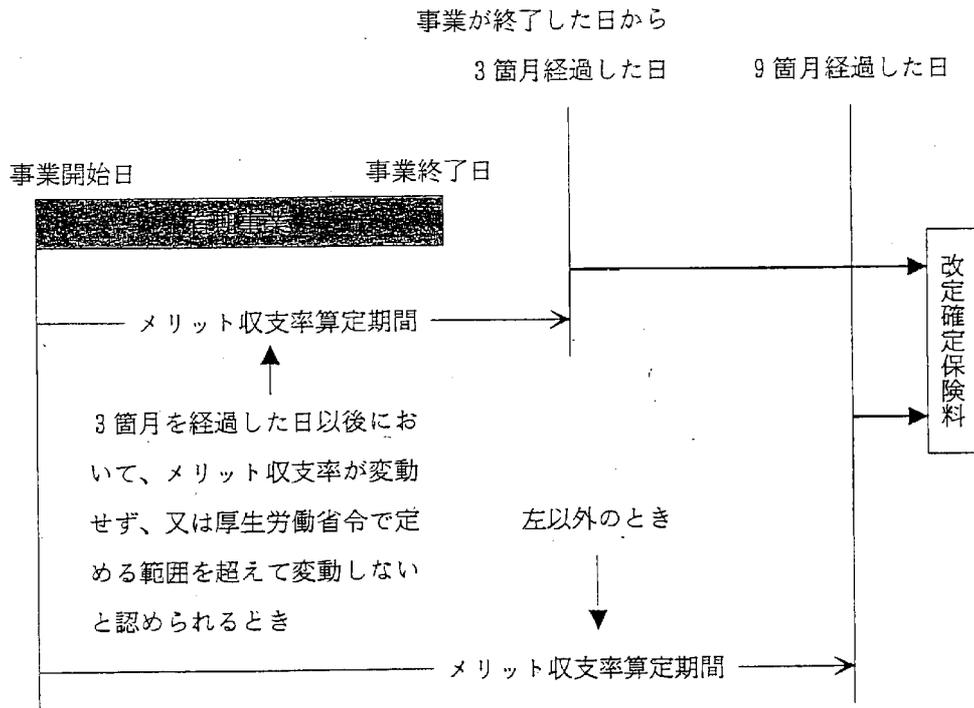
### 第3 有期事業のメリット制

#### 1 概要

有期事業（一括有期事業は除く。）については、建設の事業又は立木の伐採の事業であって、請負金額又は素材生産量などによって示される規模が一定水準以上であるか、又は確定保険料の額が100万円以上であるものについてメリット制が適用される。これは有期事業の性質上、常時使用する労働者を確定し難いことなどのため、確定保険料の額でみた規模によりメリット制を適用することとされたものである（徴収法第20条、徴収則第35条）。

また、継続事業のメリット制においては、その事業に適用されるべき基準となる労災保険率を引き上げ又は引き下げるが、有期事業のメリット制においては、一般保険料又は第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額を引き上げ又は引き下げるにより運用される。

#### 【有期メリット制の概要】



#### 2 適用の対象となる事業

##### (1) 建設の事業

次のいずれかの要件を満たしている事業であること。

- ① 確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）が100万円以上であること
- ② 請負金額が1億2,000万円以上であること

## (2) 立木の伐採の事業

次のいずれかの要件を満たしている事業であること。

- ① 確定保険料の額（非業務災害率に応ずる部分の額を含む。）が100万円以上であること
- ② 素材の生産量が1,000立方メートル以上であること

## 3 メリット収支率

適用要件を満たした事業について、確定保険料の額を引き上げ又は引き下げる基準となるメリット収支率の算定は、事業が終了した日から3箇月又は9箇月を経過した日の前日以前における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から所定の方法により計算される。

## 4 メリット増減率

前記3により算定されたメリット収支率が85%を超え、又は75%以下の事業について、その事業のメリット収支率に応じ、±35%の範囲内でメリット増減率が定められている（徴収則第35条、徴収則別表第6）。

有期メリット増減率表についてはIV章第6「有期メリット増減率表」を参照すること。

## 5 改定確定保険料

確定保険料の額を改定するのはメリット収支率が85%を超え、又は75%以下の場合であり、その事業の確定保険料の額（労災保険率に応ずる部分の額）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額にメリット増減率を乗じて得た額だけ、確定保険料の額を引き上げ又は引き下げた額を改定確定保険料とする。

### 【事業終了後3箇月を経過した日を算定日とする場合の収支率】

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{事業が終了した日から3箇月を経過した日} \\ \text{前における業務災害に関して支払われた保険} \\ \text{給付の額及び特別支給金の額} \\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚生労働} \\ \text{省令で定めるものはその定めるところによる} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{遺族失権差額一時金及び当該遺族失権差} \\ \text{額一時金の受給権者に支払われる遺族特別} \\ \text{一時金の額} \\ \text{障害補償年金差額一時金及び障害特別年} \\ \text{金差額一時金の額} \\ \text{特定疾病にかかった者に係る保険給付及} \\ \text{び特別支給金の額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{当該事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率を減じた率に} \\ \text{応ずる部分の額）及び第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料} \\ \text{率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）} \end{array} \right] \times \text{第一種調整率}} \times 100$$

【事業終了後9箇月を経過した日を算定日とする場合の収支率】

$$\begin{aligned}
 & \left[ \begin{array}{l} \text{事業が終了した日から9箇月を経過した日} \\ \text{前における業務災害に関して支払われた保険} \\ \text{給付の額及び特別支給金の額} \\ \text{ただし、年金たる保険給付その他厚生労働} \\ \text{省令で定めるものはその定めるところによる} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{遺族失権差額一時金及び当該遺族失権差} \\ \text{額一時金の受給権者に支払われる遺族特別} \\ \text{一時金の額} \\ \text{障害補償年金差額一時金及び障害特別年} \\ \text{金差額一時金の額} \\ \text{特定疾病にかかった者に係る保険給付及} \\ \text{び特別支給金の額} \end{array} \right] \\
 \text{メリット収支率} = & \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{当該事業の確定保険料の額（労災保険率から非業務災害率を減じた率に} \\ \text{応ずる部分の額）及び第一種特別加入保険料の額（第一種特別加入保険料} \\ \text{率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額）} \end{array} \right] \times \text{第二種調整率}}{\quad} \times 100
 \end{aligned}$$

## 第4 特例メリット制

### 1 概要

労働災害は、近年、全体として減少しつつあるとはいえ、今なお中小規模の事業で多く発生しており、中小企業における労働災害防止活動を一段と活発なものとする必要がある。

現在、中小企業向けに各種の労働災害防止施策が実施されており、一方、労災保険制度においても、事業主の保険料負担の具体的公平を図るとともに、事業主の労働災害防止活動を促進する視点から、個々の事業での労働災害の動向によって保険料の増減を行うメリット制が設けられているところである。中小企業における労働災害防止活動を一層促進し成果を挙げるためには、この両制度を緊密に関連付けることにより、労働災害防止施策の利用を一層促進していくことが効果的である。

そこで「建設の事業及び立木の伐採の事業」以外の継続メリット制が適用される事業において、中小企業事業主が、中小企業集団による安全衛生活動に参加するなど、労働者の安全又は衛生を確保するための特別の措置を講じた場合であって、メリット制の特例の適用を申告しているときは、メリット制による労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減幅を最大45%とする特例を設けている。

### 2 適用の対象となる事業

メリット制の特例の適用対象となる事業は、以下の(1)から(4)までの要件を全て満たす事業である。

- (1) 継続メリット制が適用される事業であって、「建設の事業及び立木の伐採の事業」以外の事業であること（徴収法第12条の2、徴収則別表第3の2）。
- (2) (3)の労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度において、常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主（以下「中小企業事業主」という。）が行う事業であること（徴収則第20条の2）。ここでいう事業主の常時使用する労働者数とは、個々の事業ごとの労働者数ではなく、企業全体の労働者数のことである。
- (3) 厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」という。）が講じられた事業であること（徴収則第20条の3）。すなわち、
  - ① 平成4年7月1日付け基発第391号「快適職場形成促進事業の施行について」により都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために事業主が講ずる措置
  - ② 平成7年3月22日付け労働省発基第22号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度について」に定める中小企業安全衛生活動事業助成制度の一環として事業主が講ずる措置
- (4) (3)の安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、労災保険率特例適用申告書（様式第5号の3（徴収則第20条の4））が提出されている事業であること（徴収則第20条の4）。

収法第12条の2)。

### 3 特例メリット制の適用期間

安全衛生措置を講じた中小企業事業主が、当該措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、当該措置を講じた事業に関し労災保険率特例適用申告書を提出したときは、当該措置が講じられた保険年度の次の次の保険年度から3保険年度の各保険年度、すなわち当該措置が講じられた保険年度がメリット収支率算定期間に含まれる保険年度について、当該事業が継続メリット制の適用要件を満たしている場合において、メリット制の特例による労災保険率の増減を適用する。

### 4 特例メリット労災保険率

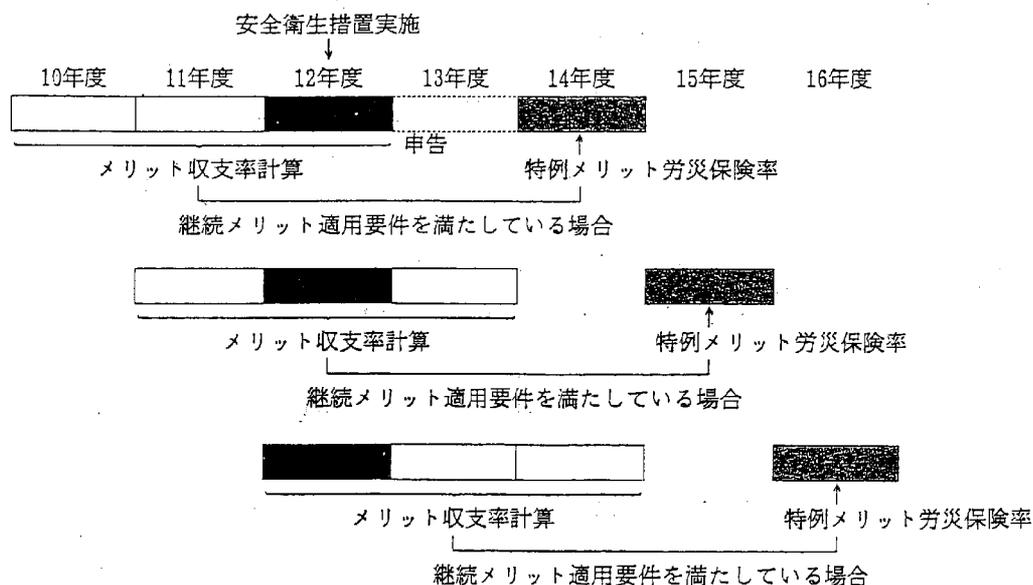
#### (1) メリット収支率

メリット制の特例による労災保険率の増減は、継続メリット制と同じ方法で算定するメリット収支率を基準として行う。

#### (2) 特例メリット増減率（徴収則別表第3の2）

メリット制の特例の適用を受ける場合、基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を引き上げ又は引き下げる率（以下「特例メリット増減率」という。）は、メリット収支率の区分に応じて定める「特例メリット増減率表」のとおりとなる（IV章第4「継続メリット増減率表」参照）。

#### 【特例メリット制の申告と適用】



(注1) 各年度は、4月1日から翌年3月31日まで

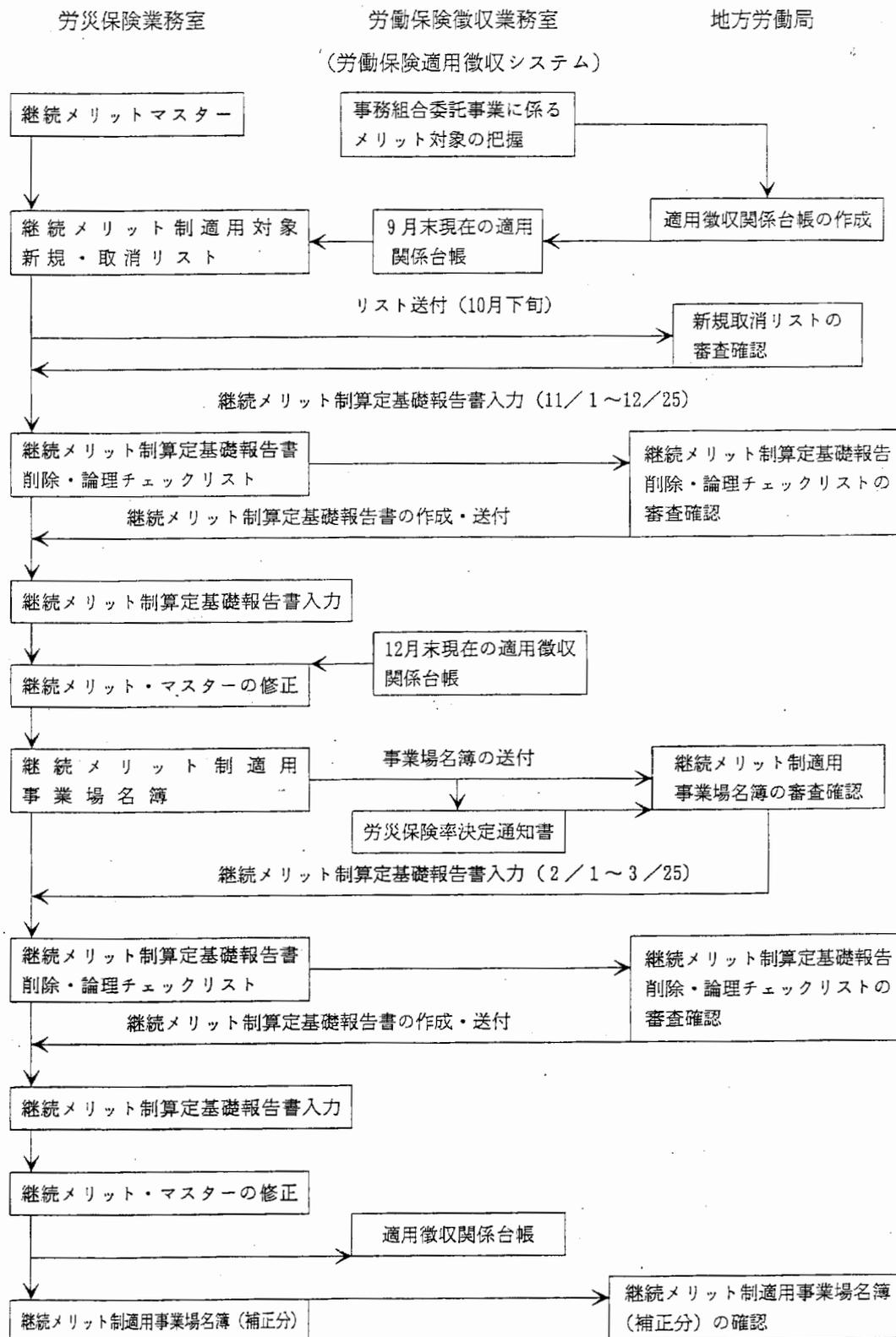
(注2) 安全衛生措置を講じた年度がメリット収支率算定期間に含まれるような保険年度において、労災保険率の特例が適用される。すなわち、申告年度の翌年度から3年間、特例申告の効力がある。

## Ⅱ メリット制に係る事務処理



# 第1 継続事業のメリット制に係る事務処理

## 1 事務処理の概要図



## 2 概要

継続メリット制の事務処理の概要は以下のとおりである。これに、事業主からの届出に基づく事業分割や特例メリット制等の処理が追加されることとなる。

### 2.1 継続メリット・マスターの作成

- ① 本省における当年度の継続メリット処理については、前年度の適用台帳及び年更台帳より適用要件を具備している事業を把握し、前年度の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を継続メリット・マスターに追加登記する。この際、前年度の継続メリット・マスターに登記されていた前年度以前の労働者数、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）、保険給付の額及び特別支給金の額を前々年度以前の数値として登記する。
- ② 前年度の継続メリット・マスターに登記され、継続メリット制の適用を受けていた事業が、当年度の処理においてメリット制の適用要件を具備しなくなったもの（「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」非メリット欄にコードが付された事業場）については、都道府県労働局（以下「局」という。）にその適否の確認を求めたうえで、当該事業に係るデータを継続メリット・マスターから削除する。
- ③ 当年度新たにメリット制の適用要件を具備する事業については、当該事業に係るデータを継続メリット・マスターに登記する。
- ④ 本省における機械処理により翌年度も引き続いてメリット制の適用があると判断した事業については、継続メリット・マスターを更新し確定する。
- ⑤ 事業消滅等により翌年度にメリット制の適用がないもの又は適用要件等の変更がある場合は、「継続メリット制算定基礎報告書」（以下「算定基礎報告書」という。）により取消又は変更の報告を行うこと。

### 2.2 継続メリット制新規・取消対象リストの審査確認

#### ① 新規にメリット制の適用のある事業

本省において、連続する3保険年度中の各保険年度の適用台帳及び年更台帳の内容から、翌年度に新規としてメリット制の適用があると判断した事業については、「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」（以下「新規・取消リスト」という。）に労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに「新規コード」欄に「1」を付して送付するので、リストの内容を検討のうえ、メリット制の適用を受ける事業の場合は、新規にメリット制の適用を受ける事業として確定すること。

なお、リストの内容を検討した結果、翌年度にメリット制の適用を受けない事業がある場合は、「算定基礎報告書」により取消の処理を行うこと。

#### ② 翌年度にメリット制の適用のない事業

本省において、当年度にメリット制の適用を受けている事業であって、翌年度にメリット制の適

用がないと判断した事業については、「新規・取消リスト」に労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等を印書するとともに、「非メリット」欄にコード ■■■、■■■ 又は ■■■（■■■ 消滅のもの、■■■ 労働者数又は確定保険料が適用要件を満たさないもの、■■■ 業種変更によるもの）を付して送付する。

なお、リストの内容を検討し適用要件を確認のうえ、翌年度にメリット制の適用のあるものが含まれている場合は、メリット制適用事業として取扱うべく「算定基礎報告書」により復活の処理を行うこと。

### 2.3 継続メリット制適用事業場名簿の審査確認

2.1及び2.2の結果と、12月末現在の最新の適用徴収関係台帳を用いて、「継続メリット制適用事業場名簿」（以下「適用事業場名簿」という。）が作成される。

ここに記載されたデータは、後述の「労災保険率決定通知書」の印書に使用される。したがって、この名簿に修正を加える必要がある場合、修正内容は労災保険率決定通知書の自動印書には反映されないため、手作業による補正作業が付随する。

### 2.4 労災保険率決定通知書の作成

労災保険率決定通知書とは、翌年度のメリット労災保険率について厚生労働大臣が決定し、継続メリット制適用事業場の事業主へ通知するもので、本省においてメリット計算処理後印書し、局に送付するので、「適用事業場名簿」及び年度更新用の「概算・確定保険料申告書」（以下、「年度更新申告書」という。）の労災保険率等と照合し、労働保険特別会計歳入徴収官印を押印のうえ「年度更新申告書」発送時に同封して事業主へ通知すること。

### 2.5 継続メリット制算定基礎報告書の入力

上に記載した処理も含めて、継続メリット制に係る各種の訂正処理は、原則として「継続メリット制算定基礎報告書」（帳票種別36104）を作成してOCR入力することにより行い、これをもって本省への報告とする。

また、入力後の帳票については、当該局で保管するものとする。

### 3 事業分割に係る事務処理

事業分割の考え方及びメリット収支率の算定方法等の詳細はⅢ章第1の4を参照すること。

#### 3.1 事業分割届甲乙票の受理

メリット制の適用要件を満たしていた事業の事業主が事業の分割を行う場合には、分割元事業の事業主は事業の分割の概要を記載した事業分割届甲票及び事業分割届乙票並びに労災保険率決定通知書の写しを分割元事業の所在地を管轄する都道府県労働局長あて提出することとする。

事業分割届甲票及び乙票に記載する事項

- ① 分割年月日
- ② 事業の分割の概要（新設と区別するため、別法人化、事業内容が異なる部門の独立化などを記載させる。）
- ③ 分割新設事業の名称・所在地・事業の種類・分割元事業の当年度メリット増減率・分割元事業からの移籍労働者数
- ④ 事業分割届乙票については、分割新設事業の労働保険番号

事業分割届甲票及び乙票を受理した都道府県労働局長は、確認欄に押印した事業分割届乙票を事業主に交付するものとする。

なお、事業の分割を行おうとする事業主が労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に労働保険の事務の処理を委託している事業である場合には、事業分割届を事務組合を通して当該事務組合の所在地を管轄する都道府県労働局長あて提出することとし、事業分割届乙票を当該事務組合を通して事業主に交付するものとする。

また、分割新設事業が複数になる場合には、分割新設事業ごとに提出するものとする。

#### 3.2 回送された事業分割届乙票の受理

分割新設事業の事業主は、分割元事業の事業主より回送された確認欄押印済の事業分割届乙票を、分割新設事業の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して分割新設事業の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出するものとする。

なお、分割新設事業が事務組合に委託する場合には、事業分割届乙票を事務組合を通じて当該事務組合の所在地を管轄する都道府県労働局長あて提出するものとする。

分割新設事業の保険関係成立届と事業分割届乙票が同時に提出された場合は、事業分割届乙票の新規労働保険番号欄は空欄で提出されるので、振り出した労働保険番号を新規労働保険番号欄に記入すること。

#### 3.3 継続メリット制算定基礎報告書の作成・入力

事業分割届乙票を受理した都道府県労働局長は、事業の分割が行われた年度に算定基礎報告書を作成し、OCR入力することにより、事業の分割の情報を本省に報告すること。

### 3.4 事業分割届乙票の確認印について

事業の分割は複数の管轄局にまたがって行われる場合があり、また、事業分割届甲乙票は事業主証明欄が複写式となっていないため（一般には事業主が異なる）、事業分割届甲乙票が同時に提出されたことを確認する手段が必要となる。

そこで、事業分割届乙票に局の確認印が押されていることによって「分割届の甲乙票が同時に提出された」ことの確認としているものである。

したがって、事業分割届乙票に確認印が押されていることをもって、メリット制が分割新設事業に引き継がれることが必ずしも確定するわけではない。

## 4 特例メリット制

特例メリット制に係る主な事務として以下のものが挙げられる。

- ① 安全衛生措置実施等の確認
- ② 労災保険率特例適用申告書の受付
- ③ 特例メリット台帳への登記
- ④ 労災保険率特例適用申告書の入力

事務処理の詳細については、本章第4を参照すること。

平成 年度継続メリット制適用対象新規・取消リスト

年 月 日 頁

労働保険番号				成立年月日	業種	労働者数			確定保険料の額			新規コード	非メリット	備 考
所掌	管轄 (1)	基幹番号	枝番号			前々々年度	前々年度	前年度	前々々年度	前々年度	前年度			

- (注) 1 この表は、9月末現在の適用台帳及び年更台帳の内容により作成したものである。  
 ただし、「労働者数」欄の前々々年度及び前々年度の労働者数並びに「確定保険料の額」欄の前々々年度は、継続メリット・マスターの内容である。
- 2 新規にメリット対象となる事業は、「新規コード」欄に ■ を付す。
- 3 翌年度非メリット対象となる事業は、「非メリット」欄に次のコードを付す。
- |                    |   |   |   |
|--------------------|---|---|---|
| ① 消滅のもの            | → | ■ | 「算定基礎報告書」にて「復活」の報告がなされなかった場合、継続メリット・マスターから削除。 |
| ② 労働者数又は保険料が満たないもの | → | ■ |   |
| ③ 業種変更によるもの        | → | ■ |   |
- 4 上記2及び3のコードが同時に付されている場合は、上記3（非メリット）のコードが優先される。

5 各種様式  
 5.1 継続メリット制適用対象新規・取消リスト  
 (1) 様式

(2) 印書内容

この「新規・取消リスト」は9月末現在の適用台帳及び年更台帳の内容により作成したもので、各欄の印書内容は次のとおりである。

項目	内容	
労働保険番号	継続メリット制適用対象新規・取消事業場の労働保険番号を印書する。 (注) 当年9月末までの間に、キー変更処理のされたものについては、変更後の労働保険番号で印書する。	
成立年月日	継続メリット・マスターに登記されている保険関係成立年月日を印書する。	
業種	継続メリット・マスターに登記されている業種コードを印書する。	
労働者数	前々々年度	
	前々年度	継続メリット・マスターに登記されている労働者数を印書する。
	前年度	適用台帳に登記されている労働者数を印書する。
確定保険料の額	前々々年度	
	前々年度	継続メリット・マスターに登記されている確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。
	前年度	年更台帳に登記されている確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。
		前年度
<p>なお、前年度以前の年更台帳に確定保険料の差額（保険料算定基礎調査等による確定保険料の追徴額及び還付額）が登記されているものは、その差額と当該年度の確定保険料の額との合算額を印書する。</p> <p>(注1) 前年度以前において当該事業に係る「算定基礎報告書」により確定保険料の額（非業務災害分を除く。）が報告された場合は、その確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を印書する。</p> <p>(注2) 前年度に消滅確定し、事業場の移転報告がされた場合は、当該確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を合算し印書する。</p>		
新規コード	当年度にメリット制の適用のない事業で翌年度新たにメリット制の適用となると思われるものについて、新規コード欄に ■■■ を付す。	
非メリット	<p>当年度メリット制の適用事業で、翌年度メリット制の適用要件を満たしていない事業場について、下記要件により次のコードを付す。</p> <p>当年度の適用台帳に該当事業が登記されていない事業又は 消滅年月日が登記されているもの …………… ■■■</p> <p>労働者数又は確定保険料の額が適用要件に満たないもの …………… ■■■</p> <p>業種変更のもの …………… ■■■</p> <p>(注) 港湾荷役関係事業で当年度メリット計算の際に合算処理を行った事業については、当該事業のすべてが消滅した場合のみ「非メリット」欄にコード ■■■ を付す。</p> <p>また、港湾荷役関係事業で同一事業主（基幹番号の同一のもの）について事業の種類ごとに枝番号を付しているものは、機械処理により合算処理を行い、適用要件を満たしていれば、各事業ごとの使用労働者数が20人未満のものであっても「非メリット」欄にはコードを付さない。</p>	

### (3) 事務処理

イ 「新規・取消リスト」に印書されている事業について、労働者数及び確定保険料の額（非業務災害分を除く。）等の内容を確認し、新規、変更又は取消を必要とする場合は、次の処理により「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

なお、「新規・取消リスト」に印書されている内容を変更する必要がある場合は、「算定基礎報告書」を作成する必要はない。

#### (イ) 新規の処理

翌年度新規にメリット制の適用を受ける事業であって「新規・取消リスト」に印書されていない場合又は継続してメリット制の適用を受ける事業であって前年度に復活等の「算定基礎報告書」の入力漏れにより、継続メリット・マスターから削除された事業場は、新規として「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

また、事務組合委託事業については、3保険年度すべてにおいて適用要件を満たすものであっても個々の委託事業ごとの独立した労働保険番号（枝番号）により適用徴収関係各台帳に登記されていないもの（委託事業で個別適用されていないもの）については、「新規・取消リスト」に印書されないため、翌年度における新規メリット制適用事業の有無を保険料申告書等により確認のうえ、適用となる事業があれば、新規として「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

なお、この場合には、当該委託事業を個別管理すべく適用徴収関係各台帳の作成を同時に行うこと。

#### (ロ) 変更の処理

「新規・取消リスト」に印書されている新規適用事業（「新規コード」欄に ■■■ が付されているもの）で、各保険年度の「労働者数」及び「確定保険料の額」等の印書内容を確認し、変更する必要がある場合は、変更として「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

ただし、当年度における保険料算定基礎調査等により前年度又は前々年度確定保険料の額及び業種を変更する場合は、適用徴収関係各台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃）までに変更処理すること。この場合、変更の「算定基礎報告書」の作成は必要ない。

#### (ハ) 復活の処理

「新規・取消リスト」に印書されている取消の事業のうち「非メリット」欄にコード ■■■、■■■、■■■ が付されているもので、翌年度もメリット制の適用事業であれば復活として復活すべき項目を記入して「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

#### (ニ) 取消の処理

「新規・取消リスト」に印書されている新規適用事業で、各保険年度の適用要件を確認し、各保険年度のいずれかの年度において適用要件を満たしていないものがある場合は、取消として当該年度の取消コード区分により「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力すること。

#### ㈣ 事業分割の処理

「新規・取消リスト」は算定基礎報告書入力以前の処理で作成されるため、分割年度においては、分割新設事業は未出力となるので注意すること。

なお、分割元事業が、分割年度及びその翌年度においてもメリット労災保険率が適用される事業であることが、分割新設事業のメリット制適用の前提条件となるため、「新規・取消リスト」において、分割元事業の「非メリット」欄にコード ■■■、■■■ 及び ■■■ が付されているものについてはその内容について確認するとともに、メリット制の適用要件を満たしているものについては復活処理をすること。

復活報告がされない場合は、メリット制適用の対象外とされるので注意すること。

分割元引継事業及び分割新設事業が翌年度以降の「新規・取消リスト」に現れる場合、分割年度の保険料額及び労働者数は①及び②のようになる。

① 年度当初（4/1）に分割が行われた場合

保険料額及び労働者数は、分割後の事業場毎のものをそれぞれ出力する。

② 年度途中（4/2～翌年3/31）に分割が行われた場合

保険料額については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の合算値を、また労働者数については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の延労働者数を合算し、それを12で除した値（小数点以下切り捨て）を、各々分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業のそれぞれに同じ値を出力する。

なお、労働者数の算定に当たっては、4月中に分割が行われた場合は、経過月数を0月として計算する。

#### ロ 継続してメリット制の適用のある事業の修正

本省において翌年度も引き続いてメリット制の適用があると判断した事業については、機械処理により継続メリット・マスターに登録を行うが、登記した事業（前年度にメリット制の適用があり、当年度「新規・取消リスト」に印書されていない事業）で当年度において第三者から損害賠償金として納入すべき額、CO法による介護料及び診察等の措置に要する費用の額の調整額を算入又は保険料算定基礎調査等により内容を変更する必要がある場合には、前記イ(㊦)の処理と同様に行うこと。

## 平成 年度 継続メリット制適用事業場名簿

平成 年 月 日 頁

① 労働保険番号				① 業種	③ 保険給付額累計 (3年度) 特別支給金累計 給付額合計		④ 確定保険料額累計 (3年度) 「上段」調整前 「下段」調整後		⑤ メリット 収支率	⑥ メリット 増減率	⑦ 非業災減 災 災 保 保 率 率	⑧ 非業災減 メリット 保 保 率 率	⑨ マ ー ク							⑩ 前年度 メリット 増減率	備考			
府 所 管 県 庁 (1)	管 轄 基幹番号	枝番号	① 前々々年度		② 前々年度	③ 前年度	④ 前々々年度	⑤ 前々年度					⑥ 前年度	業種 変更	合算 表示	年更 台帳 なし	一括 有期	労基 法相 当額	移転 事業			算定 基礎 報告	特例 適用 あり	前年度 メリット 保険率 (非業災減)
①				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨ マ ー ク							⑩						
					⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯														

- (注) 1 業種、確定保険料については、12月末現在の適用徴収関係各台帳の内容である。
- 2 「業種変更」欄は、12月末現在の適用徴収関係各台帳の業種と継続メリット・マスターの業種が異なっている事業場については、「\*」を付す。
- 3 「合算表示」欄は、港湾関係事業（「73」、「74」）について「\*」を付す。
- 4 「当年度年更台帳なし」欄は、算定基礎報告書による新規等で年更台帳のないものについて「\*」を付す。
- 5 「一括有期」欄は、一括有期事業（02、31～38業種で適用種別 ■■■）のものについて「\*」を付す。
- 6 「労基法相当額」欄は、前年度に労基法相当額をメリット計算に算入したものについて「\*」を付す。
- 7 (1) 「移転事業」欄は、移転した年度を次により表示する。  
 ①当年度→ ■■■、②前年度→ ■■■、③前々年度→ ■■■、④前々々年度→ ■■■  
 (2) 分割事業について、前年度、前々年度及び前々々年度のいずれかの年度に合算されている場合は、当該年度に「\*」を付す。
- 8 「算定基礎報告」欄は、報告書により新規、変更及び復活をした事業場についてそのコードを次により表示する。  
 ①新規→ ■■■、②変更→ ■■■、③分割（新設）→ ■■■、④復活→ ■■■
- 9 「特例適用あり」欄は、特例メリット制の適用を受けている事業場について「\*」を付す。
- 10 「前年度メリット増減率、メリット保険率」欄は、継続メリット・マスターの内容である。

(2) 印書内容

この「適用事業場名簿」は、メリット制の適用のある事業について、メリット計算した結果を印書したもので、各欄の印書内容は次のとおりである。

項目番号	項目	内 容
1	労働保険番号	継続メリット制適用事業場の労働保険番号を印書する。
2	業 種	12月末現在の適用台帳に登録されている業種を印書する。
3	保険給付累計 (3年度)	11～13のうち保険給付額を合計した額を印書する。
	特別支給金累計 (3年度)	11～13のうち特別支給金を合計した額を印書する。
	給付額合計 (3年度)	「保険給付額累計(3年度)」及び「特別支給金累計(3年度)」を合計した額を印書する。
4	確定保険料額累計 (3年度)	「上段」 前年度以前3保険年度の確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を合計した額を印書する。
		「下段」 各年度の確定保険料の額(非業務災害分を除く。)に該当年度の第一種調整率を乗じ、3年度分を合計した額を印書する。
5	メリット収支率	メリット収支率を印書する。  (注1)メリット収支率が9,999を超える場合は9,999とする。  (注2)メリット収支率の小数点以下は切り上げとなっている(制度上、この処理で適正に対応できる)。
6	メリット増減率	徴収則別表第3の非業務災害率を減じた労災保険率に対する増減の割合で、減の場合は「-」(マイナス)符号を付す。
7	非業災減 労災保険率	労災保険率から非業務災害率を減じた率を印書する。
8	非業災減メリット 労災保険率	当該事業に翌年度適用されるメリット労災保険率から非業務災害率を減じた率を印書する。
9	マ	業種変更 当年度12月末現在の適用台帳の業種と継続メリット・マスターの業種(中分類)が異なっている事業について「*」を付す。
	ー	合算表示 港湾荷役関係事業(「73」、「74」業種)について「*」を付す。
	ク	年更台帳なし 「算定基礎報告書」により、新たにメリット制を適用する事業で当年度の年更台帳に該当がないもの(0円確定も含む)について「*」を付す。
		一括有期 一括有期事業(02、31～38業種で適用種別「5」)のものについて「*」を付す。

項目番号	項目	内 容	
9	マ ー ク	労基法 相当額	労働基準法相当額を本省において把握し、メリット計算に算入したものについて「*」を付す。
		移転事業	メリット適用事業であって、移転報告の処理を行った事業の消滅年月日により移転年度別に次のコードを表示する。 移転年度    コード 当年度        ■ 前年度 前々年度 前々々年度  移転年度が前々々年度以前のものについては、全て前々々年度コード ■ を表示する。 年度途中で事業の分割が行われた事業場については、分割元引継事業場及び分割新設事業共に、分割年度の翌年度以降において、分割日の属する年度の保険料等が合算処理されていることを示すために、「*」を表示する。
		算定基礎 報 告	「算定基礎報告書」により新規、変更又は復活が報告された事業について、次のコードを表示する。  種別    コード 新規    ■ 変更 分割 復活
		特例適用 あ り	当年度において、特例メリット制の適用を受けている事業場について「*」を付す。
10	前年度メリット 増 減 率  前年度メリット 保険率（非業災減）	当年度において適用された「メリット増減率」、「メリット保険率」をそれぞれ印書する。  (注) 算定基礎報告欄に ■ が表示された事業のうち当年度メリット増減率及び当年度メリット料率の入力がなかった場合は、「前年度メリット増減率」、「前年度メリット保険率」は空欄となる。	
11~13	前々々年度保険給 付、特別支給金  前々保険年度保険 給付、特別支給金	「上段」	メリット収支率算定の際に分子に計上された保険給付額であり、各年度ごとの通常支払われた保険給付額及び回収を決議した額に「算定基礎報告書」により入力された第三者から損害賠償金納入を決議した額等を減じ、年金に係る労働基準法相当額及びC O法に基づく給付額等を加えた額を印書する。
	前年度保険給付、 特別支給金	「下段」	メリット収支率算定の際に分子に計上された特別支給金支払額であり、各年度ごとの通常支払われた特別支給金支払額及び回収を決議した額に「上段」の保険給付額と同様のデータを加減した額を印書する。

項目番号	項目	内容
14~16	前々々年度確定 保険料額（非業災減）	各年度ごとの調整前確定保険料の額（非業災減）をそれぞれ印書する。
	前々年度確定 保険料額（非業災減）	
	前年度確定 保険料額（非業災減）	

### (3) 事務処理

イ 「業種変更」欄に\*印が付されているものについては、実際に「事業の種類」に変更あったか否かを確認し、次により処理すること。

(イ) 適用業種の変更又は誤りで適用徴収関係各台帳の業種を変更した場合には、変更後の業種で適用要件を確認し、適用のないものについて、「適用事業場名簿」を抹消（朱書）し、備考欄に「適用なし」の表示をすること。

(ロ) 翌年度にメリット制の適用があるものは、必要に応じて「適用事業場名簿」の「業種」欄、「非業災減労災保険率」欄、「非業災減メリット保険率」欄を修正（朱書）すること。

ロ 「合算表示」欄に\*印が付されているものについては、当該事業が適正に合算処理されているか確認し、「算定基礎報告書」の記入誤り又は基幹番号が異なる等の事由で合算処理が出来なかったものがあれば、合算処理した内容によりメリット計算を行い、合算する事業それぞれについて「適用事業場名簿」の「保険給付額累計」欄、「確定保険料額累計」欄、「メリット収支率」欄、「非業災減メリット保険率」欄等を修正（朱書）し、備考欄に合算した相手の労働保険番号を記入すること。

なお、基幹番号が異なるため合算処理が出来なかった場合には、基幹番号を統一すべく、適用台帳の変更を併せて行うこと。

ハ 「年更台帳なし」欄に\*印が付されているものについては、保険料申告書等により事業の消滅の有無を確認し、当該事業が翌年度にメリット制の適用のあるものであれば、「年度更新申告書」及び「労災保険率決定通知書」を作成するとともに、年更台帳を作成すること。

また、「算定基礎報告書」の労働保険番号の記入誤り等の事由により、翌年度にメリット制の適用のないものであれば、「適用事業場名簿」を抹消（朱書）し、備考欄に「取消」の表示をすること。

ニ 「算定基礎報告書」欄に「1」が表示された事業については、当年度のメリット制の適用の有無を確認し、当年度のメリット制の適用がある場合は、「適用事業場名簿」の前年度メリット増減率及び前年度メリット保険率を修正（朱書）するとともに、「年度更新申告書」の修正又は新規作成等、必要な処理を併せて行うこと。

ホ 「適用事業場名簿」に印書されている事業のうち、翌年度にメリット制の適用のあるもので、当年度1月～3月中に労働保険番号を変更したものについては、次により処理すること。

(イ) キー変更処理のもの

キー変更処理により、労働保険番号の変更を行った事業については、旧番号で印書されている「適用事業場名簿」の備考欄に「労働保険番号変更」と表示するとともに、新しい労働保険番号を記入すること。

(ロ) 移転事業等のもの

他府県から移動してきた事業で移転前事業場が「適用事業場名簿」に印書され、移転後事業場が「適用事業場名簿」に印書されていない事業、又は事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上、新規として保険関係が成立した事業については、新しい労働保険番号で移転として「算定基礎報告書」(補正分)を作成し、追加報告すること。

ヘ 「適用事業場名簿」(補正分)に印書されていない事業であって新たに追加する事業がある場合には、名簿の末尾に当該事業に係るデータを記入し、備考欄に「新規」と表示すること。

ト 「適用事業場名簿」に印書されている事業を取消、若しくは内容を変更し、又は新たに追加する場合は、その内容を「算定基礎報告書」(補正分)に記入し、OCR入力するとともに、「年度更新申告書」及び「労災保険率決定通知書」の破棄、修正又は新規作成等、必要な処理を併せて行うこと。

チ 「適用事業場名簿」に印書されている事業について、労災保険率の特例適用の追加又は取消が生じた場合は、「算定基礎報告書」(補正分)の特例コードに適用あり又は適用なしコードを記入し、変更として追加報告すること。

なお、当該事業に係る「労災保険率特例適用申告書」(以下「特例申告書」という。)は、翌年度4月1日以降に前年度分としてOCR入力すること。

リ 事業分割について

事業分割が「算定基礎報告書」で入力された事業場については、「適用事業場名簿」の算定基礎報告欄に分割であることを示すコード ■■■ が表示される。

適用事業場名簿上、当該表示のある分割新設事業の保険給付額等については、分割元引継事業の保険給付額等の内容が表示される。

なお、年度途中に分割が行われた事業場については、分割元引継事業及び分割新設事業共に分割年度の翌年度以降において、分割日の属する年度の保険料等が合算処理されていることを示すために「適用事業場名簿」の移転欄に「\*」を表示する。ただし、分割日の属する年度が「適用事業場名簿」の出力年度の4箇年度以前となった場合は空白となる。

したがって、事業場名簿の算定基礎報告欄に ■■■ が表示された分割新設事業については、「適用事業場名簿」に印書された保険給付額等が、分割元引継事業の保険給付額等の内容に一致しているか否かを確認すること。

移転欄に「\*」が表示されているものについては、合算処理が適正にされているかを確認し、

適正に処理されていなかった場合は、手計算を行い修正すること。

分割年度の保険料額、保険給付額等の表示は①及び②のようになる。

① 年度当初（4 / 1）に分割が行われた場合

保険料額、保険給付額等は分割後の事業場毎のものをそれぞれ出力する。

② 年度途中（4 / 2～翌年3 / 31）に分割が行われた場合

保険料額及び保険給付額等については、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業の合算値を、分割元事業、分割元引継事業及び分割新設事業のそれぞれに同じ値を出力する。

分割新設事業の分割年度における前年度メリット増減率は空白とする。

5.3 継続メリット制算定基礎報告書

(1) 様式

局		継続メリット制算定基礎報告書		枚のうち 枚目	
職業種別 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/>		① 削除コード <input type="text" value=""/>			
② 労働保険番号 行 場 所 業 種 職 位 年 齢 性 別 年 齢 分 <input type="text"/> <input type="text"/>			④ 保険関係成立年月日 年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
③ 業種 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		⑤ 当年度メリット増減率 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		⑦ 当年度メリット料率 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
労働者数			確定保険料		
前々々年度	⑧ <input type="text"/>	⑩ <input type="text"/>			
前々年度	⑨ <input type="text"/>	⑪ <input type="text"/>			
前年度	⑫ <input type="text"/>	⑬ <input type="text"/>			
保険給付費			特別支給金		
前々々年度	⑭ <input type="text"/>	⑯ <input type="text"/>			
前々年度	⑮ <input type="text"/>	⑰ <input type="text"/>			
前年度	⑱ <input type="text"/>	⑲ <input type="text"/>			
② 移転前労働保険番号 行 場 所 業 種 職 位 年 齢 性 別 年 齢 分 <input type="text"/> <input type="text"/>			④ 消滅年月日 年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
③ 当年度に移転した事業の確定保険料 <input type="text"/> <input type="text"/>			給付調整額の内訳 ○ 徴収則 18-2 ○ C O 法 ○ 賠償取得額等		

(物品番号 7531)

(2) 継続メリット制算定基礎報告書の記入要領  
 不・必要な記入項目と注意事項

記入項目 入力要件	削除 コード	新取変 コード	労働保険		成 立 業 種	当 年 度 メ リ ッ ト 増 減 率	当 年 度 メ リ ッ ト 料 率	特 例 コ ー ド	労働者数			確定保険料			保険給付費			特別支給金			移 転 前 消 滅 当 年 度 確 定 保 険 料			
			番号	年月日					前々々 年 度	前々 年 度	前 年 度		労働 保 険 番 号	年 月 日	保 険 料									
			○	×					×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×
削除	■	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
新規	×	■	○	○	○			▲	○	○	○	○	○	○										
取 前年度	×	■	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
前々年度	×	■	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
消 前々々年度	×	■	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
変更	×	■	○					▲					△	△							△	△		
合併	×	■	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○		
分割	×	■	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	
復活	×	■	○					×					△	△							△	△		

- … 必須入力
- × … 入力不可
- △ … 移転報告の場合必須入力
- ▲ … 補正分のみ入力可（2月1日～3月25日）
- 空欄 … 該当がある場合のみ記入

〈注意事項〉

- (イ) 変更の場合、労働保険番号及び変更コード ■ の他に、必ず1項目以上記入すること。
- (ロ) 同一労働保険番号による合併報告以外のデータを複数件入力した場合、継続メリット・マスターの更新処理不可能となるため、復活と同時に項目を変更する場合には、労働保険番号及び復活コード ■ と同時に変更項目を記入すること。
- (ハ) 合併の場合、労働保険番号及び合併コード ■ の他に、移転前労働保険番号及び消滅年月日を必ず記入すること。
- (ニ) 分割の場合、分割新設事業について入力することとなる。  
また、「保険関係成立年月日」は「事業分割日」、「移転前労働保険番号」は「分割が行われる元の事業の労働保険番号」に読みかえることとする。
- (ホ) 復活の場合、11月1日～12月25日の入力時のみ可。
- (ヘ) 先行入力された算定基礎報告書の内容変更は、一旦削除してから正しい内容の算定基礎報告書を入力すること。

ロ 記入項目と記入要領

項目番号	項目	内 容							
1	労働保険番号	<p>新規、取消、変更、合併、復活又は削除として報告すべき事業に係る労働保険番号を1事業ごとに記入する。</p> <p>(注) 合算してメリット制の適用のある事業（港湾荷役関係事業）については、メリット計算上1事業として取扱われるが、この報告書の作成にあたっては、合算される枝番号ごとに記入する。</p>							
2	削除コード	<p>既に記入された報告書データを削除する場合、削除コードに ■■■ を記入する。</p>							
3	新規・取消・変更 コード	新規	<p>当年度にメリット制の適用のない事業で、かつ「新規・取消リスト」にない場合に、翌年度新規に適用となる事業については、コード ■■■ を記入する。</p> <p>なお、「新規・取消リスト」に印書されている事業のうち「非メリット」欄のコードが ■■■、■■■、■■■ で翌年度もメリット制の適用がある場合には、新規としてではなく復活としてコード ■■■ を記入すること。</p>						
		取消	<p>「新規・取消リスト」に印書されている新規事業で、連続する3保険年度中の各保険年度のいずれかにおいてメリット制の適用要件を満たしていない年度がある場合、又は継続してメリット制の適用のある事業で、保険料算定基礎調査等によりメリット制の適用要件を欠く年度を確認した場合は、次のコードを記入する。</p> <table border="0"> <tr> <td>取消すべき保険年度</td> <td>取消コード</td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td rowspan="4">■■■</td> </tr> <tr> <td>前々年度</td> </tr> <tr> <td>前々々年度</td> </tr> </table> <p>(注) 取消すべき年度が2保険年度以上ある場合は、直前年度の取消コードを記入する。</p>	取消すべき保険年度	取消コード	前年度	■■■	前々年度	前々々年度
		取消すべき保険年度	取消コード						
		前年度	■■■						
		前々年度							
		前々々年度							
変更	<p>「新規・取消リスト」に印書されている新規事業又は継続してメリット制の適用のある事業で、印書内容又は適用内容を変更する場合は、変更コード ■■■ を記入する。</p>								
合併	<p>新規、変更又は復活により入力された事業場で、事業の合併を行う場合に合併コード ■■■ を記入する。</p> <p>なお、合併と同時に他の項目を変更する場合は、別帳票に変更・復活処理に準じ変更項目を記入するとともに、㉑～㉒の項目も合わせて記入する。</p>								
復活	<p>「新規・取消リスト」の「非メリット」欄にコード ■■■、■■■、■■■ の印書されている事業のうち、翌年もメリット制の適用がある場合は、復活コード ■■■ を記入する。</p> <p>なお、復活と同時に他の項目を変更する場合は、復活コード ■■■ 及び変更項目を記入する。</p> <p>(注) 復活コードの使用は、12月末（25日）締切分の報告までとし、「適用事業場名簿」作成後はできない。</p>								
分割	<p>事業分割届乙票を受理した場合に、分割コード ■■■ を記入する。</p>								

項目番号	項目	内容
4	成 立 年 月 日	元号を付した当該事業の保険関係成立年月日を記入する。 なお、移転してきた事業である場合は、原則として移転前の事業の保険関係成立年月日を記入する必要はないが、移転前の労働保険関係成立年月日と異なる場合はその年月日を記入する。 5…昭和 7…平成
5	業 種	当該事業の業種コード（4桁）を記入する。
6	当 年 度 メ リ ッ ト 増 減 率	当年度にメリット制の適用がある事業で、新規として報告する場合は当年度に適用されているメリット増減率を記入する。 (注) 前年度の算定基礎報告書の入力漏れ等により手作業でメリット増減率を決定した場合について、翌年度の「適用事業場名簿」を正しく印字する時に記入する。
7	当 年 度 メ リ ッ ト 料 率	当年度にメリット制の適用がある事業で、新規として報告する場合は当年度に適用されているメリット料率（非業災減）を記入する。 (注) 前年度の「算定基礎報告書」の入力漏れ等により手作業でメリット料率を決定した場合について、翌年度の「適用事業場名簿」を正しく印字する時に記入する。
8	特 例 コ ー ド ( 補 正 分 の み )	労災保険率特例の適用状況について次のコードを記入する。 1…特例適用あり 3…特例適用なし (注) 「特例申告書」の入力漏れ、取消誤り等により、労災保険率の特例適用状況が「適用事業場名簿」(12月末)に反映できなかった場合のみ記入する。
9,11,13	労 働 者 数	イ 翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前3保険年度の労働者数をそれぞれ記入する。 ロ 当該事業で労働者数の変更がある場合には、該当する年度の労働者数を記入する。
10,12,14	確 定 保 険 料	イ 翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前3保険年度の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）をそれぞれ記入する。 なお、当年度に保険料算定基礎調査等により確定保険料の額が変更された場合は、その変更後の確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を記入する。 ロ 継続してメリット制の適用のある事業で、確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を訂正する必要がある場合は、その訂正後の確定保険料の額（非業務災害分を除く。） (注) 前々年度及び前年度に係る確定保険料の額（非業務災害分を除く。）を訂正する場合は、年更台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃）までに変更処理すること。 なお、この場合、「算定基礎報告書」への記入は必要ない。

項目番号	項目	内容
15-20	保険給付費 特別支給金	イ 「新規・取消リスト」にない事業で、かつ翌年度新規にメリット制の適用となる事業については、前年度以前3保険年度の各保険給付の額及び特別支給金の額のうち、メリット計算に算入すべき給付額を記入する。 ロ 「新規・取消リスト」に印書された翌年度新規となる事業又は継続してメリット制の適用のある事業で、前年度以前3保険年度の各年度の保険給付の額及び特別支給金の額を訂正する必要がある場合は、 <u>その訂正すべき額との差額を記入し、減額記入する場合のみ「-」（マイナス）</u> 符号を記入する。 (注) 第三者から損害賠償金として納入された額（年金に係る分を除く。）等の調整額を算入する必要があるものについては納入すべき額を決定した年度に記入する。
21	移転前労働 保険番号	移転前の局において付与された、当該移転事業に係る労働保険番号を記入する。 (注) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入すること。
22	消滅年月日	移転前の局において確定精算を行った年月日を元号を付して記入する。 (注) 事業消滅の事業場を合併した時は必ず記入すること。
23	当年度に移転した 事業の確定保険料	移転前に局において当年度（4月～翌年3月の間）に移転した事業の確定保険料（非業災減）の額を記入する。 (注) 前年度以前に移転した事業の場合は、この欄に記入しないこと。

注) 項目番号6、7について、記入された内容は、メリットシステム内で登記されるものであり、年度更新申告書等には影響しないので注意すること。

### (3) 継続メリット制算定基礎報告書の作成

次に該当する場合に「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力する。

#### イ 新規

新規コード「1」を含むすべての項目について記入すること。ただし、「保険給付」及び「特別支給金」に該当がない場合については、記入の必要はない。

なお、事務組合の委託替え等により、労働保険番号が変更された事業である場合は、同時に移転前労働保険番号を記入すること。

(イ) 翌年度新たにメリット制の適用を受ける事業であって、保険料算定基礎調査等により、確定保険料又は労働者数に変更されたため、「新規・取消リスト」に印書されていない場合

(ロ) 翌年度新たにメリット制の適用を受ける事業であって、過去3年度間に事務組合に委託一括されていたため、「新規・取消リスト」に印書されていない場合

(ハ) 翌年度にメリット制の適用を受ける事業であって、「算定基礎報告書」の入力漏れ等により「適用事業場名簿」に印書されていない場合

なお、当年度もメリット制の適用を受ける事業である場合は、「当年度メリット増減率」及び「当年度メリット料率」欄に当該率を記入すること。

## ロ 取消

労働保険番号及び「取消コード」のみを記入すること。

なお、この場合取消コードについては、次のコードを記入する。

- a 前年度に欠いている場合      コード ■■■
- b 前々年度に欠いている場合      コード ■■■
- c 前々々年度に欠いている場合      コード ■■■

- (イ) 「新規・取消リスト」の「新規コード」欄に ■■■ が付されている事業で各保険年度のいずれかにおいて適用要件を満たしていないものがある場合
- (ロ) 継続してメリット制の適用があった事業で、翌年度は非適用となる事業が「新規・取消リスト」に印書されていない場合

## ハ 変更

労働保険番号と変更コード ■■■ 及び変更となる項目のみ記入することとし、他の項目は空欄とすること。

なお、記入する際は、「労働者数」及び「確定保険料（非業災分を除く。）」は実数又は実額とし、「保険給付費」及び「特別支給金」については、変更すべき額との差額を記入すること。

また、業種及び前々年度、前年度確定保険料の額を変更する場合は、適用台帳及び年更台帳の内容を変更処理期限（当年度12月末頃又は3月末頃）までに変更処理すること。なお、この場合に係る「算定基礎報告書」の作成は必要ない（業種変更においては、適用台帳の内容変更処理がなされている場合に算定基礎報告書のみ作成しても業種の内容は変更されない。）。

- (イ) 「新規・取消リスト」の「新規コード」欄に ■■■ が付されている事業で内容に変更が生じた場合
- (ロ) メリット制の適用要件を満たす事業で、当年度における第三者から損害賠償金として決定した納入すべき額、CO法による介護料及び診察等の措置に要する費用の額等の調整額を算入又は保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業災分を除く。）を変更する場合
- (ハ) 「新規・取消リスト」に印書されていない事業場で、移転等の事由により、保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業については、移転後の労働保険番号により、下記ホ(イ)の記入内容と同様とし、これら記入内容以外に変更となる項目がある場合は、当該項目にも記入すること。

## ニ 合併

消滅事業場ごとに、存続事業の労働保険番号により、合併コード ■■■ の他、消滅事業の合併情報として「移転前労働保険番号」及び「消滅年月日」を記入すること。

なお、合併コード ■■■ の帳票のみでは入力できたことにはならず、存続事業として、新規コード ■■■ 又は変更コード ■■■ 又は復活コード ■■■ の帳票を作成し、「労働者数」、「確定保険料」、「保険給付額」及び「特別支給金」を合算した数値にて報告を必ず併せて行うこと。

## ホ 事業分割

事業分割届乙票を受理した都道府県労働局において入力することとし、新取変コードは「8」とする。

### (イ) 分割新設事業

以下の項目をすべて記入して入力する。なお、項目記入は必須となっており、記入漏れがあった場合あるいは別項目の記入があった場合の入力はキャンセルとする。

- ・分割新設事業の労働保険番号（項番②）
- ・事業分割コード ■■■（項番③）
- ・事業分割日（項番④）
- ・業種（項番⑤）
- ・分割が行われる元の事業の労働保険番号（項番⑪）

### (ロ) 分割元引継事業

分割の報告を必要とするのは分割新設事業のみであり、分割が行われた後、分割元引継事業については特に分割の報告を要しないが、事業の分割に際し、移転した場合、あるいは補正入力時の特例メリット適用の有無の入力等が生じた場合は現行の機械処理方法に基づいて行うこと。

## へ 復活

労働保険番号及び復活コード ■■■ の他、下記により復活すべき項目を記入すること。

なお、復活と同時に他の項目を変更する場合は、同時に上記へに準じて変更項目を記入すること。

### (イ) 移転復活

「新規・取消リスト」の「非メリット」欄に ■■■ が付されているもので、移転等の事由により保険関係が機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業について、移転後の労働保険番号により、前々年度確定保険料、前年度確定保険料、移転前の労働保険番号、消滅年月日、当年度に移転した事業の確定保険料（非業災減）（ただし、当年度移転に限る）を記入すること。

### (ロ) 労働者数又は確定保険料の復活

「新規・取消リスト」の「非メリット」欄に ■■■ が付されているもので、「年度更新申告書」の記入誤り又は保険料算定基礎調査等により労働者数又は確定保険料を変更し、メリット制の適用を継続する場合、変更後の労働者数又は確定保険料を記入すること。

### (ハ) 業種変更による復活

「新規・取消リスト」の「非メリット」欄に ■■■ が付されているもので、翌年度も継続してメリット制の適用がある場合、変更後の業種を記入すること。

ただし、適用台帳の内容変更処理期限（当年度12月末頃又は3月末頃）までに適用台帳の業種が変更されていることが必要である。

ト 削除

労働保険番号及び削除コード欄（項番①）に「9」を記入すること。

上記イ～ホにより既に入力された算定基礎報告書データを削除する場合に使用すること。

(4) 継続メリット制算定基礎報告書作成上の注意事項

イ 指定事業に一括された事業の取扱い

徴収法第9条の規定に基づき指定事業に一括された事業であって、一括後の指定事業が翌年度にメリット制の適用があるときは、次の事項に注意すること。

(イ) 一括された事業について、確定保険料及び一括前に発生した災害に係る保険給付及び特別支給金はメリット収支率の算定基礎に算入しないこと。したがって、指定事業に係る「算定基礎報告書」の「確定保険料」、「保険給付額」及び「特別支給金」欄に上記の金額を合算しないこと。

また、移転前労働保険番号に一括された事業の労働保険番号を記入しないこと。

(ロ) 一括以後において発生した災害について、第三者から損害賠償金として納入すべき額を決定したものがあつた場合は、当該額を支払局署に照会し、指定事業に係る「算定基礎報告書」に含めて報告すること。

この場合、管轄局署及び支払局署双方の協力のもと事務を行うこと。

ロ 合算事業の取扱い

(イ) 港湾荷役関係事業で同一事業主（基幹番号の同一のもの）について事業の種類ごとに枝番号を付しているものは、機械処理により合算の処理を行い、新たにメリット制の適用要件を満たした場合は「新規・取消リスト」に印書するが、これ以外に翌年度新たに合算すべき事業がある場合は新規として「算定基礎報告書」を作成すること。

(ロ) 港湾荷役関係事業で基幹番号の相違する2以上の事業については、同一基幹番号にするための「キー変更」処理を行わなければ機械処理による合算処理が行われないので注意すること。

また、「新規・取消リスト」において、基幹番号相違のため合算処理が行われず、「非メリット」欄にコードが付与された事業については、当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において復活報告（「キー変更」前の労働保険番号による報告）すること。

なお、上記と同様に基幹番号相違のため合算処理されなかったが、非メリットとならない事業場（1事業のみで適用要件を満たすもの）についても当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において新規報告（「キー変更」前の労働保険番号による報告）すること。

ハ 合併事業の取扱い

存続事業にメリット制の適用がある場合は、消滅事業及び存続事業の業務災害に係る確定保険料額、保険給付額等を把握し、合算のうえ変更として「算定基礎報告書」を作成するととも

に、当年度以降の保険給付額等の把握のため「移転情報」を作成し、OCR入力すること。

なお、この場合「移転情報」の項番①移転前労働保険番号欄に消滅事業の労働保険番号を、項番②労働保険番号欄に存続事業の労働保険番号を記入すること。

また、消滅年月日が当年度（4月～翌年3月の間）のものについては消滅事業の確定保険料の額（非業災分を除く。）を記入すること。

## ニ 事務組合委託事業の取扱い

(イ) 事務組合委託事業が新規にメリット制の適用となる場合は、当該委託事業の労働保険番号（枝番号を含む。）によって適用台帳の作成を行うこと。

(ロ) 上記(イ)に該当する事業については、当該事業に係る確定保険料の額（非業災分を除く。）及び保険給付の額（特別支給金を含む。）を把握し、新規として取扱い、「算定基礎報告書」を作成するとともに労働保険番号の変更があった場合は「移転情報」を作成すること。

なお、当該事業が事務組合に委託する前の保険関係が、他局であった場合は、現に当該事務組合を管轄する局において委託前の局に対し照会を行い、メリット計算に必要な確定保険料の額（非業災分を除く。）及び保険給付の額（特別支給金を含む。）等を把握すること。

## ホ 移転事業の取扱い

連続する保険年度において適用要件を満たしているもので当年度中（4月～翌年3月の間）に移転等の事由により、機械処理上消滅となり、別の労働保険番号により新規成立した事業について、「算定基礎報告書」により移転情報を作成し、OCR入力すること。

この場合、局（署）から移転したものについては、移転後の管轄局において、「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式1）により照会し、移転前の管轄局にあっては、調査のうえ「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）」（様式2）により、下記事項について回答すること。

(イ) 移転前の労働保険番号及び成立年月日

(ロ) 次の確定保険料の額

移転した日の属する年度が前年度であれば、前年度以前3箇年度のそれぞれの確定保険料の額（非業災分を除く。）

(ハ) 移転前の労働保険番号による次の保険給付（特別支給金を含む。）の額

a 前年度以前3箇年度の保険給付額（整備法第18条第1項による保険給付の額を除く。）

b 前年度以前3箇年度の特別支給金

c 前年度以前3箇年度における労災保険法第12条の4の規定による第三者からの損害賠償金として納入告知した額（年金給付に係るものを除く。）

(ニ) 前年度以前に移転事業報告をした事業に係る給付処理

前年度以前に移転事業報告をした事業で、当年度に移転前の労働保険番号で保険給付が行われた場合には、移転前の労働保険番号が、他の事業場の労働保険番号として使用されていないかどうか確認する。

なお、労働保険番号が使用されている場合、給付額を把握し、局において「算定基礎報告書」により修正処理を行うこと。

#### へ 事業分割の取扱い

##### (イ) 算定基礎報告書の入力期間について

算定基礎報告書の入力期間は、現行の機械処理と同様に通常入力期間（11/1～12/25）及び補正入力期間（2/1～3/25）とするが、分割が行われた時期等により以下のとおりとするので留意されたい。

なお、分割年度において、当該分割年度の通常入力期間に入力した場合は、分割元引継事業及び分割新設事業に係る「適用事業場名簿」、「労災保険率決定通知書」及び「年度更新申告書」を、補正入力期間に入力した場合は、分割新設事業に係る「適用事業場名簿（補正分）」をそれぞれ印書することとし、前記以外の場合は、それぞれ各局において手書き対応とすること。

また、下記③及び④に該当する場合、入力年度の帳票関係の印書については、上記に準じて行う。

##### ① 4/1～12/25に分割が行われた場合

通常入力期間内に入力すること。

##### ② 4/1～12/25に分割が行われたが通常期間に処理が出来なかった場合、あるいは12/26～3/25に分割が行われた場合

補正入力期間内に入力すること。

##### ③ 年度内に分割が行われたが通常入力期間及び補正入力期間に入力ができなかった場合、あるいは入力漏れがあった場合

分割があった年度（以下「分割年度」という。）の翌年度に必ず入力すること。算定基礎報告書による入力期間は分割年度及びその翌年度までとし、それ以降の分割報告においては入力時にキャンセルとする。仮に分割があった年度の翌年度入力期間の末日までに入力ができなかった場合等が生じたときは、本省に連絡をした上で必要な指示を得ること。

##### ④ 年度内に分割が行われた分割元事業が移転した場合又は移転等により「新規・取消事業場リスト」に印書されている場合

上記①～③の事情により当該入力期間に、分割元事業の移転報告又は復活報告のみ行い、分割報告は前記当該入力期間の次の入力期間に行うこととする。

例えば上記①に該当する場合、移転報告を通常入力期間内に行い、分割報告はその年度の補正入力期間に行うこと。

よって、同一期間内に移転及び分割の報告はできない。

##### (ロ) 分割事業の機械処理上の制限について

##### ① 分割事業の分割回数

分割情報の管理は、1分割元事業からみて最大2回（1分割元事業を親と仮定した場合、

子（1回目の分割）又は孫（2回目の分割）まで）を限度とする。ただし、年度内での分割報告の回数は1回のみとする（年度内の再分割は不可）。

この制限を超える報告（親からみて3回以上）については、算定基礎報告書により「新規」で報告すること。この場合、分割年度の翌年度の合算処理については、機械処理の対象とされないため、翌年度の確定保険料等については、手計算で対応の上、算定基礎報告書での変更処理を行う必要がある。

## ② 分割新設事業の上限

同一入力期間における分割新設事業の上限は40件とし、それを超える分については、次回入力期間に入力を行うこととする。なお、年度内の入力期間中に入力できない場合、翌年度の算定基礎報告書入力期間内に行うこと。

## ③ 分割報告後の分割元事業に関する変更報告の扱い

分割報告時のメリット収支率算定期間の保険料等を保険料算定基礎調査等で変更する必要がある場合、又は分割報告後に給付額等の差異のあることが分割報告後に判明した場合（例えば分割年度の報告時は給付額等を100万円で算定したが、第三者行為災害等の調整額のため、分割年度及びその翌年度に90万円であることが正しいと判明した場合など）、分割元事業及び分割新設事業それぞれの該当する内容の変更処理が必要なので、それぞれ変更処理分の算定基礎報告書の作成及び入力が必要となる。ただし、分割報告と同一の入力期間までに徴収システムで分割元事業の変更入力をした場合は、分割新設事業にもその変更内容が反映される。

原則として、いったん適用事業場名簿に出力された適用事業場は個別に修正が必要になる。

分割年度の合算処理においても合算すべき保険給付額に変更する必要がある場合、又は調整額がある場合にも、同様に個別の修正が必要となる。上記の例によれば合算後の正しい保険給付額（100万円→90万円）をそれぞれ報告する必要がある。

なお、保険料算定基礎調査等により、前年度又は前々年度の確定保険料の額を変更する場合は、徴収システムの適用、徴収及び収納の各台帳を修正すれば、算定基礎報告書による変更は要しないが、算定基礎報告書入力期間内に前記各台帳が修正漏れの場合は必要となる。

## ト 同一入力期間内の帳票入力の取扱い

同一入力期間内に、入力された算定基礎報告書の内容を修正する必要がある場合は、上記(1)トの削除を行ってから改めて正しい算定基礎報告書を入力すること。

先行入力された算定基礎報告書の内容変更を名目に変更コードによる入力を行った場合、二重入力となる。

(5) 継続メリット制算定基礎報告書の移転情報の作成

移転情報は、通常のキー変更処理で作成される「キー変情報」と同様に、事業場の移転後においてもなお、移転前の労働保険番号で支払われる「給付情報」について、移転後の労働保険番号に変更し、当年度以降における当該事業に係るメリット計算に算入する保険給付額等の把握を機械処理により行わせるための情報である。

このため、継続メリット制の適用要件を満たす事業であって、他府県からの移転及び事務組合への事務委託等の事由により、機械処理上消滅となり、移転後又は事務組合において異なる労働保険番号により保険関係を新規成立した事業場については、すべて移転情報を記入した「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力を行うこと。

また、合併事業の当年度以降の保険給付額等についても、存続事業と消滅事業のそれぞれの保険給付額等を合算して収支率を算定する必要があることから、移転情報を記入した「算定基礎報告書」を作成し、OCR入力を行うこと。

なお、徴収法第9条により指定事業に一括された事業における一括前に発生した災害に係る保険給付額等については、指定事業のメリット計算に算入されないため、この移転情報を作成する必要はない。

この移転情報の作成にあたっては、移転後の局において作成することとし、作成に必要な事項については、(様式1)〔第50頁参照〕により移転前の局に照会し把握すること。

なお、照会を受けた局は、(様式2)〔第51頁参照〕により速やかに回答すること。

(様式1)

事 務 連 絡  
平成 年 月 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課（室）長 殿

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課（室）長

労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について

当局に移転した下記事業場について、労災保険率のメリット制の適用にあたり、移転前の貴局において成立していた保険関係等の内容について、調査の上ご回答下さい。

なお、回答にあたっては、「継続メリット制適用事業場名簿」の当該事業に係る部分のコピーでも差し支えありません。

記

① 移 転 前 労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号		
② 事業場の名称	(フリガナ)									
③ そ の 他										

(様式2)

事務連絡  
平成 年 月 日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課（室）長 殿

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課（室）長

労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について（回答）

平成 年 月 日付け標記調査依頼について、下記のとおり回答します。

記

① 移転前 労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号		②業 種
③ 事業場 の 名 称	(フリガナ)									
④ 保険関係 成立年月日	年 月 日			⑤ 保険関係 消滅年月日	年 月 日					
⑥ 確定保険料 の額（業災分）	(イ) 当年度	円			(ロ) 前年度	円				
	(ハ) 前々年度	円			(ニ) 前々々年度	円				
⑦ 労働者数	(イ) 前年度	人		(ロ) 前々年度	人		(ハ) 前々々年度	人		
⑧ 保 険 給 付 の 額	業 務 災 害 分 の み					(a) 前年度	(b) 前々年度	(c) 前々々年度		
		(イ) 保険給付額				円	円	円		
		(ロ) 特別支給金額								
		(ハ) 労災法第12条の4 損害賠償求償額								
				(ニ) 合 計						
⑨ 保険関係消滅時のメリット保険率			1000分の				⑩ そ の 他			



5.4 労災保険率決定通知書

(1) 様式

平成 年 月 日

殿

労働保険特別会計歳入徴収官 印

労災保険率決定通知書

貴事業場における平成 年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

記

1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）

① 労働保険番号					② 業種 番号	③ メリット 収支率	④ メリット 増減率	⑤ 業務災害 に係る率	⑥ 非業務 災害率	⑦ 改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)
府県	所掌	所轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	1000分の	1000分の 1.00	1000分の

2. 建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）

① 労働保険番号					② 業種 番号	③ メリット 収支率	④ メリット 増減率	⑤ 業務災害 に係る率	⑥ 非業務 災害率	⑦ 改定労災保険料 (メリット料率)
府県	所掌	所轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	(⑦+⑥)	1000分の 1.00	下表「*」 のとおり

事業の種類		増減率														
		適用	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30
改定 労災 保険 率 ( × 100分 %)	31 水力発電・ すい道等新設事業	86.80	93.40	100.00	106.60	113.20	119.80	126.40	133.00	139.60	146.20	152.80	159.40	166.00	172.60	179.20
	32 道路新設事業	20.50	22.00	23.50	25.00	26.50	28.00	29.50	31.00	32.50	34.00	35.50	37.00	38.50	40.00	41.50
	33 舗装工事業	12.70	13.60	14.50	15.40	16.30	17.20	18.10	19.00	19.90	20.80	21.70	22.60	23.50	24.40	25.30
	34 鉄道又は軌道 新設事業	22.45	24.10	25.75	27.40	29.05	30.70	32.35	34.00	35.65	37.30	38.95	40.60	42.25	43.90	45.55
	35 建築事業	13.35	14.30	15.25	16.20	17.15	18.10	19.05	20.00	20.95	21.90	22.85	23.80	24.75	25.70	26.65
	38 既設建築物 設備工事	10.10	10.80	11.50	12.20	12.90	13.60	14.30	15.00	15.70	16.40	17.10	17.80	18.50	19.20	19.90
	36 機械装置の組立て 又は据付けの事業	12.70	13.60	14.50	15.40	16.30	17.20	18.10	19.00	19.90	20.80	21.70	22.60	23.50	24.40	25.30
37 その他の建設事業	17.25	18.50	19.75	21.00	22.25	23.50	24.75	26.00	27.25	28.50	29.75	31.00	32.25	33.50	34.75	
02 木材伐出業	86.80	93.40	100.00	106.60	113.20	119.80	126.40	133.00	139.60	146.20	152.80	159.40	166.00	172.60	179.20	

(注) 1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の「=」で消去されていない方が該当します。  
 2. 「適用」欄に「☆」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。  
 3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率（1000分の1）を含みます。  
 4. 事業の種類「02木材伐出業」には立木の伐採の事業が該当します。  
 5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の6に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は裏面のとおりです。

(参考1) 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

収 支 率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	建設の事業及び立木の伐採 の事業以外の事業	建設の事業及び 立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	30%減ずる。
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる。	25%減ずる。
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる。	20%減ずる。
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる。	15%減ずる。
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる。	
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。	5%減ずる。
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。	5%増加する。
90%を超え 100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え 110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え 120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え 130%までのもの	25%増加する。	
130%を超え 140%までのもの	30%増加する。	20%増加する。
140%を超え 150%までのもの	35%増加する。	25%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	30%増加する。

(参考2) 労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表

(特例メリット制が適用となった場合)

収 支 率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	
5%以下のもの	45%減ずる。	
5%を超え 10%までのもの	40%減ずる。	
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる。	
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる。	
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる。	
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる。	
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる。	
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。	
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。	
90%を超え 100%までのもの	10%増加する。	
100%を超え 110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え 120%までのもの	20%増加する。	
120%を超え 130%までのもの	25%増加する。	
130%を超え 140%までのもの	30%増加する。	
140%を超え 150%までのもの	35%増加する。	
150%を超え 160%までのもの	40%増加する。	
160%を超えるもの	45%増加する。	

(2) 事業主への通知に当たっての注意事項

・ 翌年度のメリット労災保険率について厚生労働大臣が決定し、継続メリット制適用事業場の事業主へ通知するもので、本省においてメリット計算処理後印書し、局に送付するので、「適用事業場名簿」及び年度更新用の「年度更新申告書」の労災保険率等と照合し、労働保険特別会計歳入徴収官印を押印のうえ「年度更新申告書」発送時に同封して事業主へ通知すること。

なお、局への継続メリット制適用事業に係る大臣決定の通知は、補正分のメリット計算処理（補正分「適用事業場名簿」処理）後通知すること。

「適用事業場名簿」（12月末）及び「年度更新申告書」印書事務処理後に変更のあった事業場（補正分「適用事業場名簿」に係る事業場）については、新たに「労災保険率決定通知書」（メリット決定通知書）が印書されないので、既印書分を破棄し、手書きにより局において作成すること。

また、「年度更新申告書」の労災保険率についても、訂正処理を行うこと。

5.5 事業分割届

事業分割届 (甲票)

提出用

分割元事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号			枝番号		分割年月日	年月日
	名称				郵便番号	-		事業の種類	メリット増減率		
	所在地				電話番号						
	事業分割の概要										

分割し 新設する 事業	名称				郵便番号	-		事業の種類		
	所在地				電話番号					
	労働者数									
	分割元事業からの移籍労働者数									

平成 年 月 日

労働局長 殿

分割元事業 住所

事業主

記名押印又は署名

氏名

印

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

事業分割届 (乙票)

提出用

分割元事業	労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	分割年月日	年月日
	名称				郵便番号	—	事業の種類	メリット増減率
	所在地				電話番号			
	事業分割の概要							

分割し 新設する 事業	名称				郵便番号	—	事業の種類	
	所在地				電話番号			
	労働者数							
	分割元事業からの移籍労働者数							
	新規労働保険番号				府県	所掌	管轄	基幹番号

平成 年 月 日

労働局長 殿

※確認欄
------

分割新設事業 住 所

事業主

記名押印又は署名

氏 名

Ⓜ

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

## 第2 一括有期事業のメリット制に係る事務処理

### 1 継続メリット制との相違点

建設の事業及び立木の伐採の事業に係る一括有期事業については、その全体が一の継続事業とみなされるため、継続事業のメリット制が適用されているところである。ただし、以下の点については継続メリット制とは異なるので注意すること。

#### 1.1 メリット制適用の要件

継続メリット制の適用要件は、

- (1) 事業の継続性
- (2) 事業の規模

の二つから成る。(1)についてはどちらも同じ要件であるが、(2)の要件は継続事業と一括有期事業とで異なる(継続事業は労働者数、一括有期事業は確定保険料額による)。

「適用事業場名簿」等の確認の際には注意すること。

#### 1.2 事業分割の非適用

メリット制が適用される一の継続事業を複数の事業に分割する場合、分割元引継事業及び分割新設事業の双方がメリット制の適用要件である事業の継続性を満たしているものとしているところであるが、一括された個々の有期事業を分割する場合にはメリット制が引き継がれない。

一括有期事業の事業主が事業分割届を提出してきた場合には、事業分割が適用されない旨、説明すること。

#### 1.3 特例メリット制の非適用

一括有期事業の事業主が当該事業について労災保険率の特例適用を申告してきた場合には、特例メリット制が適用されない旨、説明すること。

#### 1.4 メリット増減率

継続事業と一括有期事業とでは、適用されるメリット増減幅が異なるため、「適用事業場名簿」等の確認の際には注意すること。

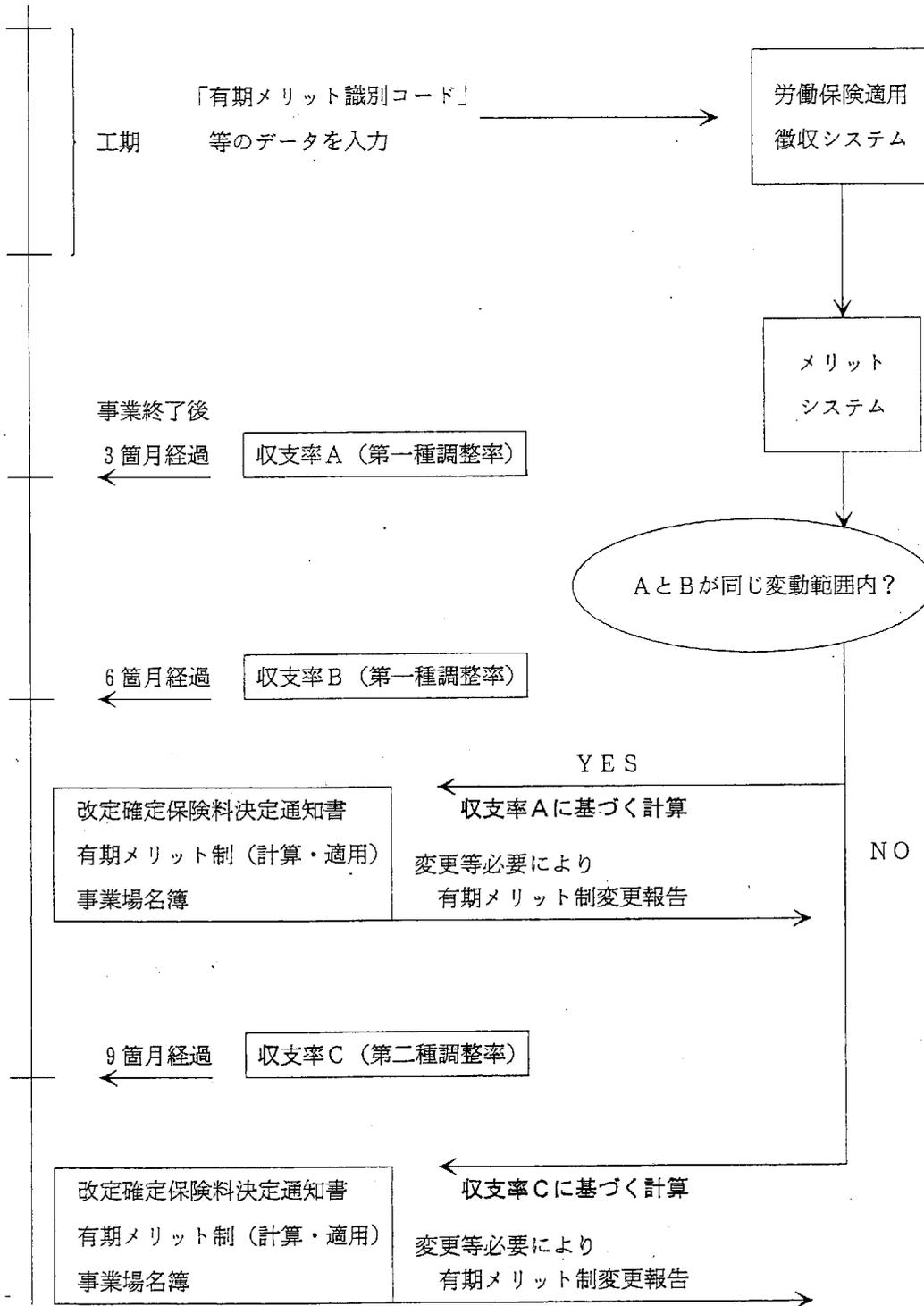
また、平成13年度以前と平成14年度以降とでは、一括有期事業に適用されるメリット増減幅が異なることにも注意すること。

##### 【メリット増減幅の比較】

- ・継続事業           ±40%
- ・一括有期事業   ±35% (平成14年度概算保険料申告から適用)  
                          ±30% (平成13年度確定保険料申告以前)

### 第3 有期事業のメリット制に係る事務処理

#### 1 事務処理の概要図



## 2 概要

### 2.1 「有期メリット識別コード」の入力

個々の有期事業がメリット制の適用要件を満たしているか否かについての情報は、「労働保険適用徴収システム」において、「概算・増加概算・確定保険料申告書（有期）」で確定保険料を入力するときに、併せて有期メリット識別コードを入力することで、メリットシステムに引き継がれる。ただし、有期メリット識別コードは「概算・増加概算・確定保険料申告書（有期）」で概算申告時にも任意で入力できるが、メリットシステムへの引継は確定保険料入力時のコードによる。

#### 【有期メリット識別コード】

有期メリット識別コードは、確定保険料が100万円未満において、次のコードのいずれかを必須入力とする。

- 1…有期メリット対象事業場である。
- 0…有期メリット対象事業場ではない。

ただし、確定保険料が100万円以上の場合、必須入力ではなくコードの記入の有無、コード値に関係なく有期メリット制の対象として取扱う。

有期メリット識別コードを入力できる機会は限られており、あくまで「メリット制適用の見込み」を表す情報である。最終的には、メリットシステムから出力されるリストに基づいて局において判断する。

#### 【有期メリット識別コード入力の場合】

- ・概算・増加概算・確定保険料申告書の入力（確定保険料入力時）
- ・適用関係変更・訂正データの入力（事業終了後、6箇月又は9箇月経過する前日まで）

### 2.2 機械処理による適用事業の把握

建設の事業及び立木の伐採の事業であって、適用台帳及び有期総額台帳に終了年月日及び確定保険料の額が登記されているもので、事業終了後6箇月又は9箇月を経過する前日までに支払われた給付に係るデータの処理を終えた全事業を対象とする。

機械処理の結果は、毎月、次の2種類の「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」を印書し、局あて送付する。

- ① 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿 第1表  
(メリット制の適用が確実なもの及び適用があると思われるもの。)
- ② 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿 第2表  
(メリット制の適用がないと思われるもの。)

ただし、メリット制適用の可能性は、確定保険料が100万円未満の事業場に対しては2.1で入力された「有期メリット識別コード」に基づいて判断される。

## 2.3 有期メリット制適用事業の確定

### (1) 改定時期3箇月の事業

有期メリット制の適用がある事業で、事業終了後6箇月経過時点において、事業終了後3箇月を経過した日における第一種調整率によるメリット収支率と、確認期間3箇月を加えた事業終了後6箇月を経過した日における第一種調整率によるメリット収支率がいずれも徴収則別表第7で定める収支率の各変動範囲内にある場合には、その後変動しないものと認め、事業終了後3箇月の第一種調整率によるメリット収支率及びそれに基づくメリット増減率を適用し、その他所要の計算を行い「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」及び「改定確定保険料決定通知書」を印書するので、有期メリット制の適用の有無を確認したうえで確定すること。

### (2) 改定時期9箇月の事業

有期メリット制の適用がある事業で、前記(1)以外の事業について、事業終了後9箇月を経過した日において第二種調整率を用いて、メリット収支率及びメリット増減率等所要の計算を行い「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」及び「改定確定保険料決定通知書」を印書するので、有期メリット制の適用の有無を確認したうえで確定すること。

### (3) 再計算事業

改定確定保険料の額が決定された後において、確定保険料の額、保険給付額等の変更又は計算誤り等により、その改定確定保険料の額を取り消して再決定を行う必要があるものについては、所要の計算を行い「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」を手作業により修正等を行い確定すること。

また、改定確定保険料の額が決定されたもので、その後非適用であることが判明し、その決定を取り消す場合も「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」を手作業により修正等を行い確定すること。

なお、上記について再計算を行った事業については、「有期メリット制変更報告書」をOCR入力すること。

3 各種様式  
 3.1 有期メリット制（計算・適用）事業場名簿  
 (1) 様式

有期「メリット」制（<sup>計算</sup>適用）事業場名簿

年 月 日 頁

局 第 表

所 属 部 門	労働保険番号		業種	成立年月日	終了年月日	改定 期間	メリット 付 下	確 定 保 険 料	非業災減確定保険料		非業災減保険給付額累計		メリット 収支率	メリット 増減率	非業災減 改定確定保険料	還付額又は追徴額	備 考		
	基幹番号	扶番号							「上段」…調整前	「上段」…保険給付、「下段」…特別支給金	短期給付	年金給付							
									「下段」…調整後										
																		(修正欄)	
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)
																			(修正欄)

(2) 印書内容

・労働保険適用徴収システムから引き渡されたデータに基づいて、有期メリット制の適用が確実なもの及び適用があると思われるものを第1表、適用がないと思われるものを第2表として出力する。

項目	内容						
労働保険番号	適用台帳に登録されているもので、有期メリット計算を行ったものの労働保険番号を印書する。						
業種	適用台帳に登録されている「業種コード」、「保険関係成立年月日」及び「事業終了年月日」を印書する。						
成立年月日	(注) 保険料算定基礎調査等で変更が生じた場合、第一種調整率適用事業においては事業終了年月日から6箇月、第二種調整率適用事業においては事業終了年月日から9箇月以内に変更処理がなされた場合についてのみ変更後の「業種コード」、「保険関係成立年月日」及び「事業終了年月日」を印書する。						
終了年月日							
改定算定期	改定算定期(機械処理による改定期)により次のコードを表示する。 <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">改定算定期</td> <td style="text-align: center;">コード</td> </tr> <tr> <td>改定期3箇月(第一種調整率適用事業)</td> <td style="text-align: center;">■</td> </tr> <tr> <td>改定期9箇月(第二種調整率適用事業)</td> <td style="text-align: center;">■</td> </tr> </table> </div> <p>(注)「成立年月日」が昭和62年3月31日以前のものについては、すべてコード ■ を付す。</p>	改定算定期	コード	改定期3箇月(第一種調整率適用事業)	■	改定期9箇月(第二種調整率適用事業)	■
改定算定期	コード						
改定期3箇月(第一種調整率適用事業)	■						
改定期9箇月(第二種調整率適用事業)	■						
有期メリット識別コード	確定保険料入力時に入力した「有期メリット識別コード」を印書する。ただし、概算申告時に任意に ■ を入力していたにもかかわらず、確定保険料入力時に ■ を入力した場合に限り、■ を印書する。 <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">コード</td> </tr> <tr> <td>有期メリット対象事業場である……………</td> <td style="text-align: center;">■</td> </tr> <tr> <td>有期メリット対象事業でない……………</td> <td style="text-align: center;">■</td> </tr> </table> </div> <p>概算申告時に ■ を入力していたが、          確定保険料入力時に ■ を入力していた場合…■</p> <p>(注) 1 コード ■ はメリット・システムにおいて用いられるコードであり、労働保険適用徴収システムにおいて入力すべきコードではない。          2 コード ■ は、有期メリット制(計算・適用)事業場名簿第2表にのみ現れ、第1表には現れない。</p>	種別	コード	有期メリット対象事業場である……………	■	有期メリット対象事業でない……………	■
種別	コード						
有期メリット対象事業場である……………	■						
有期メリット対象事業でない……………	■						
確定保険料	有期総額台帳に登録されている確定保険料の額を印書する。 <p>(注) 保険料算定基礎調査等で確定保険料の額に変更が生じた場合、第一種調整率適用事業においては事業終了年月日から6箇月、第二種調整率適用事業においては事業終了年月日から9箇月以内に変更処理がされた場合についてのみ、変更後に係る確定保険料の額を印書する。</p>						
非業災減確定保険料	上段は、確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を印書する。 $\text{確定保険料} - (\text{確定保険料} \times \text{非業務災害率} / \text{労災保険率})$ <p>(注) ( ) 内の小数点以下は切り捨てとなっている。</p> <p>下段は、昭和56年4月1日以降に保険関係が成立した事業について、非業災減確定保険料の額に調整率を乗じて得た額を印書する。  <math display="block">\text{非業災減確定保険料} (\text{上段} \cdots \text{調整前}) \times \text{調整率}</math> <p>(注) ( ) 小数点以下は切り上げとなっている。</p> </p>						

項 目	内 容	
非業災減保険 給付額累計	短期給付	<p>○ 改定時期3箇月の事業（第一種調整率適用事業） 保険関係成立の日から事業終了後3箇月を経過する日の前日までに支払われた短期給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。 ただし、特別支給金については、昭和52年4月1日以降に保険関係が成立した事業の労働者に支給されたものに限る。</p> <p>○ 改定時期9箇月の事業（第二種調整率適用事業） 保険関係成立の日から事業終了後9箇月を経過する日の前日までに支払われた短期給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。</p>
改定算定期	年金給付	<p>年金給付で正常に機械処理されたものの給付額を印書する。</p> <p>（注）ここにいる「正常」とは、改定時期3箇月の事業については事業終了後3箇月を経過する日の前日、改定時期9箇月の事業については事業終了後9箇月を経過する日の前日までに年金入力票が入力され、年金関係台帳の作成が行われたものを意味する。</p>
メリット収支率	<p>メリット収支率を印書する。</p> <p>（注）1 収支率が9,999を超える場合は9,999となる。 2 収支率の小数点以下は切り上げとなっている（制度上、この処理で適正に対応できる）。</p>	
メリット増減率	<p>徴収則別表第6（メリット増減率表）をもとに、「メリット収支率」よりメリット増減率を印書する。</p> <p>（注）1 マイナスとなったものについては、メリット増減率の最後に「-」（マイナス）を付す。 2 「メリット収支率」が75%を超え85%以下の場合には、この欄は ■■■ で出力される。</p>	
非業災減改定 確定保険料額	<p>次の算式により計算したものを印書する。</p> $\text{非業災減確定保険料額} = \text{非業災減確定保険料（上段…調整前）} + \frac{\text{（非業災減確定保険料（上段…調整前）} \times \text{メリット増減率（\%）}}{100}$ <p>（注）1 下線部分の計算による小数点以下は切り捨てとなっている。 2 「メリット収支率」が75%を超え85%以下の場合には、この欄は「非業災減確定保険料（上段）」と同一金額を印書する。</p>	
還付額又は 追徴額	<p>次の算式により計算したものを印書する。</p> $\text{還付額又は追徴額} = \text{非業災減改定確定保険料額} - \text{非業災減確定保険料額（上段）}$ <p>（注）1 還付額については、金額の最後に「-」（マイナス）を付す。 2 「メリット収支率」が75%を超え85%以下の場合には、この欄は ■■■ となる。</p>	

### (3) 事務処理

#### イ 「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第1表

この名簿に印書されている事業については、非業災減確定保険料の額及び保険給付額（特別支給金を含む。）の内容を審査し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業災分を含む。）が100万円未満となった場合には、その事業の成立年月日、請負金額又は素材生産高により、有期メリット制の適用があるかどうかを確認する。また、確定保険料申告書等により当該事業の請負金額又は素材生産高を確認し、有期メリット制の適用があるかどうかを確認し、その結果非適用の場合には、その名簿から抹消し、その備考欄に「非」と記入すること。

また、有期メリット制の適用があるもので非業災減確定保険料の額及び保険給付額（特別支給金を含む。）について訂正する必要がある場合は、所要の計算を行い、訂正すべき内容をリストの該当項目の下欄（修正欄）に記入すること。

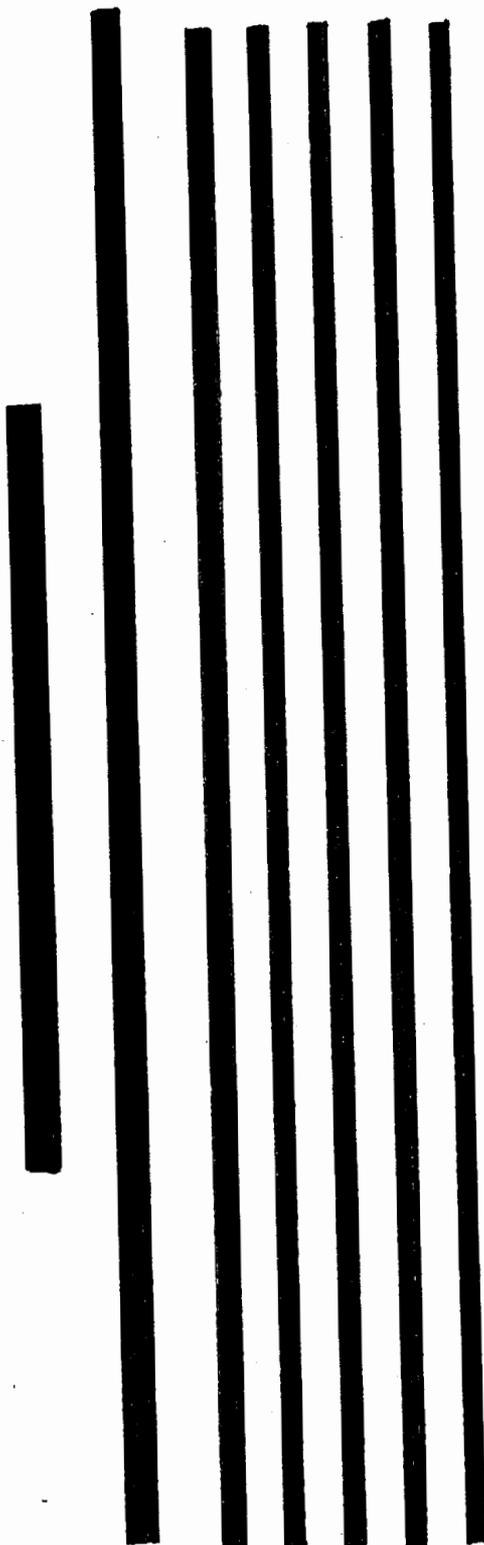
#### ロ 「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第2表

第2表と第1表を区別する基準は、労働保険適用徴収システムにおいて入力された「有期メリット識別コード」であるが、これはあくまで見込み段階で把握されたものである。

したがって、この名簿に印書されている事業であっても、確定保険料申告書等に記入されている請負金額・確定保険料額により有期メリット制の適用があるかどうかを確認すること。その結果、有期メリット制の適用のある事業については、確定保険料の額及び保険給付額の内容を審査するとともに、前記イと同様の処理を行うこと。

3.2 有期メリット<短期給付>データリスト

(1) 様式

A table with 7 columns and 1 row, where all content is redacted with black bars.A rectangular block of text that has been completely redacted with a black bar.

(2) 印書内容

- イ メリット計算を行った事業場（「有期メリット（計算・適用）事業場名簿」に印書されたもの）に係る短期給付（特別支給金を含む。）の内訳（保険関係成立の日から事業終了後6箇月又は9箇月を経過する日の前日までに支払われたもの）を労働保険番号別、支払年月日順に印書する。
- ロ このリストは報告された給付データをそのまま印書するので、数件のデータを一括して給付支払調査票に記入したものについても、そのまま1行に印書する。

(3) その他

このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室統計調査係あて随時依頼すること。）。

このリストは、有期メリット制適用事業場から照会のあった場合等に利用すること。

3.3 有期メリット<年金給付>データリスト

(i) 様式

[Redacted]							
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(2) 印書内容

・メリット計算を行った事業（「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」に印書されたもの）に係る傷病補償年金及びその受給者に対して支給される療養補償給付で、療養開始後3年を経過する月の分までの給付の内訳（保険関係成立の日から事業終了後6箇月又は9箇月を経過する日の前日までに支払われたもの）を労働保険番号別、支払年月日順に印書する。

(3) その他

このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室統計調査係あて随時依頼すること。）。

このリストは、有期メリット制適用事業場から照会のあった場合等に利用すること。

3.4 有期メリット<基準法相当額>データリスト

(1) 様式

[Redacted]						
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

(2) 印書内容

- イ このリストは、メリット計算を行った有期事業に係る年金給付で、年金入力票が入力され年金関係台帳が作成されたものについて、労働基準法相当額の自動計算を行い、メリット計算に算入したものを1件ごとに労働保険番号順に印書する。
- ロ このリストに含まれている年金給付は、次に該当するものである。
  - (イ) 年金関係台帳の作成が事業終了後6箇月又は9箇月を経過する日の前日以前のもの。
  - (ロ) 事業終了後6箇月又は9箇月を経過する日の前日以前に支払われた前払一時金等によるもの。

(3) その他

- イ このリストは、局の依頼により作成、送付する（リスト配信はしていないので、必要な場合は労災保険業務室統計調査係あて随時依頼すること。）。
- ロ このリストに印書されたもののうち有期メリット制の適用のある事業に係るものについては、1件ごとにその内容について年金給付原簿と照合し、その労働保険番号、給付の種類、障害等級等に誤りがないかどうか確認すること。
- ハ 前記ロの確認の結果、本省において計算した労働基準法相当額の訂正を要するもの及びメリット計算の対象外となるものについては、これらに関係のある事業についてメリット制の再計算を行い、その結果を「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」の修正欄に記入すること。

3.5 改定確定保険料決定通知書

(1)- 様式

〒

区・市・郡

殿

労働局労働保険特別会計歳入徴収官

改定確定保険料決定通知書

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第20条の規定に基づき確定保険料の額を下記のとおり改定したので通知します。

なお、この改定により労働保険料が引き上げられたものについては、同封の納入告知書により追徴額を納付して下さい。また、労働保険料が引き下げられたものについては、同封の労働保険料還付請求書に所要事項を記載し折り返し提出して下さい。

記

労働保険番号					事業成立年月日	事業終了年月日	改定確定保険料 算定期
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号			
					年 月 日	年 月 日	年 月 日
① 確定保険料の額		② イ. 非業災減確定保険料の額 ロ. 上段のイの額×調整率		業務災害に関する給付額 (改定確定保険料算定期までに係る給付額)			
	円		円	③ 短期給付額	④ 年金給付額 (厚生労働省令)	⑤ 給付額計 (③+④)	
				円	円	円	
⑥ メリット収支率 (⑤÷②のロ)	⑦ メリット増減率		⑧ 非業災減改定確定保険料の額 ②のイ+ (②のイ× $\frac{⑦}{100}$ )		⑨ 追徴額 ③-②のイ	⑩ 還付額 ②のイ-③	
%	%	%	円		円	円	

- 注) 1. ②のイ欄の非業災減確定保険料の額は、①の額から非業務災害率(通勤災害及び二次健康診断等給付に係る率)に応ずる部分の額を減じた確定保険料の額を印書したものです。また②のロ欄は、昭和56年4月1日以降に保険関係が成立したものに一定の調整率を乗じた後の確定保険料の額を印書したものです。
2. ⑩欄の額は確定保険料の納付状況等により還付請求する額と異なることがあります。
3. 還付請求書のイ及びロの確定保険料の額は非業務災害率に応ずる部分に係る保険料が含まれております。



領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

※取扱庁名 ※取扱庁番号

30824

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 ※平成 年度

労働保険料 収入 百十億千百万千百万十円 (項9)

雑 追徴金 百十億千百万千百万十円 (項10)

取 入 延滞金 百十億千百万千百万十円 (項11)

納付額 (合計額) 百十億千百万千百万十円 (項12)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は兼入代理店)、郵便局、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の目的 年度確定保険料、追徴金、延滞金、追加保険料に対する延滞金

平成 年 月 日 (住所) 干 (氏名) 殿

延滞金の計算方法 納期限の翌日から納入の日又は財源差押入の日の前日までの期間について保険料又は特別保険料額について年14.6パーセント(1日当り0.04パーセント)の割合で計算します。ただし100円未満の端数は切り捨ててください。

あて先 〒020-8522

※CD ※証券受領 全部 一部

※計年度 ※確定年度 ※取納年月日

納入告知書発行年月日 ※取納区分 ※納納期間 ※認定区分 ※改定区分 ※データ指示コード ※内証受領

この書面は、税関送付をされますので、再し折り曲げたりしないで下さい。

(2) 印書内容

この通知書は、「有期メリット制(計算・適用)事業場名簿」第1表に印書したものについて、その内容を印書する。

(3) 事務処理

イ 「有期メリット制(計算・適用)事業場名簿」第1表に印書したものについて、その内容を印書する。

ロ 「有期メリット制(計算・適用)事業場名簿」において追徴額が生じた場合は、改定確定保険料として徴収決定を行うこと。

ハ 「有期メリット制(計算・適用)事業場名簿」において追徴額が生じた場合は、「改定確定保険料決定通知書」に納入告知書を同封し、還付額が生じた場合は、「労働保険料還付請求書」を同封すること。

ニ この通知書に印書した内容を変更した場合は、この通知書は使用せず、「有期メリット制変更報告書」の入力を行うとともに、配信要求を行い、通知書を印書すること。

また、「有期メリット制変更報告書」により配信要求されたものについては、配信要求をした翌開庁日にコマンド配信により出力すること。ただし、この場合、直近の配信出力分以降に「有期メリット制変更報告書」の入力があった全ての事業場について配信出力がされる。

3.6 有期メリット制変更報告書

(1) 様式

有期メリット制変更報告書

枚のうち 枚目

帳票種別

36106

必須項目	① 労働番号	府 県 所 管 種 基 幹 番 号 枝 番 号	② 取・追・変
	労働番号	<input type="text"/>	取消 = 1 追加 = 3 変更 = 5
適用関係	③ 業種	④ 成立年月日	⑤ 消滅年月日
	<input type="text"/>	元 年 月 日	元 年 月 日
保 險 料 額	⑥ 確定保険料	⑦ 調整前	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
保 險 給 付 額 等	非業災減 確定保 険料額	⑧ 調整後	⑨ 短期給付
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	非業災減 特別支 給金額	⑩ 年金給付	⑪ 特別支給金
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
メ リ ッ ト 計 算	⑬ 改定時期	⑭ メリット収支率	⑮ メリット増減率
	<input type="text"/> 3ヵ月=3 9ヵ月=9	<input type="text"/>	<input type="text"/>
通 知 書 コー ド	⑯ 非業災減改定確定保険料額		⑰ 還付・追徴額(還付の場合“-”を記入)
	<input type="text"/>		<input type="text"/>
備 考	⑱ 通知書作成コード		⑲ 通知書配信要求コード
	<input type="text"/>		<input type="text"/>

(物品番号 7533)

(2) 有期メリット制変更報告書の記入要領  
 4 必要な記入項目と注意事項

記入項目 入力要件	労働保険	取 ・ 追 ・ 変	業 種	成 立	消 滅	確 定	非業災減 確 定 保 険 料 額	非業災減 確 定 保 険 料 額	非業災減 保 険 給 付 額	非業災減 保 険 給 付 額	非業災減 特 別 支 給 金 支 給 額	非業災減 特 別 支 給 金 支 給 額	改 定	メリット	メリット	非業災減 改 定 確 定	還 付	通 知 書 作 成	通 知 書 配 信 要 求
	番 号	変		年 月 日	年 月 日	保 険 料	調 整 前	調 整 後	短 期 給 付	年 金 給 付	特 支 金	特 支 金	時 期	収 支 率	増 減 率	保 険 料 額	追 徴 額	コ ー ド	コ ー ド
取 消	○	■	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
追 加	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		×
変 更	○	■														○			×
配 信 要 求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

- … 必須入力
- × … 入力不可
- 空欄 … 該当がある場合のみ記入

〈注意事項〉

- (イ) 通知書作成コードは、通知書の作成が不要のものにのみ ■ を記入すること。
- (ロ) 配信要求を行う場合は、通知書配信要求コード以外の項目は記入しないこと。
- (ハ) 保険給付額、特別支給金支給額、メリット増減率、還付・追徴金を0円に追加・変更する場合は「0」を記入する。

ロ 記入項目と記入要領

項目番号	項目	記入要領	
1	労働保険番号	取消、追加又は変更として報告すべき事業について一事業ごとに労働保険番号を記入する。	
2	業 種	当該事業に適用される事業の種類の種類コードを記入する。	
3	成 立 年 月 日	元号を付した当該事業の保険関係成立年月日を記入する。 5 ..... 昭和 7 ..... 平成	
4	消 滅 年 月 日	元号を付した当該事業の保険関係消滅年月日を記入する。 7 ..... 平成	
5	確 定 保 険 料	新規に適用された事業については、確定保険料の額を記入し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額が変更となった事業については、変更後の確定保険料を記入する。	
6	非業災減確定保険料調整前	新規に適用された事業については、確定保険料の額（非業災分を除く。）を記入し、保険料算定基礎調査等により確定保険料の額（非業災分を除く。）が変更となった事業については、変更後の確定保険料の額（非業災分を除く。）を記入する。	
7	非業災減確定保険料調整後	昭和56年4月1日以降に保険関係が成立した事業に係る上記確定保険料の額（非業災分を除く。）に調整率（第一種調整率又は第二種調整率）を乗じて得た額を記入する。 なお、昭和56年3月31日以前の場合は、上記確定保険料の額を記入する。	
8	非業災減保険給付額	短期給付	保険関係成立の日から事業終了後3箇月又は9箇月を経過した日の前日までに支払われた業務災害に係る短期給付額（メリット計算に算入されるもの）及び年金給付額（メリット計算に算入される労働基準法相当額）を記入する。
		年金給付	
9	非業災減特別支給金支給額	特別支給金	昭和52年4月1日以降に保険関係の成立した事業で、保険関係成立の日から事業終了後3箇月又は9箇月を経過した日の前日までに支払われた業務災害に係る特別支給金の額（メリット計算に算入されるもの）及び年金特別支給金の額（メリット計算に算入される労働基準法相当額）を記入する。
		年金特別支給金	
10	改 定 時 期	改定時期により次のコードを記入する。 改定時期3箇月の事業 ..... 改定時期9箇月の事業 .....	
11	メリット収支率	メリット収支率を記入する（収支率の具体的算定式はI章第3を参照すること）。 イ 改定時期3箇月の事業 第一種調整率を用いて計算する。 ロ 改定時期9箇月の事業 第二種調整率を用いて計算する。	

項目番号	項目名	記入方法・要領
12	メリット増減率	徴収則別表第6の「労働保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額の増減表」により記入する。
13	非業災減改定 確定保険料額	当該事業の非業務災害率に応ずる部分の額を減じた改定確定保険料額を記入する。
14	還付・追徴額	非業災減確定保険料額と非業災減改定確定保険料額の差額を記入する。
15	通知書作成コード	当該帳票の入力により新しく「改定確定保険料決定通知書」の配信を希望する場合は未記入。配信を不要とする場合には「9」を記入する。
16	通知書配信要求 コード	上記コードにより入力されたものについて、翌開庁日に配信を行うときに自局の府県コードを記入する。

### (3) 事務処理

局において、有期事業の改定確定保険料の決定を行った際に、本省から送付された「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」に印書されているデータを取消、追加又は変更して改定確定保険料額を決定した場合には、次により「有期メリット制変更報告書」を作成すること。

イ 「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第1表に印書された事業を非適用として決定した場合は、取消コードにより取り消すこと。

ロ 「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第1表のデータの内容を検討した結果、メリット制の適用があるもので、その印書されている確定保険料の額、保険給付額等を訂正して決定した事業がある場合は、変更コードを記入するとともに正しい内容を記入すること。

ハ 「有期メリット制（計算・適用）事業場名簿」第2表に印書された事業でその内容を検討し、有期メリット制の適用があると決定したものは新規として追加報告すること。

その際、印書されている確定保険料の額、保険給付額等を訂正する必要があるときは、追加報告と同時に修正した内容を記入すること。

第2表に印書された事業を第2表の事業として内容を変更することは出来ない。

ニ 「有期メリット制変更報告書」による追加又は取消もしくは変更と配信要求は同一帳票にて同時には出来ない。

### (4) 作成要領

イ 取消の場合

当該事業の労働保険番号と「取・追・変」欄（取消コード ■■■）のみを記入すること。

ロ 追加（新規）の場合

すべての項目（「取・追・変」欄には追加コード ■■■ を記入すること。）を記入すること（通知書作成コード、通知書配信要求コードを除く。）。

ハ 変更の場合

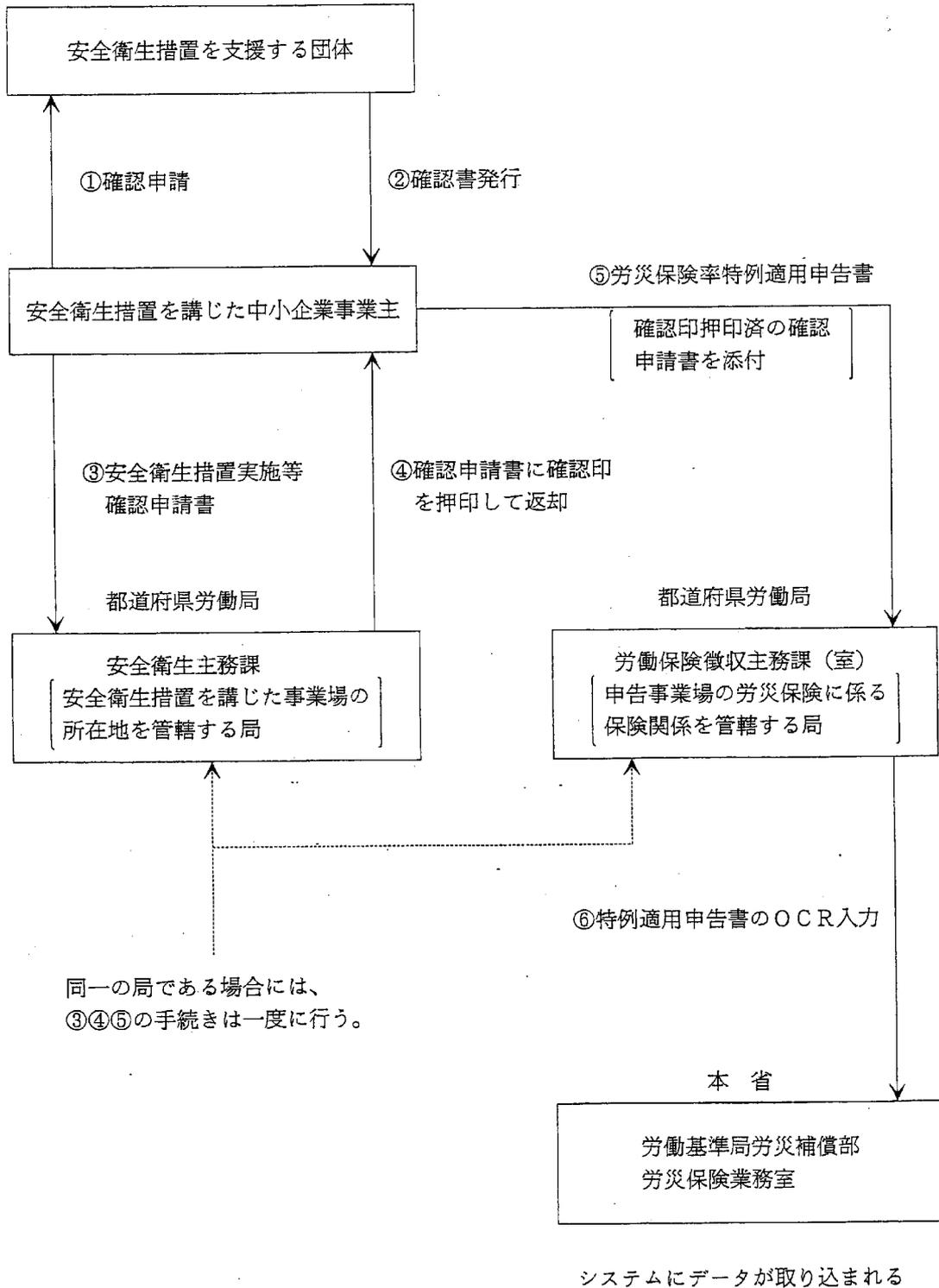
当該事業の労働保険番号と変更部分及び「取・追・変」欄（変更コード ■■■）を記入すること。

### (5) 本省への報告

「有期メリット制変更報告書」の本省への報告は、労働局労働保険徴収主務課（室）に設置されている端末装置でOCR入力することにより、本省への報告とする。

## 第4 特例メリット制に係る事務処理

### 1 事務処理の概要図



## 2 確認事務について

メリット制の特例の適用を受けようとする事業主から、安全衛生措置を講じたこと及び当該措置を講じた保険年度について確認を求められたとき、並びに労災保険率特例適用申告書の提出があったとき等の都道府県労働局における事務処理は以下のとおりとする。

### 2.1 安全衛生措置実施等の確認

#### (1) 安全衛生措置を支援する機関等の発行する書類

メリット制の特例の適用を受けようとする事業主は、まず、安全衛生措置を支援する機関等の発行する次の①又は②の書類を揃える。これは、労災保険率特例適用申告書の提出に先立って、特例の適用を受けようとする事業において安全衛生措置を講じたこと及び当該措置を講じた保険年度について、当該措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長の確認を受けるときに必要となるものである。

#### ① 安全衛生措置が都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置の場合

都道府県快適職場推進センターが発行する「職場環境改善着手確認書」。

なお、都道府県快適職場推進センターから「職場環境改善着手確認書」（「職場環境改善着手確認申請書」の下欄に都道府県快適職場推進センターが確認年月日、確認印等を記入、押印したもの。）の発行を受けようとする事業主は、「職場環境改善着手確認申請書」に、工事発注を確認できる工事発注書の写し、機器等の納入を確認できる納品書の写し、工事の着工若しくは機器等の据付けを確認できる写真等、都道府県快適職場推進センターにおいて快適職場推進計画に従い職場環境の改善に着手していることが確認できる書類を添付して発行の申請を行う。

#### ② 安全衛生措置が中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置の場合

中央労働災害防止協会中小企業安全衛生推進センターブロック支部又は都道府県支部が発行する「特例メリット適用に係る確認書」。

#### (2) 安全衛生措置等の確認事務

安全衛生措置実施等確認申請書により、講じた安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度について確認を求められた都道府県労働局（安全衛生主務課）は、安全衛生措置実施等確認申請書及び添付書類等により、下記イからニまでの事項についての確認を迅速かつ的確に行うものとする。なお、安全衛生措置実施等確認申請書は2部（特例申告書添付用、局保管用）、添付書類は1部提出させるものである。

確認の結果、当該保険年度において、安全衛生措置を講じたと認められた場合は、安全衛生措置実施等確認申請書に局長の印を押印し、特例申告書添付用の1部を事業主に交付する。残り1部及び添付書類は、局用として保管する。

また、事業主に対し、メリット制の特例の適用を受けようとする場合は、安全衛生措置実施等

確認申請書下段に記されている注意事項、すなわち、

- ・ 特例申告書に、確認印を押印した安全衛生措置実施等確認申請書を添付して、9月末までに、メリット制の特例の適用を受けようとする事業の労災保険に係る保険関係事務を所管する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出すること
- ・ 労働保険事務組合に事務を委託している事業主にあつては、その委託している労働保険事務組合を通して提出すること
- ・ 特例申告書の提出先については、労働保険番号による説明が安全衛生措置実施等確認申請書別紙に記されていること
- ・ 特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件がいくつかあり、安全衛生措置実施等確認申請書別紙に記されているので、必ず確認すること

などを説明する。

また、継続事業の一括が行われている場合は、特例の適用は指定事業について行われるので、特例適用の申告は特例申告書を、指定事業の労災保険に係る保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出することによってなされる旨説明すること。

継続事業の一括が行われている場合は、保険関係上一括されている事業場の労働者は指定事業の労働者とみなされるので、一括された事業場のいずれか一つの事業場において安全衛生措置が講じられた場合であっても、特例メリット制の対象となり得る。この場合、安全衛生措置等の確認は、実際に措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局において行い、特例適用の申告は、上記のとおり指定事業について行われるため、指定事業における労災保険に係る保険関係を管轄する都道府県労働局において受けることとなる。

安全衛生措置実施等確認申請書の確認は、下記の事項について行うものとする。

イ 所定の記入事項について、記入漏れ又は不明な点がないこと（①から④まで並びに確認申請年月日、事業主の住所及び名称）。

所定記入事項（事業主印の指定箇所への押印を含む。）の記入漏れ、記入内容の不明な事項については、調査・確認を行い、その内容につき朱書き補正するか、或いは調査書等を安全衛生措置実施等確認申請書に添付して内容が明らかとなるように処理する。

ロ 安全衛生措置が講じられたこと等の確認を求められている事業場の所在地が管轄内であること（①）。

「①事業場」の所在地欄に記入された所在地が管轄内であることを確認する。管轄外である場合は、その所在地を管轄する都道府県労働局で確認を受けるよう指導する。

ハ ①の事業場において、前年度に徴収則第20条の3に定める安全衛生措置が講じられたこと（2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置）。

「2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置」の②、③及び④の各欄の記入内容を、添付書類等を用いて確認する。

ニ (1)の①又は②の書類が添付されていること。

添付されていない場合は安全衛生措置の実施の確認ができない旨を伝え、添付するように指導すること。

## 2.2 労災保険率特例適用申告書の受付

特例申告書の提出がなされた都道府県労働局（労働保険徴収主務課（室））は、都道府県労働局長の確認印の押印されている安全衛生措置実施等確認申請書の添付を確認の上、下記(1)～(8)の事項について確認を行うものとする。

特例申告書の提出は、原則として、所轄都道府県労働局に提出された日をもって判断するものとする。

### (1) 所定事項について記入漏れがないこと（①及び⑤～⑪欄）

所定事項（事業主印の右下指定箇所への押印も含む。）の記入漏れ、記入内容の不明な事項については、調査・確認を行い、その内容につき朱書き補正するか、あるいは調査書等を特例申告書に添付して内容が明らかになるよう処理すること。

### (2) 特例適用申告事業の労災保険に係る保険関係が所轄のものであること（⑤欄）

「⑤事業」欄の事業における労災保険に係る保険関係が、所轄のものであることを確認する。

### (3) 特例適用申告事業が、添付されている「安全衛生措置実施等確認申請書（都道府県労働局長の確認印の押印済みのもの。）」の事業（同申請書の①欄の事業）と同一であること（⑤欄）

「⑤事業」欄に記入されている所在地と名称が、添付されている安全衛生措置実施等確認申請書の①の所在地及び名称とそれぞれ一致することを確認する。

ただし、当該事業が継続事業の一括の認可を受けている場合は、特例適用の申告は指定事業について行われるので、一致しない場合もあり得る。この場合は、①欄の事業が当該認可に係る指定事業であり、かつ、安全衛生措置実施等確認申請書の①の事業が一括されていることを確認する。

### (4) 特例適用申告事業（⑤の事業）が「建設の事業及び立木の伐採の事業」以外の事業であること（⑥欄）

「事業の種類」欄（⑥欄）の記入内容が、「建設の事業及び立木の伐採の事業」に該当しないことを確認する。労災保険率適用事業細目表による事業の種類番号でいうと、02及び30番台以外の番号であることを確認する。ここでいう⑥欄の事業の種類は、企業全体のものではなく、メリット制の特例の適用を受けようとする事業に係るものである。

「建設の事業及び立木の伐採の事業」に該当する場合は、メリット制の特例の適用を申告しても、特例は適用とならないことを伝える。

- (5) 特例適用申告事業（⑤の事業）において、徴収則第20条の3に規定される安全衛生措置が講じられたこと（⑧労働者の安全又は衛生を確保するための措置）

安全衛生措置実施等確認申請書（都道府県労働局長の確認印の押印されているもの。）の添付を確認する。

- (6) 前年度であること（⑨措置を講じた保険年度）

前年度でない場合は、メリット制の特例適用の申告要件を満たさないことを伝える。

- (7) 特例の適用を申告している事業主が徴収則第20条の2で定める中小企業事業主であること（⑩事業の概要と常時使用労働者数（企業全体））

特例の適用を申告している事業主が、次の条件に該当する事業主であることを確認する。

- ・ 「事業の概要」欄（⑩欄）の記入内容が、金融業、保険業、不動産業又は小売業（飲食店を含む。）に該当する場合、「常時使用労働者数（企業全体）」欄（⑪欄）が50人以下
- ・ 「事業の概要」欄（⑩欄）の記入内容が卸売業又はサービス業（清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業を除く。）に該当する場合、「常時使用労働者数（企業全体）」欄（⑪欄）が100人以下
- ・ 「事業の概要」欄（⑩欄）の記入内容が、上記のいずれにも該当しない場合、「常時使用労働者数（企業全体）」欄（⑪欄）が300人以下

以上の条件に該当しない場合は、メリット制の特例適用の申告要件を満たさないことを伝える。

なお、以上の条件を満たしていても、当該事業に応じた継続メリット制の適用を受ける常時使用労働者数を満たさないなど、規模要件について特殊な例があるので、Ⅲ章第4を参照すること。

- (8) 労災保険率特例適用申告書の提出期限内であること。

特例申告書の提出期限は、安全衛生措置が講じられた保険年度（特例申告書⑨欄）の次の保険年度の初日から6箇月以内である。

上の事項を確認した後、受付印を特例申告書に押捺して、事業主控えを事業主に交付する。

次に、

②「受付年月日」欄に受付年月日

③「下記⑧の措置番号」欄に次の安全衛生措置番号02又は03

④「入力項目」欄に1

を記入する。

安全衛生措置番号は、安全衛生措置実施等確認申請書（局の確認印のあるもの）②において○で囲まれた番号である。すなわち、

- 01 （過去に申告対象であった当該事業は、現在では特例申告の対象から外れている）
  - 02 快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置（徴収則第20条の3第2号の都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために事業主が講ずる措置）
  - 03 中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置（徴収則第20条の3第3号、告示第2号の中小企業安全衛生活動促進事業の一環として事業主が講ずる措置）
- の番号である。安全衛生措置の内容については、Ⅲ章第4も参照すること。

また、④「入力項目」欄に記入する番号のうち、■は、労災保険率特例適用申告書をOCR入力して特例申告書台帳に登録された事業について、行政裁量による特例申告の取消を行う場合に使用するもので、また ■は、労働保険番号の番号誤り等により特例申告書台帳に誤って登録された事業の削除を行う場合に使用するものであるが（詳細は以下2.4以降を参照のこと）、労災保険率特例適用申告書様式においては、事業主の誤解を避けるため、■取消、■削除については記載していない。

### 2.3 2.1及び2.2の書類が同時に提出された場合

安全衛生措置実施等確認申請書と特例申告書の提出が同時に行われたときは、都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）及び安全衛生主務課は、2.1及び2.2の内容を踏まえ、以下の要領で事務を行うものとする。

まず、都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）は、安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用と局控用の2部、ただし安全衛生措置実施を支援する団体等の発行する所定の書類が添付されているもの）と特例申告書（提出用と事業主控用の2部）を受け取る際、特例申告書について2.2の事務処理を行う（ただし2.2(5)及び(6)の確認事務は不要）。

事業主に事業主控用の特例申告書を交付する際、同時に提出された安全衛生措置実施等確認申請書により安全衛生措置を講じたこと及び講じた保険年度について都道府県労働局長から確認を受けることになることを伝えるものとする。

その後、安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用と局控用の2部、ただし安全衛生措置実施を支援する団体等の発行する所定の書類が添付されているもの）の回送を受けた安全衛生主務課は、2.1(2)に記する安全衛生措置等の確認事務を行うものとする。

確認事務終了後、都道府県労働局長の確認印押印済みの安全衛生措置実施等確認申請書（労災保険率特例適用申告書添付用）を労働保険徴収主務課（室）に送付する。

労働保険徴収主務課（室）は、都道府県労働局長の確認印押印済みの安全衛生措置実施等確認申請書（特例申告書添付用）の送付を受けた場合、当該事業の特例申告書について、2.4以下の事務処理を行う。

以上の事務は、OCR入力が原則として10月9日までの間であることを配慮して行うものとする(以下2.5及び本章第5参照)。

## 2.4 特例申告書台帳の作成

### (1) 特例メリット台帳への新規登録

2.2で受理した「特例申告書」に必要事項を記入の上、「特例申告書台帳」へ登記すること。

なお、前年度に継続して「特例申告書」を提出した場合でも、新規として特例メリット台帳へ登記すること。

### (2) 特例申告書台帳の変更・取消・削除

既に「特例申告書台帳」に登録されている事業について、受付年月日、安全衛生措置番号に誤りがあった時、行政裁量により特例適用の取り消しを行う時、入力誤り等により「特例申告書台帳」を削除する時は、それぞれ変更・取消・削除用の「特例申告書」を作成、「特例申告書台帳」へ登記すること。

## 2.5 労災保険率特例適用申告書の入力

### (1) 労災保険率特例適用申告書の作成

事業主等が「特例申告書」を提出した場合に、必要項目を記入し、OCR入力する。

### (2) 特例申告書の入力期間

「特例申告書」の入力期間は、申告期日が安全衛生措置を実施した翌年度の9月末であること及び継続メリット制の機械処理スケジュールの関係から以下のとおりとする。

「特例申告書」の入力結果は「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」に反映されるため、「特例申告書」の通常入力は原則として、4月1日～10月9日までとし、11月1日～12月25日までの間は当該名簿に係る修正及び追加分の入力期間とする。

なお、入力期間終了後、翌年度に継続メリット制が適用される事業場について、特例適用の追加、取消が生じた場合は「算定基礎報告書」の「特例コード」に該当するコードを付し、報告を行うこと。

ただし、「特例コード」による報告は、便宜上翌年度メリットにおいて特例適用させているのみで、「特例申告書台帳」への登記がなされたわけではないので、「特例コード」による報告を行った場合は必ず、翌年度の「特例申告書」通常入力期間に「特例申告書」の入力を行うこと。

### (3) 特例申告できる安全衛生措置について

特例メリット制創設時は、特例メリット制の申告に要する安全衛生措置が3種類規定されていたが、法令に規定されていた補助事業から委託事業に移行したために、平成13年4月1日現在、既に特例メリット制の申告要件から外れている事業及び平成14年度以降特例メリット制の申告要件から外れる事業が存在する（Ⅲ章第4参照）。しかし、申告要件に該当しなくなった事業の措置番号が特例申告書において入力された場合でも、エラーは自動的に検出されないため特例申告書入力時には十分留意すること。

### (4) 事業主への通知

事業主へのメリット制の特例による労災保険率の通知は、従来より労働保険の年度更新関係書類と共に継続メリット制適用事業あてに送付されている「労災保険率決定通知書」において特例の適用の有無も併せて記入されるので、これにより行われる。

## 2.6 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿の審査確認

特例申告書の1回目入力事業場及び適用徴収関係各台帳の変更により「特例申告書台帳」に変更が生じた事業場については、「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、入力した「特例申告書」と突合することによって入力誤りがないか確認するとともに、当該事業場に対する継続メリット制の適用状況を確認し、継続メリット制の機械処理関係について不都合がある時に以下の事務処理を行う。

なお、この名簿は継続メリット制本体処理において使用する「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」と同時期に作成し、局へ送付する。

## 2.7 労災保険率特例申告事業場名簿の審査確認

12月末の「特例申告書台帳」と12月末の継続メリット・マスターを突合し、「労災保険率特例申告事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、「継続メリット制適用事業場名簿」を参照して「特例申告書」の申告事業に係る翌年度の継続メリット制の適用状況を確認すること。

3 各種様式

3.1 安全衛生措置実施等確認申請書

安全衛生措置実施等確認申請書

労災保険率特例適用申告書添付用

労災保険率の特例の適用に係る申告のため、下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度について確認を申請します。

1 事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地	郵便番号
	(ロ)名称	電話番号 - ( ) -

2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②措置の種類（該当するものの番号を○で囲むこと。）	
01 （当該事業は廃止）	
02 都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置	
03 中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置	
③措置の具体的内容	
④措置を講じた保険年度	年度

労働局長 殿

年 月 日

住所

郵便番号 -

事業主

記名押印又は署名

氏名

印

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

この申請書には裏面3に示す書類を添付してください。

<p>（労働局長確認欄）</p> <p>上記事業場において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置が上記記載の保険年度に講じられたことを確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">労働局長</p>
---

注意事項

- 1) 労災保険率特例適用申告書には、この「安全衛生措置実施等確認申請書 労災保険率特例適用申告書添付用」（都道府県労働局長の確認印の押印済のもの。裏面1参照。）を添えて上記記載の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、労災保険に係る労働保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出してください。なお労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主にとっては、当該労働保険事務組合に提出してください。
- 2) 上記事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は、指定事業について申告することとなります。
- 3) 労災保険率特例適用申告書の提出先、特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件が別紙に記載しておりますので、必ず御覧ください。

## 安全衛生措置実施等確認申請書

局保管用

労災保険率の特例の適用に係る申告のため、下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置及び当該措置の講じられた保険年度について確認を申請します。

### 1 事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地	郵便番号
	(ロ)名称	電話番号 - ( ) -

### 2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②措置の種類（該当するものの番号を○で囲むこと。）	
01	（当該事業は廃止）
02	都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置
03	中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置
③措置の具体的内容	
④措置を講じた保険年度	年度

労働局長 殿

年 月 日

住所

郵便番号 -

事業主

記名押印又は署名

氏名

印

（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

この申請書には裏面3に示す書類を添付してください。

（労働局長確認欄）

上記事業場において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置が上記記載の保険年度に講じられたことを確認しました。

平成 年 月 日

労働局長

#### 注意事項

- 1) 労災保険率特例適用申告書には、この「安全衛生措置実施等確認申請書 労災保険率特例適用申告書添付用」（都道府県労働局長の確認印の押印済のもの。裏面1参照。）を添えて上記記載の安全又は衛生を確保するための措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に、労災保険に係る労働保険関係事務を所轄する都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出してください。なお労働保険事務組合に労働保険の事務の処理を委託している事業主にとっては、当該労働保険事務組合に提出してください。
- 2) 上記事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は、指定事業について申告することとなります。
- 3) 労災保険率特例適用申告書の提出先、特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件が別紙に記載してありますので、必ず御覧ください。

(裏面)

- 1 この申請は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の2に規定される労災保険率の特例の適用を受けようとする事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の4第2項の規定に基づき、同令第20条の3に定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」といいます。）を講じたこと及び講じた保険年度について、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長の確認を受けるために行うものです。

安全衛生措置実施等確認申請書は、労災保険率特例適用申告書添付用及び局保管用の2部作成し、安全衛生措置を講じた事業場の所在地を管轄する都道府県労働局安全衛生主務課に提出してください。

ただし、労災保険率特例適用申告書の提出先（別紙参照）が、安全衛生措置実施等確認申請書の提出先と同一の都道府県労働局である場合は、当該都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に、労災保険率特例適用申告書と安全衛生措置実施等確認申請書2部（下記3の書類を添付）を併せて同時に提出することができます。この場合、安全衛生措置実施等確認申請書には、都道府県労働局長の確認印の押印は必要ありません。

- 2 ①欄は、安全衛生措置を講じた事業場について記載してください。

- 3 安全衛生措置実施等確認申請書には、次の書類を1部添付してください。

- (1) 安全衛生措置が、都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置（労働安全衛生規則第61条の3第1項の規定による認定を受けた同項に規定する計画に従い事業主が講ずる措置）の場合（②欄の02に該当）

都道府県快適職場推進センターが発行する「職場環境改善着手確認書」

- (2) 安全衛生措置が、中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置（中央労働災害防止協会の援助を受けて、事業主の団体が労働災害の防止のための活動として講ずる措置を利用して、当該団体の構成員である事業主が講ずる労働者の安全又は衛生を確保するための措置）の場合（②欄の03に該当）

中小企業安全衛生活動促進事業の認定中小企業集団に所属し、安全衛生措置を講じたことについての中央労働災害防止協会中小企業安全衛生推進センターブロック支部又は都道府県支部が発行する「特例メリット適用に係る確認書」

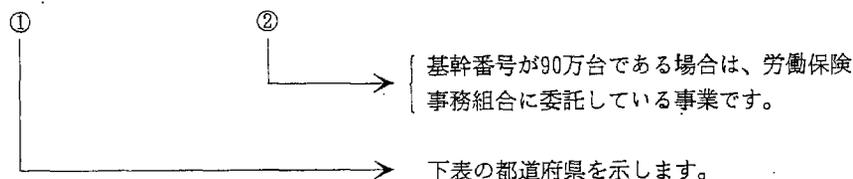
## 安全衛生措置実施等確認申請書別紙

### 労災保険率特例適用申告書の提出先について

安全衛生措置を講じた事業場の労働保険番号を御覧ください。なお、安全衛生措置を講じた事業場が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の規定により継続事業の一括の認可を受け、当該認可に係る指定事業に一括されている場合は、労災保険率特例適用申告書は指定事業について申告することとなりますので、指定事業の労働保険番号を御覧ください。

労働保険番号は、次の14桁からなります。

府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号  
 ○○ ○ ○○ ○○○○○○ ○○○  
 2桁 1桁 2桁 6桁 3桁



②の基幹番号が90万台である場合は、労働保険事務組合に委託している事業ですので、労災保険率特例適用申告書は委託している労働保険事務組合に提出します。

労働保険事務組合に委託していない場合は、①で示す都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に提出します。

（都道府県番号）

01…北海道	02…青森	03…岩手	04…宮城	05…秋田	06…山形
07…福島	08…茨城	09…栃木	10…群馬	11…埼玉	12…千葉
13…東京	14…神奈川	15…新潟	16…富山	17…石川	18…福井
19…山梨	20…長野	21…岐阜	22…静岡	23…愛知	24…三重
25…滋賀	26…京都	27…大阪	28…兵庫	29…奈良	30…和歌山
31…鳥取	32…島根	33…岡山	34…広島	35…山口	36…徳島
37…香川	38…愛媛	39…高知	40…福岡	41…佐賀	42…長崎
43…熊本	44…大分	45…宮崎	46…鹿児島	47…沖縄	

### 特例の適用を申告できる要件及び特例が適用となる要件について

- 1 労災保険率の特例の適用の申告は、企業全体として常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主は50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主は100人）以下の労働者を使用する事業主が、所定の安全衛生措置を講じた事業についてできるものです。

注1) 主たる事業が清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業である企業においては、企業全体として常時300人以下の労働者を使用する事業主が、所定の安全衛生措置を講じた事業について申告できるものです。

注2) 飲食店は小売業に含まれます。

- 2 労災保険率の特例の適用は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項の継続事業のメリット制の適用を受けることが前提となります。
- 3 建設の事業及び立木の伐採の事業には、労災保険率の特例は適用されません。

3.2 職場環境改善着手確認申請書

職場環境改善着手確認申請書

都道府県労働局長より認定を受けた快適職場推進計画に従って職場環境改善に着手していることについて確認を申請します。

1 事業場の所在地及び名称

①事業場（労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じた事業場）	(イ)所在地	郵便番号
	(ロ)名称	電話番号 - ( ) -

2 労働者の安全又は衛生を確保するための措置

②快適職場推進計画の認定年月日及び認定番号	年 月 日 認定番号第 号
③快適職場推進計画を認定した都道府県労働局長名	( ) 労働局長
④措置を講じた年度	( ) 年度
⑤認定を受けた快適職場推進計画に従い職場環境の改善に着手している内容	具体的に記入して下さい

\_\_\_\_\_ 快適職場推進センター 殿  
年 月 日  
住所 \_\_\_\_\_

事業主 \_\_\_\_\_ 記名押印又は署名  
名称 \_\_\_\_\_ 印  
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

<p>(快適職場推進センター確認欄)</p> <p>上記事業場において、都道府県労働局長より認定を受けた快適職場推進計画に従って職場環境改善に着手していることを確認しました。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>_____ 快適職場推進センター</p> <p>印</p>
--

[備考] 快適職場推進計画に従い、職場環境の改善に着手していることを示す工事発注書、納品書、写真等を添付すること。

3.3 特例メリットに係る確認書

特例メリット制適用に係る確認書

中小安全衛生活動促進事業において、認定集団が証明した事業内容に対して助成金が支払われていることを確認します。

平成 年 月 日

中央労働災害防止協会  
 中小企業安全衛生推進センター  
 ○ ○ ○ ○ 支部長 印

中央労働災害防止協会  
 中小企業安全衛生推進センター  
 ○ ○ ○ ○ 支部長 殿

特例メリット制適用に係る認定集団の下記証明について確認を申請します。

平成 年 月 日

事業主 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 記名押印又は署名  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

認定 集団 構成 事業場	所在地	
	名称	認定集団名
①措置を講じた保険年度	( ) 年度	
②参加した認定集団としての助成対象である安全衛生活動(措置を講じた年度における活動のうち1つに○印をつけてください。)	A 集団安全衛生活動運営委員会の開催 B 集団安全衛生大会の開催 C 相互安全衛生パトロールの実施 D 災害事例検討会の開催 E 経営首脳者安全衛生セミナーの実施 F 職場環境改善講習の実施 G 健康教育の実施 H 危険予知活動及び交通労働災害防止に関する講習会の開催 I 安全衛生改善等研究会の開催 J 快適職場形成推進委員会の開催	
③認定集団の構成員として実施した助成対象である安全衛生活動(措置を講じた年度における活動のうち1つに○印をつけてください。)	A 安全衛生教育 B 技能講習及び特別教育 C 安全衛生診断 D 特定自主検査 E 機械の本質安全化 F 健康診断 G 作業環境測定 H 健康診断結果の評価及び健康指導 I 作業環境改善	
上記の認定集団構成事業場が中小企業安全衛生活動促進事業において、認定集団の構成員として認定集団としての助成対象である安全衛生活動に参加し、かつ、認定集団の構成員として助成対象である安全衛生活動を実施したことを証明します。		
平成 年 月 日		
		認定集団名 印
		代表者職氏名 印

3.4 労災保険率特例適用申告書

(1)- 様式

労災保険率特例適用申告書

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の2の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

帳票種別

3 6 1 0 5

提出用

① 労働保険番号				※② 申告書受付年月日			
府県	所定	管轄(1)	番号	業種番号	枝番号	元	年
※③ 下記⑤の措置番号				※④ 入力項目			
□ □				1. 新規 3. 変更			
特 例 適 用 申 告 事 業	⑤	郵便番号			⑥ 事業の種類 (労災保険率表による)		
		所在地					
		名称					
		電話番号	( ) - ( )	番			
		⑦ 常時使用労働者数			人		
		⑧ 労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3)					
	⑨ 上記⑧の措置を講じた保険年度				年度		
事業主	⑩ 事業の概要						
	⑪ 常時使用労働者数(企業全体)				人		

（なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(4)の所で折り曲げて下さい。）  
※第2片裏面の注意事項を読んでから記入して下さい。

厚生労働大臣 殿

年 月 日

労働局長 経由

住所

事業主

記名押印又は署名

氏名

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号
		印	

(物品番号 7532)

# 労災保険率特例適用申告書

標準  
字体 0123456789

下記のとおり労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条の2の労災保険率の特例の適用に係る申告をします。

標票種別

36105

事業主控

① 労働保険番号				
府県	所管	管轄(1)	基幹番号	
□	□	□	□	
			枝番号	
			□	
※ ③ 下記 ③ の措置番号				
□ □				
特 例 通 用 申 告 事 業	⑤ 事 業	郵便番号		
		所在地		
		名称		
		電話番号 (       ) - (       ) 番		
	⑦ 常時使用労働者数			人
	⑧ 労働者の安全又は衛生を確保するための措置の内容 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3)			
⑨ 上記⑧の措置を講じた保険年度			年度	
事業主	⑩ 事業の概要			
	⑪ 常時使用労働者数(企業全体)		人	

厚生労働大臣 殿

\_\_\_\_\_年 月 日

\_\_\_\_\_ 労働局長 経由

住所 \_\_\_\_\_  
 事業主 \_\_\_\_\_ 記名押印又は署名  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
		④	

## 【注意】

- 1 □□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学文字読取装置（OCR）で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 ※印のついた記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、申告書右上に記載された「標準字体」にならって枠からはみださないように大きめのアラビア数字で明りょうに記載すること。
- 4 この申告書は、常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業、小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収則」という。）第20条の3の労働者の安全又は衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」という。）を講じたときに提出することができること。

なお、建設の事業及び立木の伐採の事業については、労災保険率の特例は適用されないこと。

- 5 この申告書には、徴収則第20条の4第4項に規定する安全衛生措置を講じたことを明らかにすることができる書類を添えること。
- 6 この申告書は、安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に提出すること。
- 7 ①、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨欄には、安全衛生措置が講じられた労災保険率の特例の適用を受けようとする事業について記載すること。
- 8 ⑥欄には、「労災保険率表」の事業の種類を記載すること。
- 9 ⑦欄には、⑨欄の保険年度に属する各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計数を12で除した数（船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業については、当該保険年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除したものをいう。))を記載すること。
- 10 ⑧及び⑨欄には、徴収則第20条の4第2項の確認を受けた安全衛生措置及び当該措置を講じた保険年度を記載すること。
- 11 ⑩欄には、事業主の行う主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 12 ⑪欄には、⑨欄の保険年度において使用する全ての労働者数（企業全体）を記載すること。
- 13 この申告書を提出した場合は、⑨欄の保険年度の次の次の保険年度から連続する3保険年度について労災保険率の特例が適用されること。

なお、労災保険率の特例が適用されるのは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項に規定する場合に該当する事業に限られるものであること。

(2) 労災保険率特例適用申告書の記入要領

イ 必要な記入項目

入力項目 入力要件	労働保険番号	受付年月日	安全措置番号	入力項目
新規	○	○	○	1
変更	○			3
取消	○	×	×	■
削除	○	×	×	■

○ … 必須入力

× … 入力不可

空欄 … 該当がある場合のみ記入

ロ 記入項目と記入要領

項目番号	項目	記入要領
1	労働保険番号	入力を行う事業場の労働保険番号を記載する (注) 合算してメリット制の適用のある事業（港湾荷役関係事業）については、メリット計算上1事業として扱われるが、この申告書においては、合算される枝番号ごとに記入する。
2	受付年月日	申告書を受け付けた年月日を記入する。
3	下記⑧の措置番号	当該事業場が前年度に行った安全衛生措置番号を記入する。 01…（当該事業は廃止）入力不可 02…快適な職場環境の形成の促進事業 03…中小企業安全衛生活動促進事業（平成14年度以降は入力不可）
4	入力項目	処理形態により次のコードを記入する。 1…新規、3…変更、■…取消、■…削除 (注) ■■ 及び ■■ は、申告内容ではないので帳票には記載していない。

## 平成 年度 労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿

局 平成 年 月 日 頁

① 労働保険番号					② 事業の名称	③ 業 種	④ 申告書 受付年月日	⑤ 安全衛生 措置番号	⑥ 申告書 入力項目	⑦ マ ー ク				備 考
										府 所 管 轄 県 庁 (1)	基幹番号	枝番号	事業消滅 コード	

- (注) 1 事業の名称、業種については、9月末現在の適用台帳の内容である。
- 2 「申告書入力項目」欄は、当年度に入力された特例申告書の修正項目（削除を除く。）を次により表示する。  
①新規→「1」、②変更→「3」、③取消→「5」
- 3 「事業消滅コード」欄は、適用台帳に消滅年月日が登記されているものについて「\*」を付す。
- 4 「適用要件なし」欄は、前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は各事務組合委託一括事業について「\*」を付す。
- 5 「業種変更コード」欄は、前年度の「労災保険率特例申告書名簿」の業種と適用台帳の業種が異なるものについて「\*」を付す。
- 6 「適用台帳なし」欄は、「適用台帳」にないもの又は台帳はあっても雇用保険のみ保険関係が成立しているものについて「\*」を付す。

(2) 印書内容

項目番号	項目	内 容	
1	労働保険番号	当年度に「特例申告書」を入力した事業場又は適用徴収関係各台帳の変更により、「特例申告書台帳」に変更が生じた事業場について労働保険番号を印所する（入力項目「7削除」を除く。）。	
2	事業の名称	当年度9月末現在の適用台帳に登録されている事業の名称を印書する。	
3	業 種	当年度9月末現在の適用台帳に登録されている業種を印書する。	
4	申告書受付年月日	「特例申告書台帳」に登録されている受付年月日を印書する。	
5	安全衛生措置番号	「特例申告書台帳」に登録されている安全衛生措置番号を印書する。	
6	申告書入力項目	当年度に「特例申告書」から入力された入力項目について、次のコードにより印書する。 種 別            コード 新 規            1 変 更            3 取 消            5	
7	マ   ー   ク	事業消滅 コ   ー   ド	適用台帳に消滅年月日が登記されているものに「*」を付す。
		適 用 要 件 な            し	適用台帳に消滅年月日が登記されているものに「*」を付す。
		業 種 変 更 コ   ー   ド	前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括事業に「*」を付す。
		適 用 台 帳 な            し	適用台帳にないもの又は台帳にあっても雇用保険のみの保険関係が成立しているものに「*」を付す。

(3) 事務処理

特例申告書の1回目入力事業場及び適用徴収関係各台帳の変更により「特例申告書台帳」に変更が生じた事業場については、「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、入力した「特例申告書」と突合することによって入力誤りがないか確認するとともに、当該事業場に対する継続メリット制の適用状況を確認し、継続メリット制の機械処理関係について不都合がある時に以下の事務処理を行う。

なお、この名簿は継続メリット制本体処理において使用する「継続メリット制適用対象新規・取消リスト」と同時期に作成し、局へ送付する。

イ 労働保険番号の入力誤り

誤って他の事業場の労働保険番号で新規入力を行った時は、既入力データの削除を行うとともに、訂正した労働保険番号による「特例申告書」をOCR入力する。

なお、その他の項目誤りについては変更入力により修正を行う。

ロ 事業消滅

適用台帳に消滅年月日が登記されている事業場については、事業消滅マークに「\*」を記載するので、当該事業場が管轄外に移転又は事務組合委託替え（以下「移転」という。）していないか確認する。

移転しているときは、労災保険率の特例適用の申告は継続するので、「算定基礎報告書」により移転報告を行うこと。

なお、移転報告がなされなかった事業については、本省において年度末に事業消滅として「特例申告書台帳」から削除する。

ハ 継続メリット制適用要件の不備

当該事業場の前年度の労働者数が継続事業の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括により当該事業が個別管理されていない場合は、適用要件なしマークに「\*」を記載するので、当該事業場の労働者数を確認し、継続メリット制の適用要件を満たすときは、変更期限（12月末頃）までに適用台帳を変更するとともに、「算定基礎報告書」において復活入力（継続メリット制適用対象新規・取消リストに非メリットコードが記載された事業場のみ）又は適用要件を満たす年度分の算定報告を行うこと。

また、事務組合委託一括により当該事業場が個別適用されていない場合は、機械処理により管理できないため上記によらず、新規に継続メリット制の適用を受けるときに「算定基礎報告書」において新規報告を行うこと。

ニ 適用台帳なし

適用台帳なしマークに「\*」が記載された事業場については、

① 労働保険番号の入力誤り

② 労働保険番号のキー変更

が考えられるが、この場合は「特例申告書台帳」から自動削除されるため、当該事業場の労働保険番号を確認の上、必要に応じて労働保険番号を修正し、「特例申告書」の再入力を行うこと。

3.6 労災保険率特例申告事業場名簿  
(1)様式

平成 年度 労災保険率特例申告事業場名簿

府県 所掌 平成 年 月 日 頁

① 労働保険番号					② 事業の名称	③ 業種	④ 申告書 受付年月日	⑤ 適用開始 年 度	⑧ マ ー ク						⑨ メリット 増減率	備 考
							⑥ 安全衛生 措置番号	⑦ 適用終了 年 度	申告書 入力項目	メリット 適用有無	メリット 継続年数	事業消滅 コード	適用要件 なし	適用台帳 なし	⑩ メリット 保険率	
府 県	所 掌	管 轄 (1)	基幹番号	枝番号												

- (注) 1 事業の名称、業種については、12月末現在の適用台帳の内容である。  
 2 適用開始年度及び適用終了年度は、申告書受付年月日から判断している。  
 3 「申告書入力項目」欄は、当年度に入力された特例申告書の修正項目（削除を除く。）を次により表示する。  
 ①新規→「1」、②変更→「3」、③取消→  
 4 「メリット適用有無」欄は、翌年度に継続メリット制が適用されるものについて「\*」を付す。  
 5 「メリット継続年数」欄は、継続メリット・マスターで管理しているメリット適用要件の継続年数を次により表示する。  
 ①前年度に適用要件あり→、②前々年度から適用要件あり→、③前々々年度から適用要件あり（メリット適用事業）→  
 6 「事業消滅コード」欄は、適用台帳に消滅年月日が登記されているものについて「\*」を付す。  
 7 「適用要件なし」欄は、前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括事業について「\*」を付す。  
 8 「適用台帳なし」欄は、「適用台帳」にないもの又は台帳はあっても雇用保険のみ保険関係が成立しているものについて「\*」を付す。  
 9 メリット増減率、メリット保険率は、翌年度に適用される継続メリット・マスターの内容である。

(2) 印書内容

項目番号	項目	内 容	
1	労働保険番号	12月末現在の特例申告書台帳に登録されている事業場について労働保険番号を印書する。	
2	事業の名称	12月末現在の適用台帳に登録されている事業の名称を印書する。	
3	業 種	12月末現在の適用台帳に登録されている業種を印書する。	
4	申告書受付年月日	「特例申告書台帳」に登録されている受付年月日を印書する。	
5	安全衛生措置番号	「特例申告書台帳」に登録されている安全衛生措置番号を印書する。	
6	適用開始年度	申告書受付年月日から年度の判断を行い、適用開始年度を印書する。	
7	適用終了年度	申告書受付年月日から年度の判断を行い、適用終了年度を印書する。	
8	マ ー ク	申告書 入力項目	当年度に「特例申告書」から入力された入力項目について、次のコードにより印書する。 種 別            コード 新 規            1 変 更            3 取 消            ■
		メリット 適用有無	翌年度に継続メリット制が適用されるものに「*」を付す。
		メリット 継続年数	継続メリット・マスターで管理しているメリット適用要件の継続年数について、次のコードにより印書する。 種 別            コード 前年度に適用要件あり            ■ 前々年度から適用要件あり 前々々年度から適用要件あり (メリット適用事業)
		事業消滅 コード	適用台帳に消滅年月日が登録されているものに「*」を付す。
		適用要件 なし	前年度の労働者数がメリット制の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括事業に「*」を付す。
		適用台帳 なし	適用台帳にないもの又は台帳にあっても雇用保険のみの保険関係が成立しているものに「*」を付す。
9	メリット増減率	翌年度にメリット制が適用される場合に「メリット増減率」を印書する。なお、減の場合は「-」（マイナス）符号を付す。	
10	メリット保険率	翌年度にメリット制が適用される場合に「メリット保険率」を印書する。	

(3) 事務処理

12月末の「特例申告書台帳」と12月末の継続メリット・マスターを突合し、「労災保険率特例申告事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。

当該名簿が送付された局においては、「継続メリット制適用事業場名簿」を参照して「特例申告書」の申告事業に係る翌年度の継続メリット制の適用状況を確認すること。

## 第5 帳票入力業務に係る留意事項

### 1 機械処理関係

#### (1) 運用管理

機械処理日程等

#### イ 報告期間

各種報告書の報告期間は次のとおりとする。

報告期間	帳票入力帳票	備考
4月1日～10月9日	「労災保険率特例適用申告書」	
11月1日～12月25日	「労災保険率特例適用申告書」 2回目	「労災保険率特例適用申告書入力・変更事業場名簿」に出力された内容について、変更又は追加が生じた場合に入力を行うこと。
	「継続メリット制算定基礎報告書」	
2月1日～3月25日	「継続メリット制算定基礎報告書」 補正分	補正分の場合、「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「労災保険率決定通知書」の印書はできない。
4月1日～3月31日 ただし月次処理中は 入力不可	「有期メリット制変更報告書」	「有期メリット（計算・適用）事業場名簿」に出力された内容について、取消、追加又は変更して改定確定保険料を決定した場合に入力を行うこと。

(注1) 報告期間の初日が閉庁日である場合は、当該報告期間内の最初の開庁日とし、報告期間の末日が閉庁日である場合は当該報告期間内の最後の開庁日とする。

(注2) 有期メリット制の計算処理を行う通常第4開庁日～第6開庁日の3日間は入力停止となること。

(注3) 具体的な入力停止日については、労災保険業務室の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

#### ロ 運用時間

オンラインの運用時間は次のとおりとする。

##### (イ) 帳票入力時期

月曜日～金曜日 9時～16時

##### (ロ) 配信時期

即時に処理されて出力されるもの以外の配信帳票は、次のとおりとする。

出力帳票名	出力端末装置	配信方式	配信時期
継続メリット制 算定基礎報告書 データ・リスト	労働局端末 LP	自動	入力締切（12月末及び3月末） 後入力端末（局端末）あて指定日 に一括して配信する。
改定確定保険料 決定通知書	労働局端末 LP	コマンド （帳票種 別969）	「有期メリット制変更報告書」 再配信要求により、翌開庁日に配 信する。

(注1) 継続メリット制算定基礎報告書データ・リストの具体的な配信日及び配信時期については、労災保険業務室の事務連絡「機械処理業務実施計画」を参照すること。

(注2) 改定確定保険料決定通知書の配信は、「有期メリット制変更報告書」配信要求の入力日の翌開庁日に配信されること。

(ハ) 端末装置障害時の入力

万一、端末装置が障害となり長時間回復の見込みがない場合は、労災保険業務室と連絡をとり、その指示を受けること。

(2) データ破棄メッセージ（HCメッセージ）

HCメッセージは、HOSTが各システムに共通に出力するメッセージであり、このメッセージが出力された場合はキャンセルされる。

HCメッセージは、入力データの側に原因があって出力される場合とHOST又は端末装置の側に原因があって出力される場合とがあるので、次表に示す対処方法により措置すること。

なお、HCメッセージは、入力した端末装置のディスプレイ部及びジャーナル部に印字される。

【HCメッセージ一覧】

メッセージ	原因	対処方法
HC01 帳票処理中断・終了		
HC02 帳票再入力願う		
HC03 帳票処理不可能		
HC12 この端末からは 入力できません		
HC14 帳票処理不可能		

(3) 配信電文の再送要求

配信されたデータについて、印字ずれが生じた場合等のために再印書したい場合は、配信電文の再送を要求することができる。

なお、帳票の入力により即時に出力されるものについては再送要求できない。

また、要求可能な期間は、端末へ電文が出力後1週間とする。

(4) 帳票作成上の注意事項

イ 標準字体

数字の標準字体は、次のとおりである。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ¥

ロ 帳票記入上の留意点

OCRによる正読率を高めるため、次の点に留意して帳票の作成を行うこと。

(イ) 筆記用具は、黒のボールペンとすること。

(ロ) 記入枠からはみださないようにし、なるべく大きく丁寧に書くこと。

(ハ) 特に次の文字に注意すること。

a 数字の「1」は、上部又は下部にカギをつけず、垂直に書くこと。

b 数字の「4」は、2本の縦線を並行にし、上で閉じない。

c 数字の「7」の上部は、水平の横線とする。

(ニ) 文字はできるだけ濃く書き、太すぎたり細すぎたりせず一定であること。

(ホ) 文字には大きな傾きがなく、文字並びがある程度一定であること。

(ヘ) (記入上注意を要する項目)

項 目	記 入 上 の 注 意
労働保険番号	基幹番号は右詰めで記入する。(頭の0は省略してもよい。) 枝番号は右詰めで記入する。ただし000のとき(枝番号が付されていないとき)は記入しなくてもよい。
年 月 日	各々右詰めで記入する。ただし、01~09の場合は1~9との記入も可。

ハ 入力時の留意点

OCRによる読み取りは、リジェクトの修正に要する手間よりも、誤読の修正に要する手間の方が大きいので、入力前に十分チェックし、誤読等のおそれのある場合は、強制リジェクトによる修正を行うこと。

修正する方法は、強制的にリジェクトさせたい文字(誤記等の文字)が記載されている記入

枠の片隅に、次例のように正しい文字を記載し、当該枠に縦の線を引く。

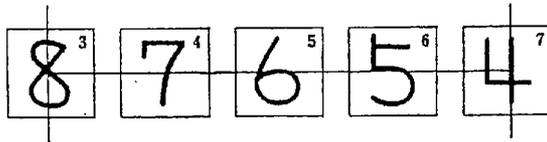
〔例〕

(イ) 1文字の場合



(枠の上下をはみ出すように縦の1本線を引く。)

(ロ) 連続する複数文字の場合



(両端に1文字の場合と同様に縦の1本線を引き、その間を横線で結ぶ。)

この処理により、当該文字はリジェクトされ、リジェクトされた場合は、1文字ずつその状況がディスプレイに表示されるので、正しい文字をキーボードで入力して修正すること。

ニ 帳票取扱い上の注意事項

(イ) OCR帳票の汚れについて

帳票は汚れないことが望ましいが、読み取り部の一部が汚れたものについては、その程度によりその部分がリジェクトになるので、この場合はキーボードで修正すること。

また、帳票の右辺には、読み取り部のチェックのためのラインマーク「一」があるので、読み取り部になっている欄外に汚れ等のある場合には、その箇所の汚れ等を消してから入力を行うこと。

(ロ) 記入項目等のチェックマークについて

チェックマーク「ㇿ」を付すときは、赤鉛筆で薄く付すこと。

2 端末機出力メッセージの内容と事務処理

(1) 出力メッセージの種類と内容

出力するメッセージは、次のとおりである。

〈即時〉

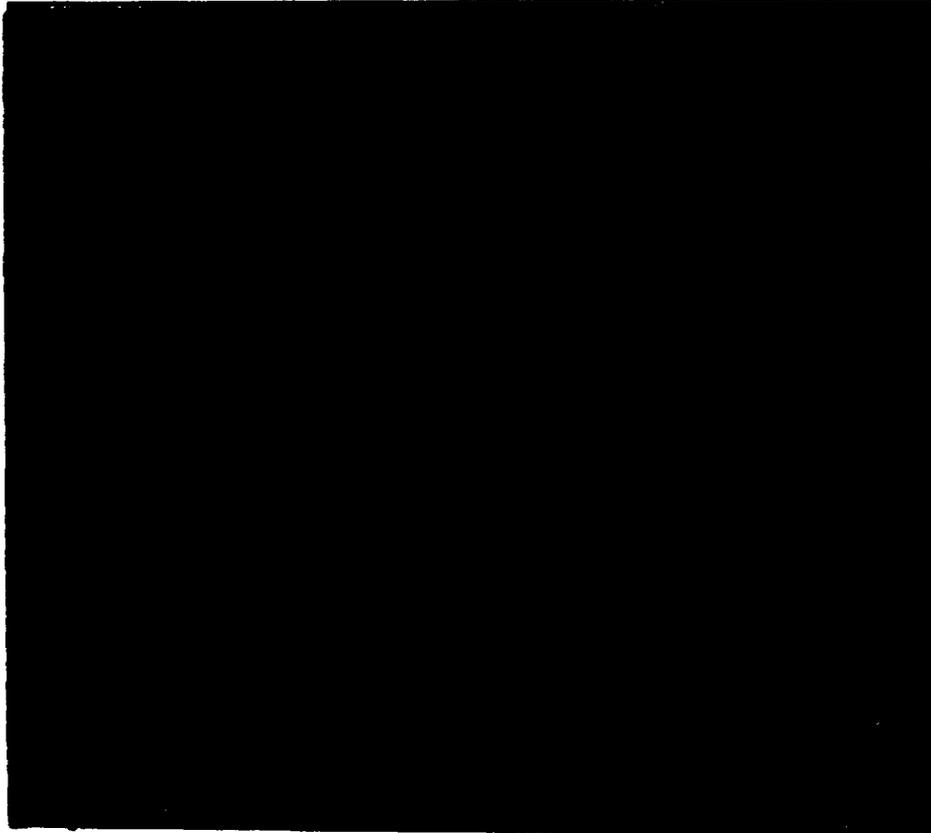
出力リスト	出力帳票番号	出力端末装置	内 容
受取メッセージ	労働局 055	ジャーナル画面	入力されたデータを受け取った場合に出力する。
キャンセルメッセージ	労働局 055	ジャーナル画面	形式及び関連チェックでエラーとなった場合に出力する。

〈指定日一括配信〉

出力リスト	出力帳票番号	出力端末装置	内 容
継続メリット制算定 基礎報告書削除・論理 チェックリスト	本省	P R	論理チェックの結果、エラーとなった場合に出力する。
継続メリット制算定 基礎報告書データ・ リスト	労働局 055	L P	正常に処理され、継続メリット・マスターが更新された場合に出力する。

(2) キャンセルメッセージ

イ 出力画面



ロ 表示内容

当該データについて、形式及び関連チェックの結果、エラーとなったものについて、キャンセル番号を印書する。

ハ 事務処理

それぞれのキャンセル番号について、下記ニの「キャンセル番号表」によりエラーとなった原因を確認し、当該帳票を正しい内容に修正して再入力すること。

ニ キャンセル番号表

(イ) 形式エラー番号表

形式エラーは、各項目ごとにチェックを行い、不具合があるときはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

形式エラーとなった時は、帳票を訂正の上、再入力する。

キャンセル番号	キャンセルの内容
××-C 1 (桁オーバー)	
××-C 2 (必須項目入力なし)	
××-C 3 (桁数不足)	
××-C 4 (字種エラー)	
××-C 5 (コードエラー)	
××-C 6 (数値エラー)	
××-C 7 (日付エラー)	
××-C 8 (その他)	
××-C 9 (入力不可項目)	

(注) ××は項番を印字する。

(ロ) 関連エラー番号表

関連エラーは、関連する2つ以上の項目について整合性のチェックを行い、不整合があるときはキャンセルメッセージを出力し、当該データを破棄する。

関連エラーとなった時は、帳票を訂正の上、再入力する。

a 算定基礎報告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0251	
C0252	
C0253	
C0254	
C0255	
C0256	
C0257	
C0258	
C0259	
C0260	
C0261	
C0262	
C0263	
C0264	

b. 労災保険率特例適用申告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0241	
C0242	
C0243	
C0244	
C0245	
C0246	

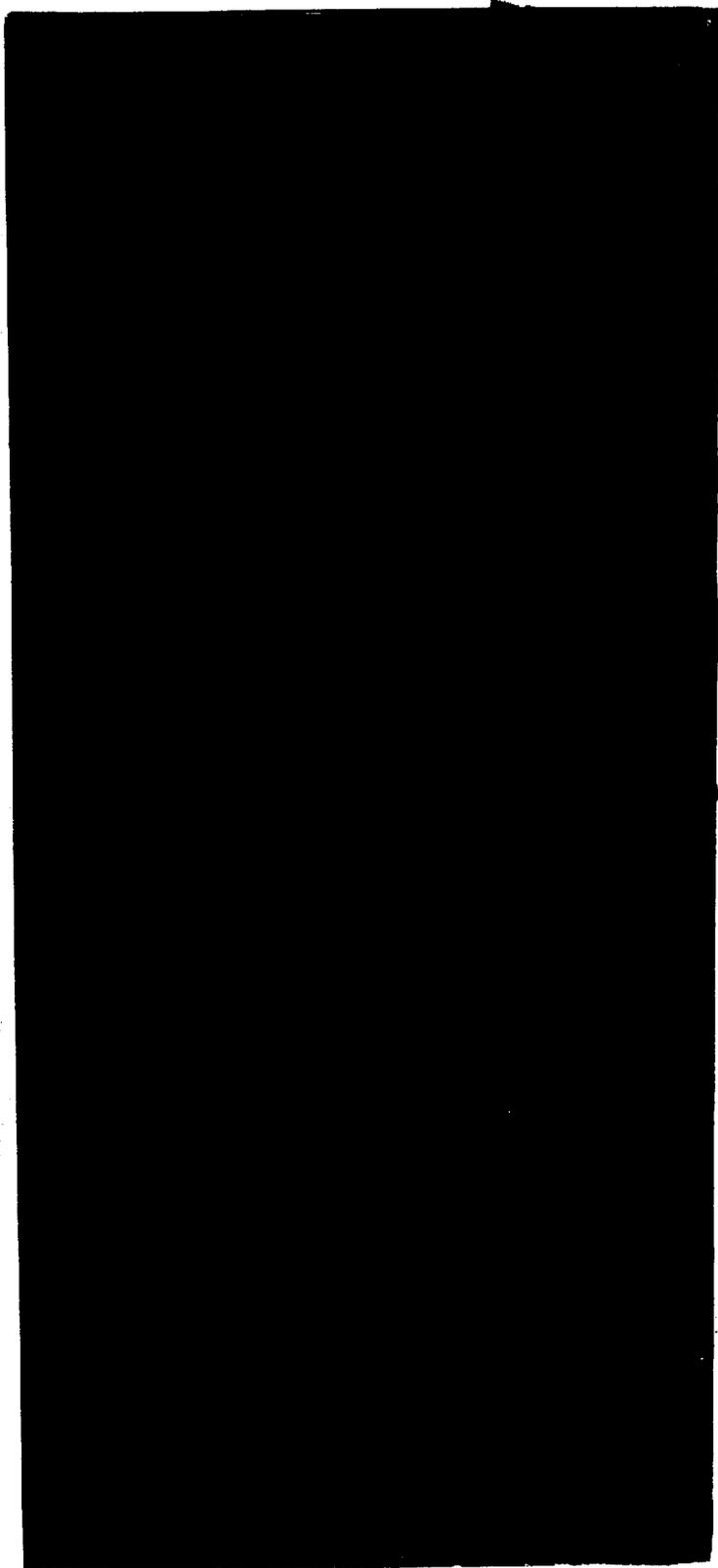
c. 有期メリット制変更報告書

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0201	
C0203	
C0204	
C0205	
C0206	
C0207	
C0208	
C0209	
C0210	
C0211	
C0212	
C0213	
C0214	
C0215	
C0216	
C0217	

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0218	[Redacted Content]
C0219	
C0220	

(3) 継続メリット制算定基礎報告書 削除・論理チェックリスト

イ 様式 (スタンダード用紙)



ロ 印書内容

当該データについて、削除・論理チェックリストの結果エラーとなったものについてエラー番号を付し、労働保険番号順に印書する。

ハ 事務処理

このリストについては、局への配信は行わず、本省において管理し、該当局に対してエラーとなった原因を確認した上、修正処理を行う。

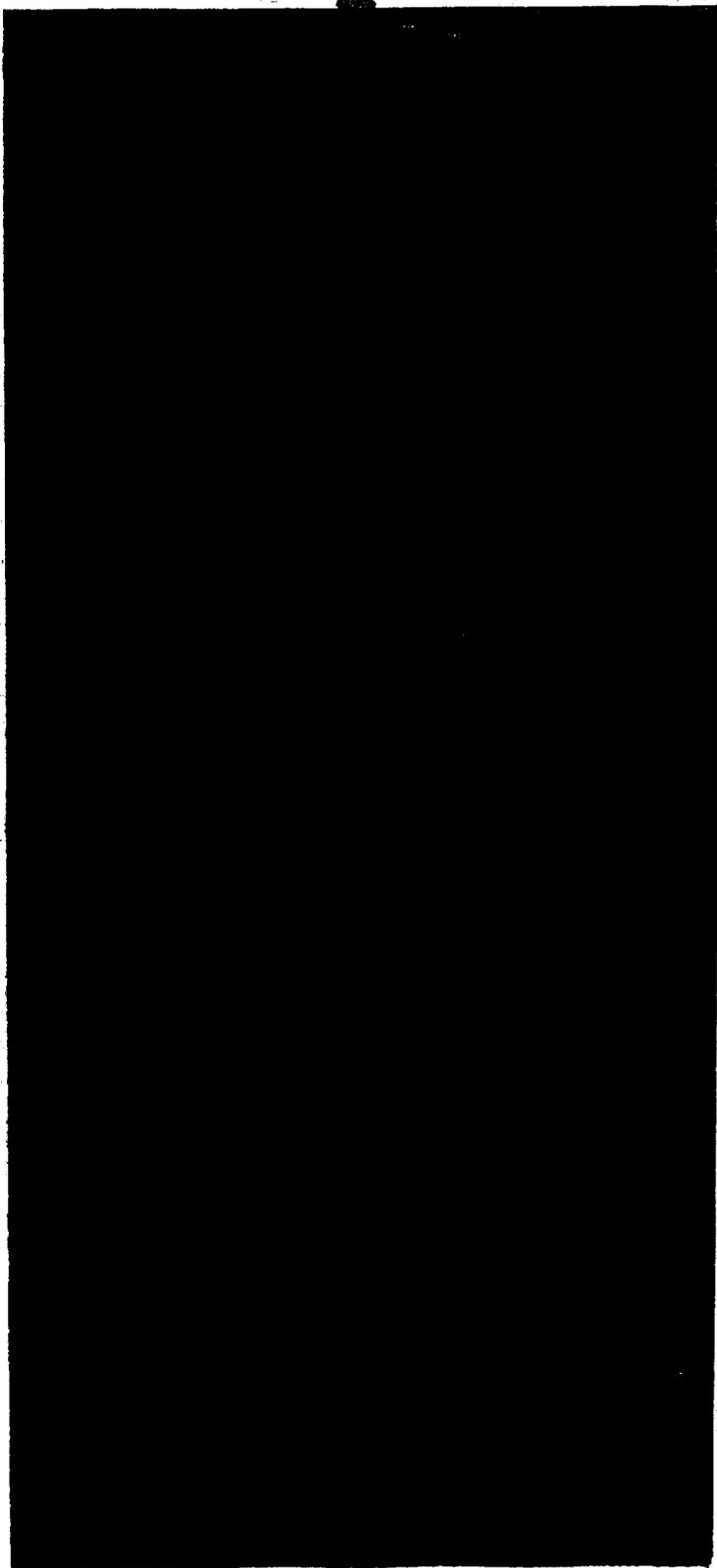
なお、局においては、本省より照会があった場合、速やかに回答し、エラーの早期解消に努めること。

エラー番号	エラー内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	

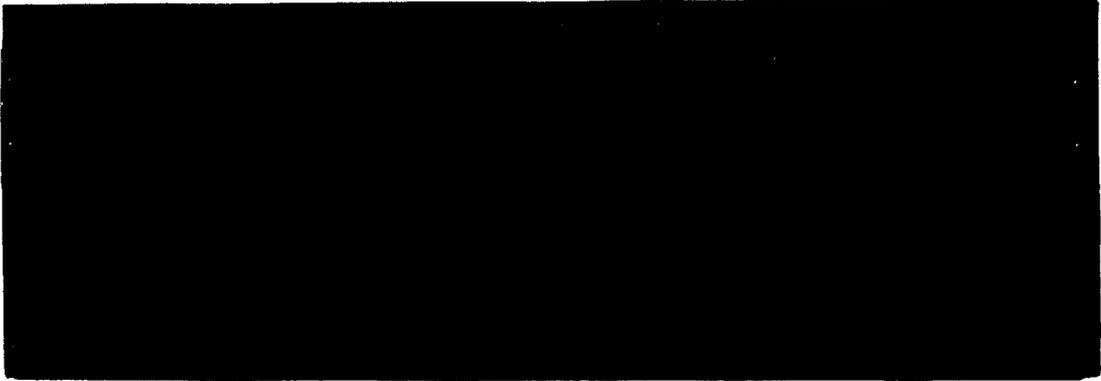
エラー番号	エラー内容
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	

(4) 継続メリット制算定基礎報告書データリスト

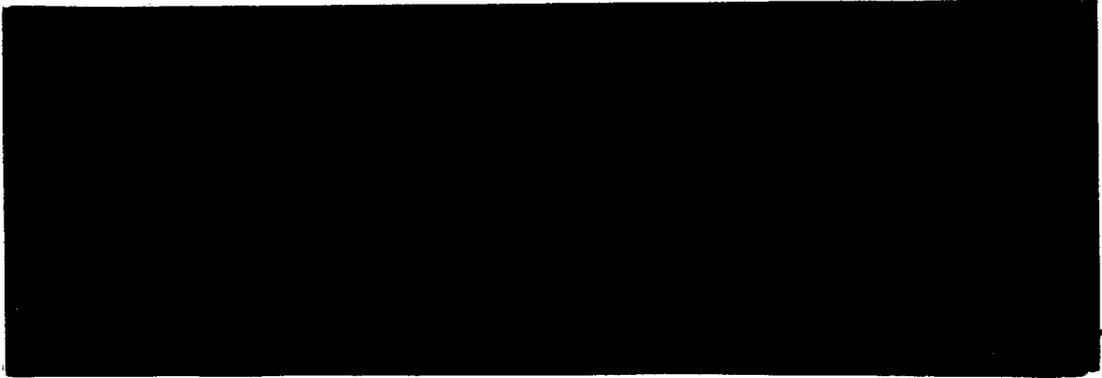
イ 様式 (スタンダード用紙 (出力帳票番号 055))



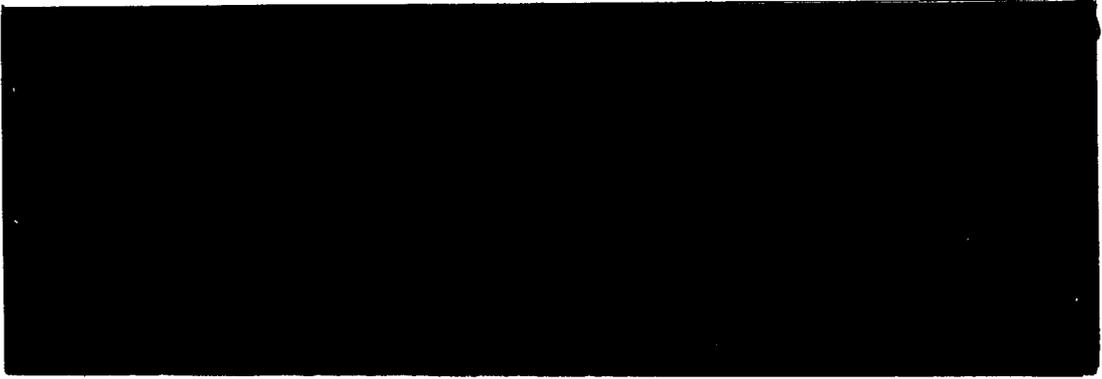
(算定基礎報告書データ配信開始メッセージ)



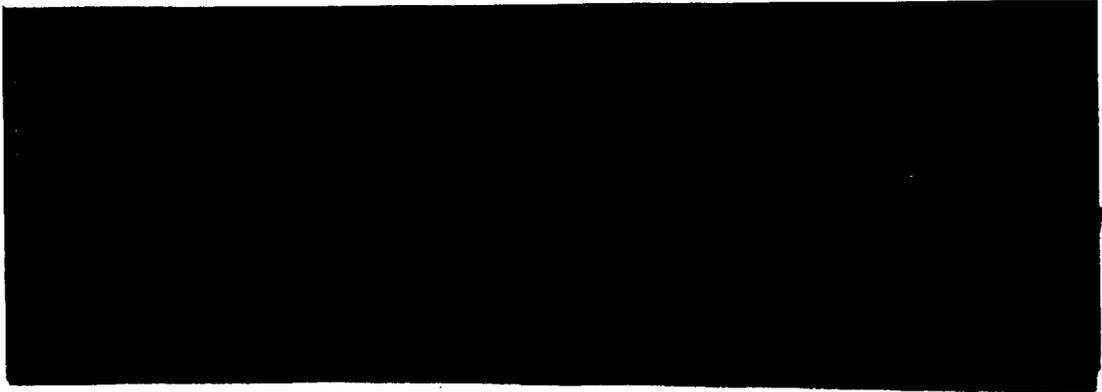
(算定基礎報告書データ所掌「1」配信終了メッセージ)



(算定基礎報告書データ所掌「3」配信終了メッセージ)



(算定基礎報告書データ配信終了メッセージ)



ロ 印書内容

このリストは、「算定基礎報告書」により報告した内容で「削除・論理チェックリスト」のエラーを解消したデータについて労働保険番号順に印書する。

なお、最初のページには配信を開始する旨のメッセージを印書し、所掌別の最終ページごとに、所掌「1」及び所掌「3」のそれぞれの配信を終了した旨のメッセージを印書する。

また、最後のページには配信をすべて終了した旨のメッセージを印書する。

ハ 事務処理

リストの内容と「算定基礎報告書」との突合を行い、記入誤り等不突合が生じた場合は、その原因を把握し、「適用事業場名簿」の修正等必要な処理を行うこと。

なお、「適用事業場名簿」に印書されている事業を取消、若しくは内容を変更し又は新たに追加した場合は、「算定基礎報告書」(補正分)を作成し、OCR入力を行うこと。

## 第6 事業場別収支状況検索

### 1 処理概要

#### イ 継続事業場検索

一括有期事業を含む継続事業の検索は、労働保険番号、検索コード及び検索年度を入力することにより、単年度ごとに機械処理されたメリット収支率に算入すべき保険給付額、特別支給金及び労働基準法相当額並びに非業災減（通災減）確定保険料を出力するほか、当該事業場における当年度メリット制の適用状況（前年度未確定版）及び翌年度のメリット収支率算入額等を出力する。

#### ロ 有期事業場検索

有期事業の検索は、労働保険番号を入力することにより、事業消滅後3箇月経過、6箇月経過、9箇月時点の保険給付額を出力するとともに、6箇月経過又は9箇月経過時点でメリット収支率の算定がなされた場合に、当該算定に係る収支率、増減率、改定確定保険料、還付額又は追徴額を出力する。

また、メリット収支率が算定された事業場に対し、「有期メリット制変更報告書」が入力された場合は、当該報告書の入力内容のみ変更して出力する。

### 2 事務処理

イ 継続事業場検索は、翌年度新規にメリット制の適用となる事業又は合算すべき事業について作成する「算定基礎報告書」に記入すべき業務災害に関する保険給付額、特別支給金及び確定保険料の額等の把握に用いること。

なお、当該処理に当たっては、出力されている保険給付額、特別支給金及び確定保険料の額が、当年度における第三者からの損害賠償金として納入すべき額の決定等による調査、又は算定基礎調査等によって変更されていないかどうかを十分確認すること。

ロ 有期事業場検索は、メリット収支率が算定された有期事業について、確定保険料の額、保険給付額等の変更等により、改定確定保険料を取り消して再計算を行う際の当初の機械処理されたデータの把握に用いること。

### 3 運用時間

検索可能な時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日・・・・・・9時～16時40分

#### 4 事業場別収支状況検索の記入要領

##### イ 必要な入力項目

項番	入力項目名	継続事業場			有期事業場
		単年度	当年度	翌年度	
1	労働保険番号	○	○	○	○
2	検索コード	■	■	■	×
3	検索年度	○	×	×	×

○ … 必須項目

× … 入力不可

##### ロ 記入項目と記入要領

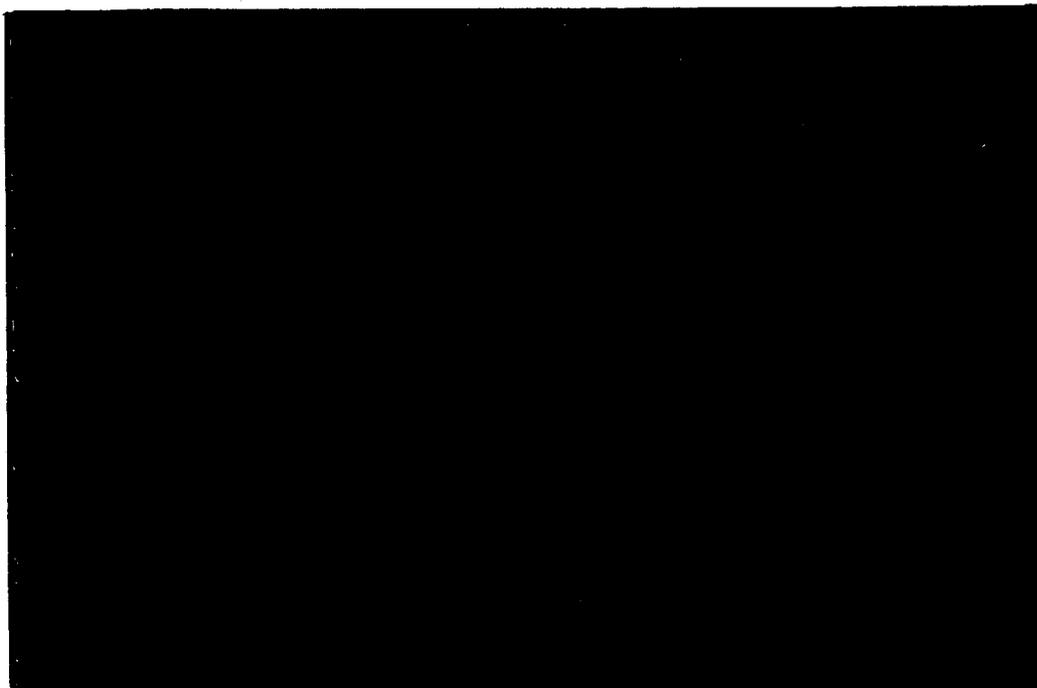
項目番号	項目	記入要領
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号を入力する。
2	検索コード	継続事業場の場合 単年度 … ■ 当年度 … ■ 翌年度 … ■
3	検索年度	継続事業場で検索コード ■ を入力した場合のみ数字2桁を入力する。

#### 5 検索方法

イ 検索キーを入力することにより、収支状況を事業場別に出力する。また、継続・有期メリット制適用事業場においてはメリット適用状況も出力する。

・ 事業場別収支状況検索の具体的処理イメージは次のとおりである。

① 入力画面（各検索共通）



(注1) 労働保険番号 … 検索する事業場の労働保険番号を入力する。

(注2) 年度 …………… 対象とする年度を指定する。

過去4箇年度分まで検索可能。

ロ システムエラー

メッセージ	原因	対処方法
C0002 あり得ない「端末装置」から入力されています	[Redacted]	[Redacted]
C0006 この端末からは入力できません		

ハ 形式エラー番号表

キャンセル番号	キャンセルの内容
XX-C1 (桁数オーバー)	[Redacted]
XX-C2 (必須項目入力なし)	
XX-C3 (桁数不足)	
XX-C4 (字種エラー)	
XX-C5 (コードエラー)	
XX-C6 (数値エラー)	

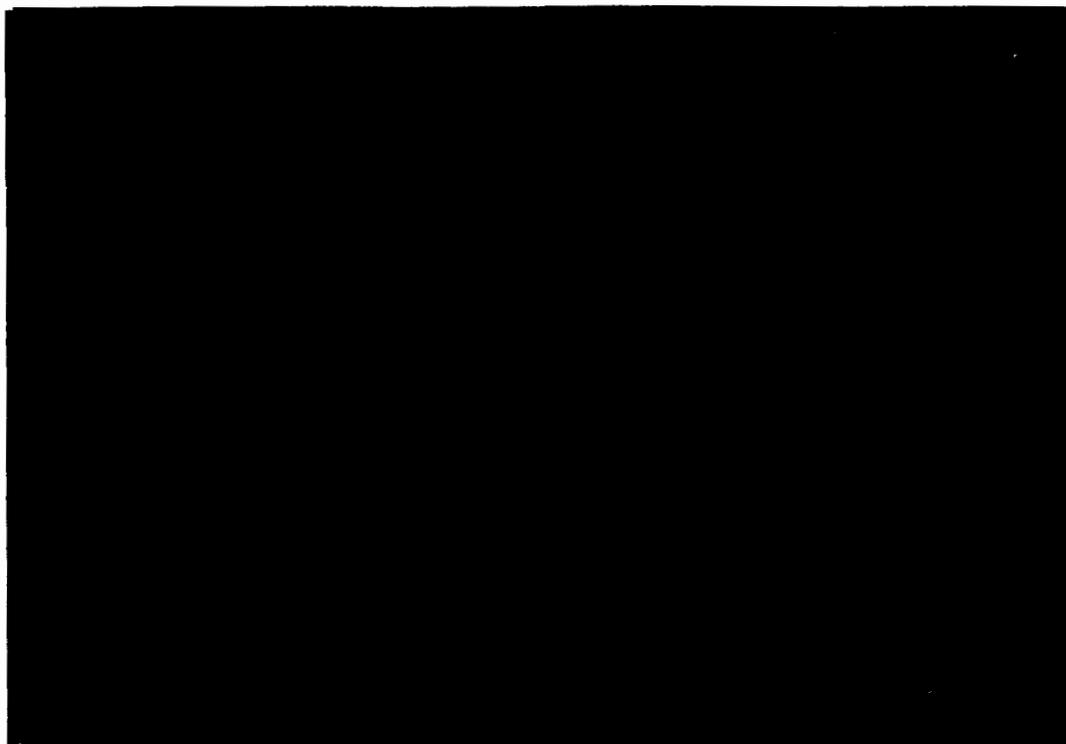
ニ 関連エラー

キャンセル番号	キャンセルの内容
C0221	[Redacted]
C0223	
C0224	
C0225	
C0231	
C0233	
C0234	

6 検索結果の出力画面イメージ

イ・単年度検索

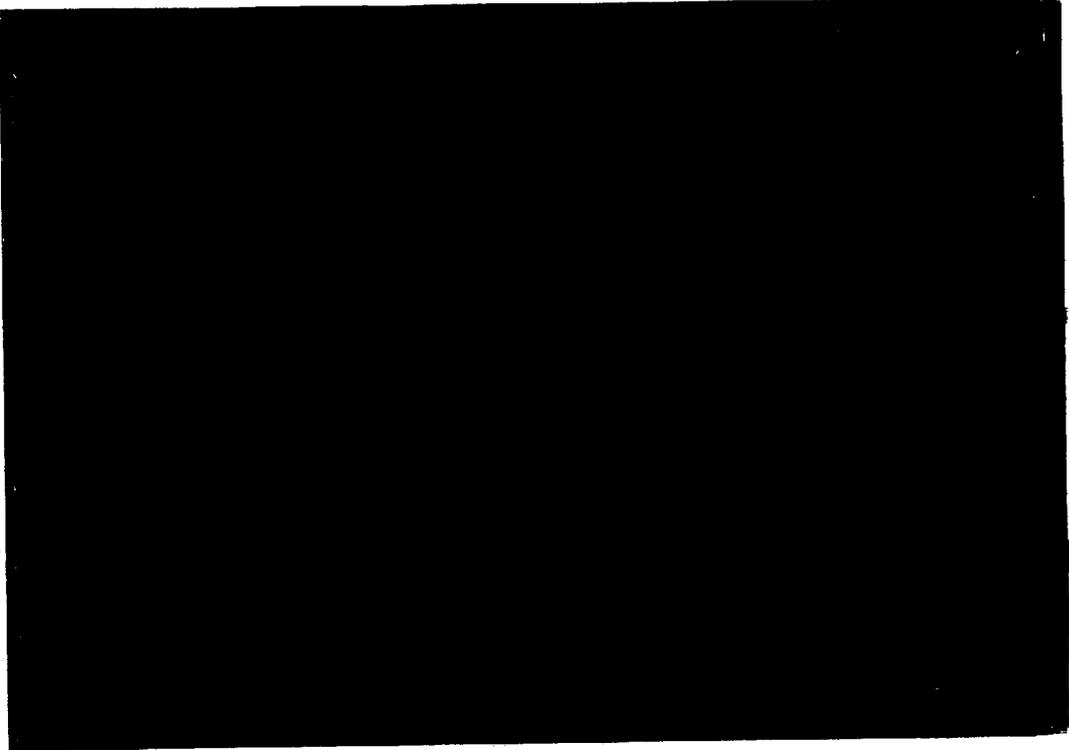
(1画面目)



(2画面目)

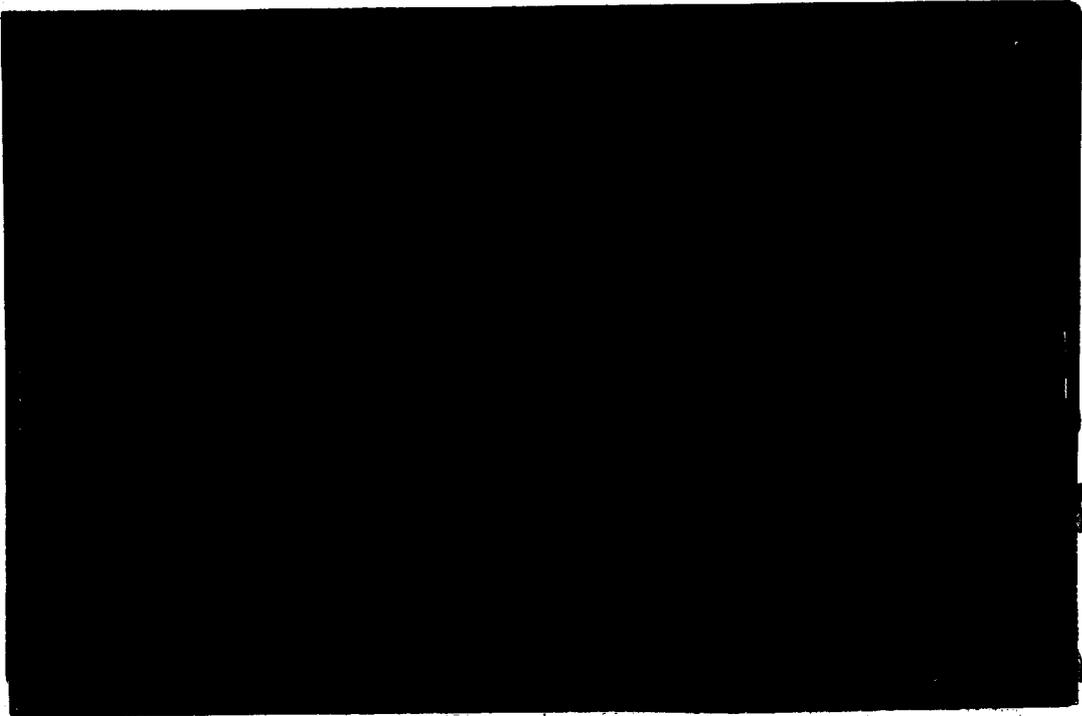


(3画面目)

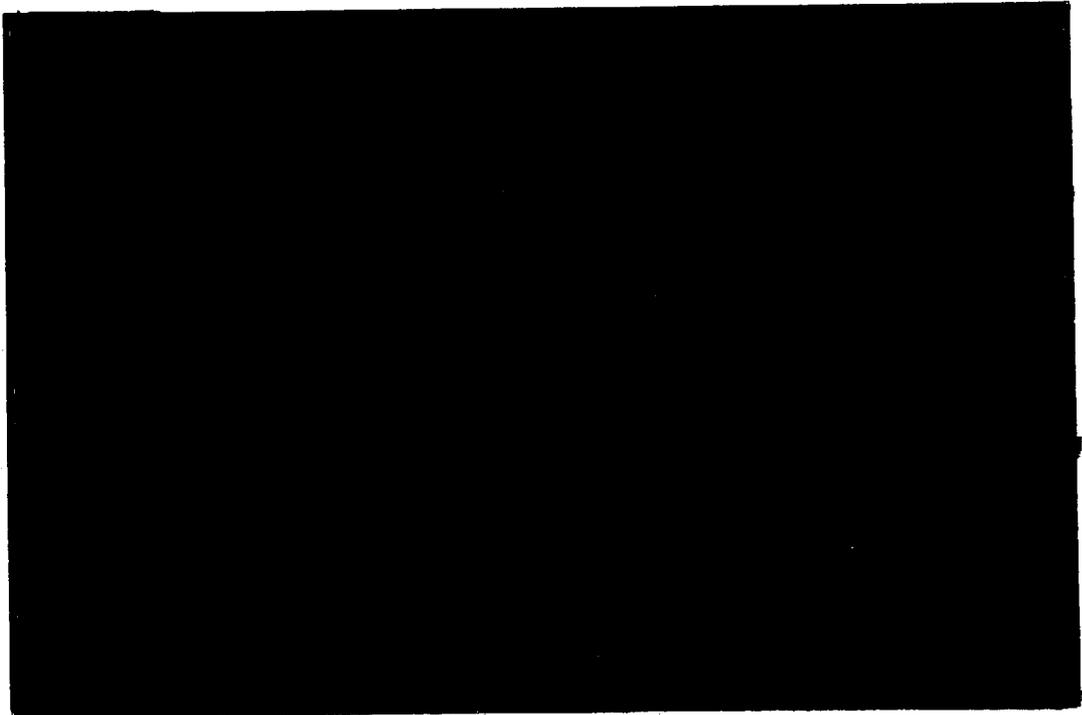


ロ 出力画面（当年度メリット収支検索（翌年度メリット収支検索も同様））

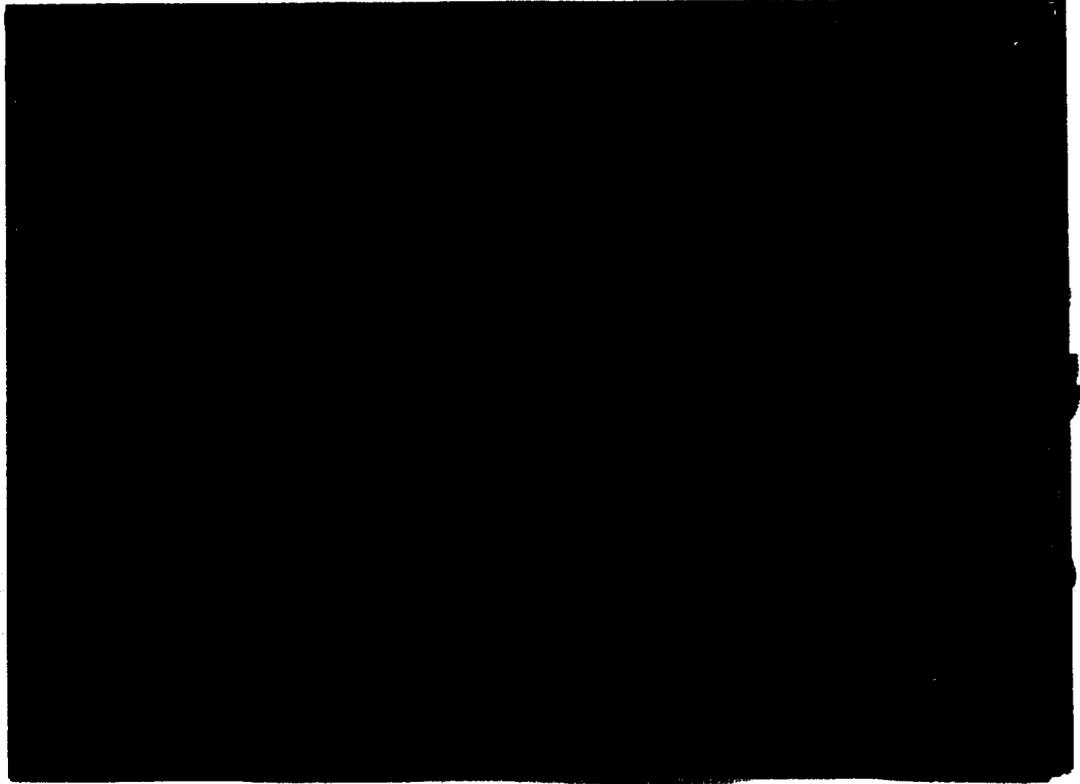
（1画面目）



（2画面目）

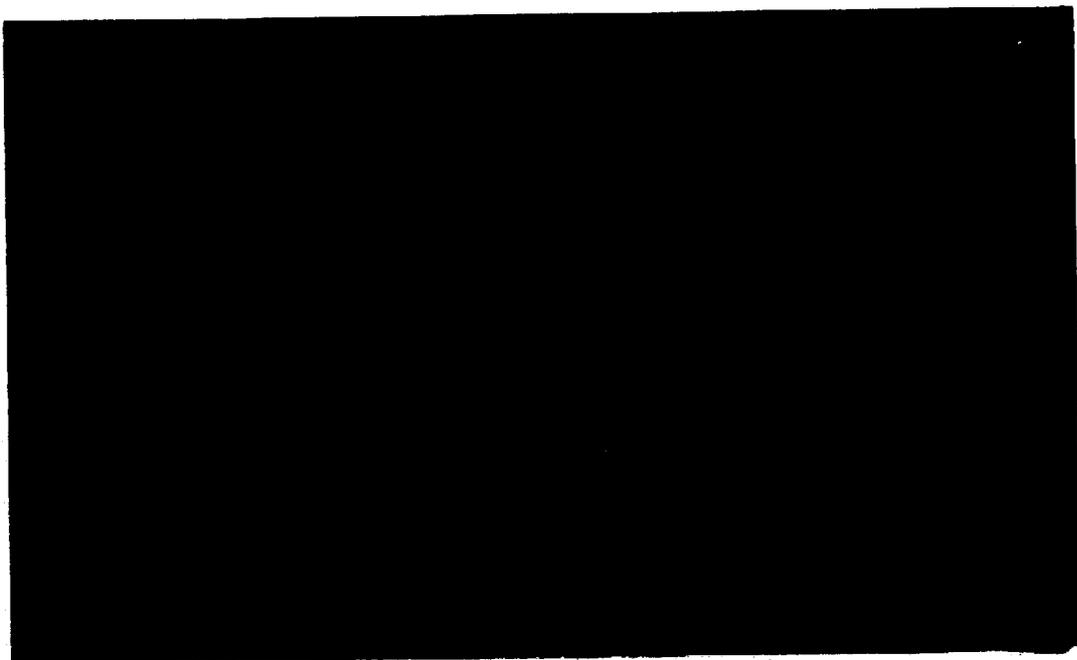


(3 画面目)

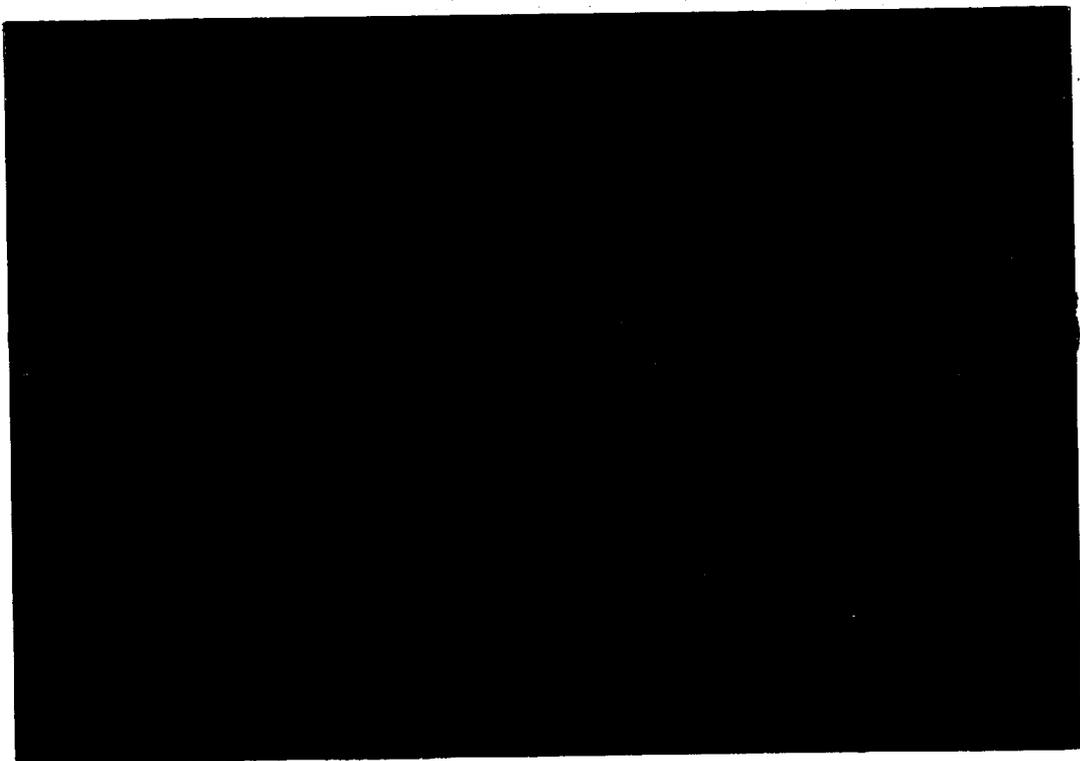


^ 出力画面（有期事業検索）

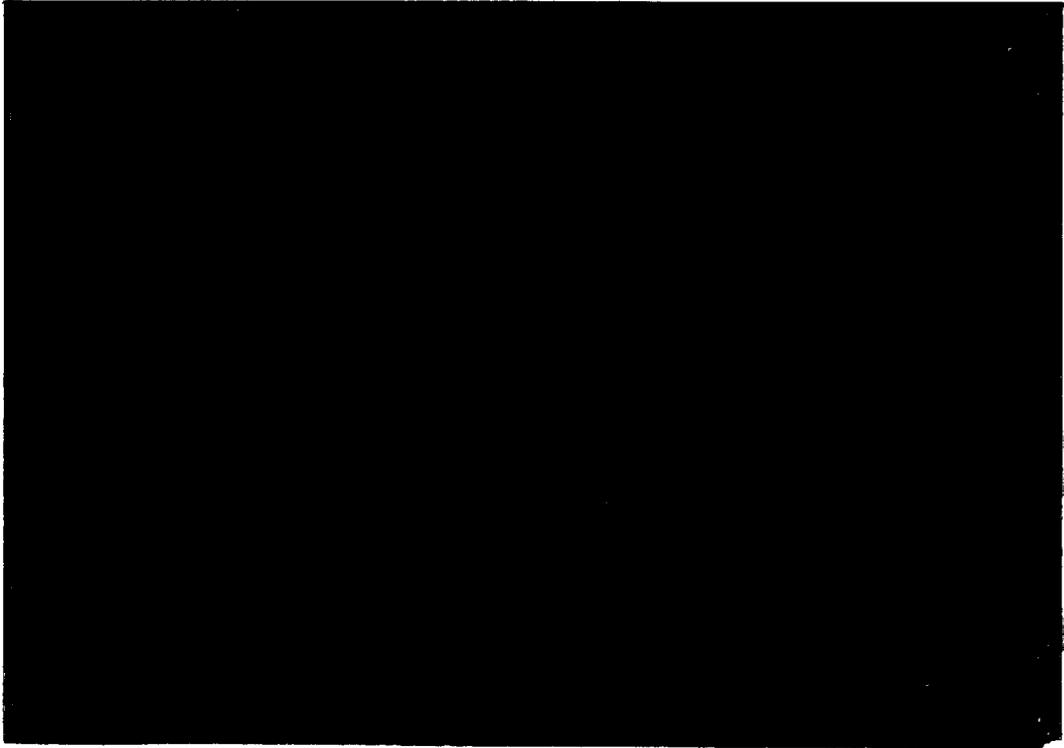
（1画面目）



（2画面目）



(3 画面目)



7 出力内容

イ. 単年度収支検索

No.	項目	情報の内容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号（キー変更、移転キー変更の一本化したもの）
2	業種	事業場の業種コード（4桁）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数（当該年度分）	事業場の当該年度の労働者数
6	非業災減労災保険率	事業場の当該年度に適用される非業務災害分（1厘）を減じた労災保険率
7	確定保険料	事業場の当該年度の確定保険料
8	非業災減確定保険料	上記6、7から計算された非業務災害分（1厘）を減じた確定保険料
9	保険給付額等合計	下記11の合計件数、合計金額
10	収支率	上記8、9から算定する単年度収支率（%）
11	保険給付額等内訳	療養、休業、傷病、介護、その他、保険給付合計、特別支給金合計の件数及び金額
12	労働基準法相当額対象者	事業場の保険給付額に算入される労働基準法相当額の計算対象者の年金証書番号及び金額を新しい順に出力する。

（注1） 消滅した事業場についても検索を可能とする。また、保険給付がない事業場についても検索を可能とする。

（注2） 収支率は単年度収支率とし、調整率は加味しないものとする。

（注3） 11について、労働基準法相当額分はその他、特別支給金合計にそれぞれ加算する。

ロ 当年度検索（翌年度検索）

No.	項 目	情 報 の 内 容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号（キー変更、移転キー変更の一本化したもの）
2	業種	事業場の業種コード（4桁）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数	過去3年度の各年度の労働者数
6	非業災減労災保険率	過去3年度の各年度の非業災減労災保険率
7	非業災減確定保険料（調整前）	過去3年度の各年度の非業災減確定保険料（調整前）
8	保険給付額合計	過去3年度の各年度の保険給付額の合計
9	特別支給金合計	過去3年度の各年度の特別支給金の合計
10	算定労働者数	算定基礎報告書の労働者数
11	算定非業災減確定保険料	算定基礎報告書の非業災減確定保険料
12	算定保険給付額合計	算定基礎報告書の保険給付額
13	算定特別支給金合計	算定基礎報告書の特別支給金
14	確定保険料合計（調整後）	過去3年度間の確定保険料（調整後）の合計
15	保険給付額等合計	過去3年度間の保険給付額等の合計
16	メリット収支率	継続メリット・マスターに登録されている収支率又は上記14、15から算定する率（％）
17	メリット適用要件有無	当該年度に、メリット制の適用要件をみたす場合は「有」、それ以外は「無」

No.	項 目	情 報 の 内 容
18	メリット増減率	メリット制の適用がある場合、当該事業場のメリット増減率
19	メリット保険率	メリット制の適用がある場合、当該事業場のメリット保険率
20	前年度メリット増減率	前年度のメリット増減率
21	前年度メリット保険率	前年度のメリット保険率
22	適用関係等情報	業種変更、合算事業、算定報告、移転報告、一括有期、前年度年更台帳なし、労働基準法相当額算入にそれぞれ情報が存在する場合表示する。
23	特例メリット適用の有無	特例メリット制の適用がある場合には「有」、それ以外は「無」
24	安全衛生措置コード	特例メリット制の適用がある場合の安全衛生措置コード
25	申告書受付年月日	特例メリット制の適用がある場合の申告書受付年月日
26	移転情報（労働保険番号）	前年度又は当年度に移転（キー変）を行った事業場について前労働保険番号を出力する。
27	移転情報（確定保険料）	前年度又は当年度に移転を行った事業場について当該年度の確定保険料（非業災減）を出力する。
28	分割情報（分割年月日）	分割を行った事業場の最新の分割された年月日について出力する。
29	分割情報（分割区分）	分割を行った事業場の分割元引継事業については「引継」、分割新設事業には「新設」を出力する。

(注1) 14の確定保険料合計（調整後）は、通常は該当年度の調整率を乗じた額の合計とするが、11の算定非業災減確定保険料がある場合はそれに置き換えて（優先）計算する。

(注2) 15の保険給付額等合計は8、9を合計したものとする（8、9は12、13の額を加減したものである）。

(注3) 29の分割区分について最新の事業場の状況を出力するため、一旦分割新設事業となった事業場が再度分割した場合は「引継」を出力する。

#### ハ. 事業分割に係る留意事項

事業主から提出された事業分割届乙票に基づいて「継続メリット制算定基礎報告書」を入力した場合、個別データの管理は以下のとおりとなる。

##### ① 確定保険料

徴収システムから入力された当該事業の当該年度の確定保険料。

分割新設事業場の分割年度より前の確定保険料額は、0円とする。

##### ② 非業災減確定保険料

当該事業のメリット収支率の算定に用いた該当年度の非業災減確定保険料。

分割新設事業の分割年度より前の非業災減確定保険料は分割元事業の非業災減確定保険料となり、分割年度の非業災減確定保険料は、年度当初の分割であれば分割元引継事業又は分割新設事業の各々の非業災減確定保険料とし、年度途中の分割であれば各分割後の事業の合算値とする。

##### ③ 保険給付額等合計

当該事業のメリット収支率の算定に用いた該当年度の保険給付額等合計。

分割新設事業の分割年度より前の保険給付額等合計は、分割元事業の保険給付額等合計となり、分割年度の保険給付額等合計は、年度当初の分割であれば分割元引継事業又は分割新設事業の各々の保険給付額等合計となり、年度途中の分割であれば各分割後の事業の合算値とする。

##### ④ 保険給付額等内訳

労災各システム（短期、年金、介護、統計）から入力された当該事業の該当年度の保険給付額等内訳。

分割新設事業の分割年度より前の保険給付額等の内訳は、0件、0円とし、分割年度の保険給付額等の内訳についても、各分割後事業毎に発生した給付とする。

##### ⑤ 労働基準法相当額対象者

年金システムから入力された当該事業の該当年度の労働基準法相当額対象者。

分割新設事業の分割年度より前の労働基準法相当額対象者は、0件、0円とし、分割年度の労働基準法相当額対象者についても、各分割後事業毎に発生した給付とする。

したがって、年度途中に分割された分割新設事業についての事業場別収支状況検索の結果は、当該事業の確定保険料より算出した非業災減確定保険料とは異なる額となる。さらに分割元引継事業についても、算定基礎報告書により非業災減確定保険料が修正された場合は同様の取扱いとなる。

また、保険給付額等内訳と労働基準法相当額の合計についても、年度途中に分割された分割新設事業の場合、保険給付額等合計に一致しない。さらに分割元引継事業についても算定基礎報告書で保険給付費、特別支給金が修正された場合は同様の取扱いとなる。

ニ・有期事業検索

No.	項 目	情 報 の 内 容
1	労働保険番号	検索する事業場の労働保険番号
2	業種	事業場の業種コード（主たる業種）
3	成立年月日	事業場の成立年月日
4	消滅年月日	事業場の消滅年月日
5	労働者数	事業場の労働者数
6	識別コード	メリット識別コードが ■■■ の場合に（メリット適用の可能制有り）に ■■■ を表示
7	確定保険料	事業場の確定保険料
8	非業災減確定保険料	上記7から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額
9	第1種調整後確定保険料	上記8に第1種調整率を加味した確定保険料
10	第2種調整後確定保険料	上記8に第2種調整率を加味した確定保険料
11	保険給付額（3ヵ月経過）	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ3ヵ月経過後の状況
12	保険給付額（6ヵ月経過）	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ6ヵ月経過後の状況
13	保険給付額（9ヵ月経過）	事業場の保険給付件数、保険給付額、メリット収支率のそれぞれ9ヵ月経過後の状況
14	調整マーク	改定後、「有期メリット制変更報告書」が入力されている場合に ■■■ を表示する。
15	改定算定期	改定確定した事業場についての改定算定期を、3ヵ月改定の事業場は ■■■、9ヵ月改定の事業場は ■■■ で表す。
16	調整後確定保険料	調整率を加味した確定保険料

No.	項目	情報の内容
17	短期給付	短期給付で支払われた保険給付額
18	年金給付	年金給付で支払われた保険給付額
19	特別支給金	特別支給金で支払われた保険給付額
20	保険給付額等合計	支払われた保険給付額の合計
21	メリット収支率	上記16、20から算定する率(%)
22	メリット増減率	上記21から算定された当該事業場に係るメリット増減率
23	非業災減改定確定保険料	メリット計算の結果後の非業災分(通災分)を含めた改定確定保険料
24	還付額又は追徴額	メリット計算の結果、当該事業場に対して行った還付又は追徴の額
25	保険給付額等内訳	療養、休業、傷病、介護、その他、保険給付合計、特別支給金合計の件数及び金額
26	労働基準法相当額対象者	事業場の保険給付額に算入される労働基準法相当額の計算対象者の年金証書番号等を新しい順に出力する。

(注1) メリット識別コードは、労働保険適用徴収システムにおける「有期メリット識別コード」に対応するものであり、「1」がメリット制適用、「0」がメリット制非適用を表す。

(注2) 3ヵ月改定時点で9ヵ月改定と判断された事業のうち、確定保険料又は保険給付額の変更等により再計算された場合は、3ヵ月で再改定されることがある。



### Ⅲ メリット制の詳解及び 特殊な場合の取扱い



## 第1 継続事業のメリット制

### 1 継続メリット制適用要件と適用時期の関係

#### 1.1 労働者数の算定方法

メリット制の適用要件が満たされていることを確認するためには、各保険年度における労働者数を把握する必要がある。

ここにいう各保険年度における労働者数とは、当該保険年度中の各月の末日（賃金締切日がある場合は、各月の末日の直前の賃金締切日）において使用した労働者数の合計数を12で除して得た労働者数（小数点以下切り捨て。）のことである。ただし、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業にあっては、当該保険年度中に使用した延労働者数を当該保険年度中の所定労働日数で除して得た労働者数（小数点以下切り捨て。）である（徴収則第17条第1項）。

#### 1.2 最低労働者数の考え方

メリット制適用の規模要件は、メリット収支率算定期間において満たされていけばよい。したがって、現在の労働者数がメリット制適用の要件を満たしていなくても、過去において規模要件が満たされていれば、メリット制が適用される場合がある。

また、災害度係数の算定に用いる労災保険率は、収支率算定期間のそれぞれの年度における、基準となる労災保険率である。

#### 【最低労働者数の計算例】

平成13年度の労働者数が90人である小売業の場合

労災保険率適用事業細目表における事業の種類の細目が「9405 卸売業又は小売業」に該当するので、平成13年度における基準となる労災保険率は1,000分の5.5であり、

$$90 \times (5.5 - 1) / 1000 = 0.405 \geq 0.4$$

となり、災害度係数が0.405で0.4以上であるから、平成13年度において要件を満たしている（徴収法第12条第3項、徴収則第17条第2項）。

すなわち、平成13年度がメリット収支率算定期間に含まれる年度（15、16、17年度）において平成13年度としてはメリット制適用要件を満たしていることになる。

#### 1.3 第一種特別加入者の取扱い

第一種特別加入者は当該事業に使用される労働者とみなされることから、メリット制適用の規模要件においても労働者数に含めて取扱う。

## 2 メリット収支率

メリット収支率の算定方法の概要はI章第1に述べたとおりであるが、さらに以下の点に注意すること。

### 2.1 分母の額

メリット収支率の分母の額は、次のイの額にロの第一種調整率を乗じて得た額である。

イ メリット収支率算定期間の各保険年度における次の①及び②の額を合算した額

① 労災保険率に応ずる一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額。ただし、メリット制により労災保険率が引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率を用いる（徴収則第19条）。下記②についても同様。

② 第一種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額

なお、各保険年度における保険料の額は、確定保険料の額である。非業務災害率に応ずる部分の額は、一般保険料については、労災保険率に応ずる一般保険料の確定保険料の額に、労災保険率に対する非業務災害率の割合を乗じて得る。

ロ 第一種調整率（徴収則第19条の2）

メリット収支率の算定に当たり、分子に算入される年金に係る給付額の評価は、後述するように実際の年金給付額に代え労働基準法相当額（IV章第10「メリット収支率の分子に算入する額」参照。）を一時金として算入することとしているが、分母たる労災保険に係る一般保険料の額は年金給付については、実際に給付される額を基に設定されているため、一定の係数すなわち調整率を保険料に乗じて両者の不均衡を是正することにより、収支率算定の適正化を図っている。

また、林業の事業、建設の事業及び港湾荷役関係事業については、後述するように、一定の条件のもとに特定の疾病に係る保険給付の額及び特別支給金の額をメリット収支率の算定式の分子から除外し、メリット収支率の算定基礎に含めないこととなっていることに関連して、同様に収支率算定の適正化を図っている。

### 2.2 分子の額

メリット収支率の分子の額は、メリット収支率算定期間において支払われた業務災害に関する保険給付及び特別支給金等について、以下に掲げる方法により算定した額である。ただし、いくつかの保険給付及び特別支給金等の額については、収支率に算入しないなどの取扱いを行う。

イ 障害補償年金、遺族補償年金、障害特別年金及び遺族特別年金（徴収則第18条第2項第1号及び同項第2号並びに第18条の3）

障害補償年金、遺族補償年金、障害特別年金及び遺族特別年金については、実際の給付額は算入せず、IV章第10「メリット収支率の分子に算入する額」に掲げる額を支給決定の日の属する保険年度の分として算入する。

障害補償年金及び障害特別年金の算入額の算定で使用する日数は、障害等級に応じ労基法別表

第1に定める日数と一致するものである。

遺族補償年金及び遺族特別年金の算入額の算定で使用する日数（1,000日）は、労基法第79条に規定される「平均賃金1,000日分」における日数と一致するものである。

（注1）既存の障害等級を加重した場合（再発により加重した場合を含む。）の障害補償年金及び障害特別年金の算入額は、給付基礎日額（障害特別年金にあつては算定基礎日額）に加重後の障害等級に応ずる労基法相当日数から既存の障害等級に応ずる労基法相当日数を減じた日数を乗じて得た額とし、加重後の障害補償年金の支給決定の日の属する保険年度に算入する。

（注2）遺族補償年金が若年停止中であっても、支給決定の日の属する保険年度に給付基礎日額の1,000日分を算入する。

（注3）障害補償年金及び遺族補償年金の支給決定時に労働基準法相当額を算入することから、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金はメリット収支率の算定基礎には算入しない。また、遺族失権差額一時金及び当該一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金、並びに障害補償年金差額一時金及び当該一時金の受給権者に支払われる障害特別年金差額一時金についても、メリット収支率の算定基礎には算入しない。

（注4）遺族補償年金について、当該遺族補償年金に係る負傷又は疾病に伴い過去に障害補償年金の支給決定があり、メリット収支率の算定基礎に当該障害補償年金に係る労働基準法相当額の算入が行われている場合は、当該遺族補償年金の支給決定に伴う労働基準法相当額の算入は行わない（例えば障害補償年金の受給者が再発により傷病補償年金の受給者に移行した後、療養中に死亡した場合など）。遺族補償年金についても同様である。なお、過去に支給決定のある年金が傷病補償年金のみである場合は、当該遺族補償年金の支給決定に伴い労働基準法相当額の算入を行う。

□ 療養補償給付（徴収則第18条第2項第4号）

療養補償給付については、当該療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した療養補償給付の額を算入し、3年を経過する日以降に支給事由が生じた療養補償給付の額は算入しない。

なお、療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した療養補償給付と3年を経過する日以降に支給事由が生じた療養補償給付が、3年を経過する日をまたがった期間分として一括して支払われた場合は、支給対象期間で日割り計算をすることで3年を経過する日の前日までの分を算定し、その額を算入する。

ただし、診断書、装具、薬剤費等は、日割り計算をすることが妥当でないため、診療期間の初日が当該療養の開始から3年を経過していないものに限り算入する。

また、算入する保険年度は、療養補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

ハ 休業補償給付（徴収則第18条第2項第5号及び第18条の3）

休業補償給付（業務災害に関する休業特別支給金を含む。）については、療養補償給付と同様に、休業補償給付に係る療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した休業補償給付の額を算入し、3年を経過する日以降に支給事由が生じた休業補償給付の額は算入しない。

なお、療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した休業補償給付と3年を経過する日以降に支給事由が生じた休業補償給付が、3年を経過する日をまたがった期間の分として一括して支払われた場合は、支給対象期間で日割り計算をすることで3年を経過する日の前日までの分の額を算定し、その額を算入する。この場合において、3年を経過する日をまたがった期間中にスライド又は最高限度額もしくは最低限度額により給付基礎日額が増加又は減少しているときについても、当該スライドが行われた日に関係なく、当該支払われた額を支給対象期間で日割り計算して3年を経過する日の前日までの分の額としたものを算入する。

また、算入する保険年度は、休業補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

ニ 介護補償給付（徴収則第18条第2項第6号）

介護補償給付については、当該介護補償給付に係る障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害の原因となる負傷又は疾病に関する療養の開始から3年を経過する日の属する前月までの分の介護補償給付の額を算入し、3年を経過する日の属する月以降の分の介護補償給付の額は算入しない。

なお、3年を経過する日の属する月をまたがった期間の分として一括して支払われた介護補償給付の額については、支給対象期間で月割り計算をすることで3年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。

また、算入する保険年度は、介護補償給付が実際に支払われた日の属する保険年度である。

（注5）平成8年度から介護補償給付が創設されたことに伴い旧一酸化炭素中毒法に基づく介護料が廃止されたが、平成8年3月31日現在一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受給する権利を有していた被災労働者については、経過措置として、引き続き一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受けることができることとされている（ただし、介護補償給付をうけたときは、そのとき以後においては一酸化炭素中毒法に基づく介護料を受給することはできない。）（平成7年法律第35号附則第8条）。この介護料は、メリット収支率の算定基礎には算入されない（旧一酸化炭素中毒法に基づく介護料はメリット収支率に算定されていた。）。

ホ 傷病補償年金（徴収則第18条第2項第3号及び第18条の3）

傷病補償年金及び業務災害に係る傷病特別年金については、当該傷病補償年金の支給事由となる傷病の原因となる負傷又は疾病に関する療養の開始から3年を経過する日の属する月の前月以前の月の分の額は算入し、3年を経過する日の属する月以降の月の分の額は算入しない。

なお、3年を経過する日の属する月を含む期間の分として支給された場合は、支払われた額を支給対象期間で月割り計算して3年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。この場合において、支給対象期間中にスライドにより年金給付基礎日額が増加又は減

少している場合であっても、休業補償給付の場合と同様、当該スライドが行われた日に関係なく、当該支払われた額を支給対象期間で月割り計算をすることで3年を経過する日の属する月の前月までの分を算定し、その額を算入する。

また、算入する保険年度は、傷病補償年金及び傷病特別年金が実際に支払われた日の属する保険年度である。

#### へ 傷病特別年金差額特支金

特支金則改正省令附則第6条第1項に規定する特別支給金（以下「傷病特別年金差額特支金」という。）は、当該特別支給金に係る負傷又は疾病に関する療養の開始後3年を経過する日の属する月の前月以前の月の分は算入し、3年を経過する日の属する月以降の分の額は算入しない。

#### ト 一酸化炭素中毒法による診察等の措置に要する費用の額（一酸化炭素中毒法第10条第2項、一酸化炭素中毒則第9条の2）

一酸化炭素中毒法第10条第2項の規定により徴収法第12条第3項の保険給付の額とみなされる診察等の措置に要する費用の額は、当該被災労働者が受けていた療養補償給付の当該療養の開始後3年を経過する日の前日以前に行われた診察等の措置に要する費用の分を支払われた日の属する保険年度に算入し、3年を経過する日以降に行われた診察等の措置に要する費用の分は算入しない。

#### チ 上記以外の保険給付及び特別支給金

上記イからチまでに掲げた保険給付及び特別支給金等の額以外の保険給付及び特別支給金の額は、原則としてその支給額を算入する（下記2.3、2.4及び2.5に係るものを除く。）。

また、算入する保険年度は、実際に支払われた日の属する保険年度である。

（注6）上記ロからホにおける支給対象期間で日割り又は月割り計算した結果、端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる。

（注7）上記ロからへにおける保険給付等に係る3年の起算日たる療養の開始の日が負傷又は発病年月日と異なる場合は、負傷又は発病年月日を起算日とする。トについては、一酸化炭素中毒法第9条に定める健康管理手帳に記載されている被災年月日のことである。

### 2.3 特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金

徴収則第17条の2に定める特定疾病にかかった者に係る保険給付及び特別支給金は分子に算入しない（徴収法第12条第3項及び徴収則第17条の2）。

「特定疾病にかかった者」とは、下表の左欄に掲げる疾病にかかった者のうち、中欄に掲げる事業の種類に属する事業に係る右欄に掲げる者である。

これは、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ当該疾病の発症までに比較的長期間を要するものであるにもかかわらず最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難なものであり、

- ・疾病の種類
- ・労働者の就労形態
- ・発生した事業場の事業の種類

のすべてについて一定の条件を満たした場合にのみ適用する限定的な取扱いである。

疾 病	事業の種類	疾病にかかった者
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	事業主を異にする2以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場の事業主に日雇で使われたもの（2月を超えて使用されるに至った者を除く。）
振動障害	林業又は建設の事業	事業主を異にする2以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が1年に満たないもの
じん肺症	建設の事業	事業主を異にする2以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事した労働者であって、最終事業場における当該業務の従事期間が3年に満たないもの

上記の表に関し留意すべき点は次のとおりである。

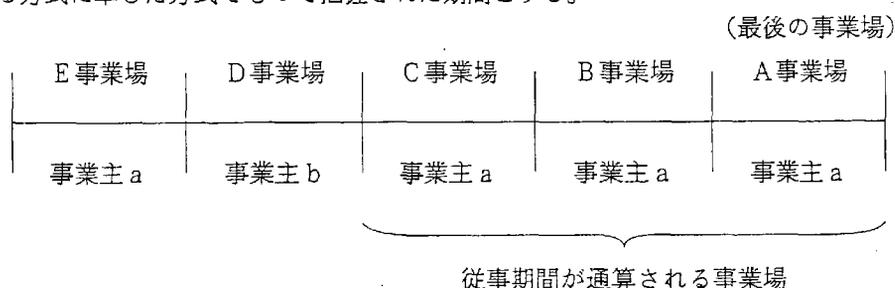
- ① 左欄に掲げる疾病は、それぞれ、
  - ・非災害性腰痛については、労基則別表第1の2第3号2に該当する疾病と認められた場合
  - ・振動障害については、労基則別表第1の2第3号3に該当する疾病と認められた場合
  - ・じん肺症については、労基則別表第1の2第5号に該当する疾病と認められた場合
 とすること。
- ② 港湾貨物取扱事業、林業、建設の事業等の事業の種類は、労災保険率適用事業細目表に掲げる事業の種類をいうこと。
- ③ 「事業主を異にする2以上の事業場において（左欄の疾病）の発生のおそれのある業務に従事した」とは、当該疾病の発生のおそれのある業務に従事した事業場が2以上あり、かつ、そのうち少なくとも2以上の事業場につき、次の要件を満たしていなければならないものであること。
  - ・当該2事業場の事業主が互いに異なること。
  - ・当該2事業場が、それぞれ、当該疾病に係る事業の種類いずれかに属していること。
- ④ 「（左欄の疾病）の発生のおそれのある業務」とは、
  - ・非災害性腰痛については、労基則別表第1の2第3号2に規定する業務
  - ・振動障害については、労基則別表第1の2第3号3に規定する業務
  - ・じん肺症については、労基則別表第1の2第5号に規定する業務
 をいい、具体的には、各疾病の業務上外の認定に当たり、疾病の発生のおそれのある業務と認め

られた業務と同一のものとする。

- ⑤ 振動障害及びじん肺症の項の右欄における「最終事業場における当該業務の従事期間」とは、疾病の発生の原因となった業務に従事した最終事業場に使用されるまでの間、引き続いて当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあつては、最後の事業場における従事期間だけでなく、当該他の事業場における従事期間をも通算した期間であること。

すなわち、同一事業主のもとで、事業場を移動し、最後の事業場で特定疾病が発生した場合、当該同一の事業主のもとにおける従事期間が通算されることとなる。

従事期間は、振動障害については業務上の疾病として認定の要件とされている当該業務の従事期間の把握の方式と同一の方式をもって把握された期間とし、じん肺症については振動障害における方式に準じた方式をもって把握された期間とする。



- ⑥ 振動障害及びじん肺症については、⑤のとおり最終事業場における当該業務の従事期間が問題とされるが、非災害性腰痛については最後の事業場における雇用形態が問題とされ日雇労働者のみが、その対象労働者となることに注意すること。

なお、日雇労働者とは、日々又は2月以内の期間を定めて使用され又は使用されたものをいい、事実上2月を超えて使用されるに至った場合は、日々雇用契約又は2月以内の短期間の雇用契約を締結したものであつても、日雇労働者とはならない。

#### 2.4 第三者行為災害に係る給付等

障害補償年金及び遺族補償年金並びに当該保険給付の受給権者に支給される障害特別年金及び遺族特別年金は算入しない。

上記に掲げる保険給付及び特別支給金以外の保険給付及び特別支給金等については、第三者行為災害に係るものであるかどうかに関係なく上記2.2により算定された額を算入するが、上記に掲げる保険給付以外の保険給付については、第三者等（保険会社等を含む。）に対して納入告知を行った場合、当該納入告知を行った日の属する保険年度に係るメリット収支率の算定基礎から、当該納入告知において納付すべき金額を控除する（平成9年5月30日付け労働省発労徴第49号、基発第409号関係）。

#### 2.5 その他のメリット収支率に算入しない給付等

以下に該当する保険給付等の額についても収支率に算入しない。

- ・ 昭和41年1月31日以前に支給事由が生じた年金たる給付
- ・ 長期傷病補償給付を受けていた者の傷病が転帰（治ゆ又は死亡）したことにより支給する障害補償年金及び遺族補償年金
- ・ 整備法第18条第1項の規定による給付
- ・ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金

### 3 メリット収支率算定基礎の変更

#### 3.1 過誤払が判明した場合

過年度における保険給付及び特別支給金の過誤払が判明した場合など、メリット収支率の算定基礎に算入した保険給付又は特別支給金の額を訂正しなくてはならない場合がある。

過誤払が判明し回収決議を行い回収する場合は、返還金が納入された日の属する保険年度ではなく、回収決議を行った日の属する保険年度において、メリット収支率の算定基礎に算入された保険給付又は特別支給金の額を訂正する（ただし、訂正は回収決議を行った時点で行う入力データを利用して機械処理システムで自動的に行われる。したがって、「継続メリット制算定基礎報告書」の作成・入力はいらない。）。

ただし、特定疾病コードの付与誤り、業通区分の入力誤りなどによるメリット収支率の算定基礎の訂正は、判明した時点で速やかに「継続メリット制算定基礎報告書」により訂正する。

回収決議用紙を入力すると、メリット収支率算定基礎データの減額データが自動的に作成される。

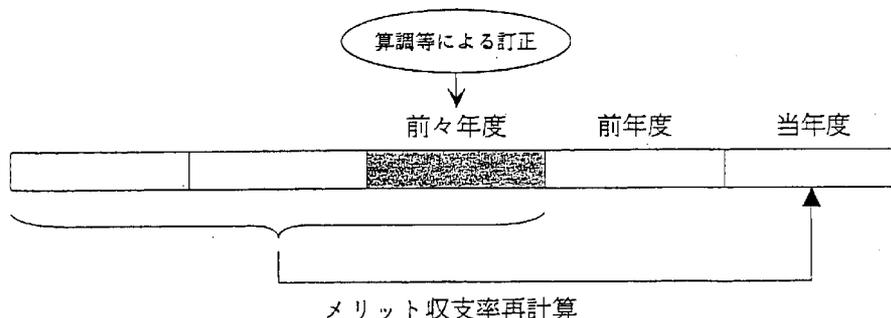
#### 3.2 既に算定されたメリット収支率の訂正

保険料算定基礎調査によって、前年度及び前々年度の保険料までを訂正する場合がある。

過去の保険料額に変更が生じた場合、それが現在及び将来におけるメリット収支率の値に影響を及ぼすことになる。

メリット算定基礎調査報告の入力により、将来におけるメリット収支率算定には訂正後のデータが反映されることとなるが、システムで対応しきれない部分については、適宜手作業による再計算を行う必要がある。

再計算するための過去のデータは、算定基礎調査で遡及できる年数との兼ね合いで、4年前のデータまで遡って把握することができる。



#### 4 事業の単位等に係る特殊な取扱い

##### 4.1 継続事業の一括

徴収法第9条の規定により継続事業の一括が行われた場合に、当該一括に係るすべての保険関係は「指定事業」に統合一元化され、指定事業以外の事業についての保険関係は消滅する。したがって、この場合のメリット制は指定事業について行うこととなる。

##### (1) 適用要件

適用要件のうち事業の継続性については、一括扱いの承認年月日に関係なく、当該指定事業について行い、事業の規模については、一括後は当該一括に係るすべての事業の労働者を指定事業の労働者とみなして判断する。

また、指定事業が一括されている他の事業に変更された場合、又は指定事業の所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に限る。）、適用要件の把握は一指定事業とみなして行う。

##### (2) メリット収支率の算定

メリット収支率の算定は、指定事業について、メリット収支率算定期間における業務災害に係る保険給付及び特別支給金等の額及び労災保険率に应ずる一般保険料等の額を基礎として前記の例にならって行う。したがって、一括前の指定事業以外の事業に係る保険給付及び特別支給金等の額及び保険料の額は、メリット収支率の算定基礎に算入されない。

なお、指定事業が一括されている他の事業に変更された場合、又は指定事業の所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に限る。）でも、メリット収支率の算定については、変更前後の指定事業を一指定事業とみなして行う。

##### (3) メリット労災保険率

一括された事業の一括の承認の日以後の労災保険率は、指定事業のメリット労災保険率による。

##### (4) 一括の承認が取り消された事業のメリット制の取扱い

一括されている事業が一括の要件に該当しなくなった場合は、一括扱いの承認が取り消されることとなる。

この場合のメリット収支率は、取り消された事業を除いたもので算定する。

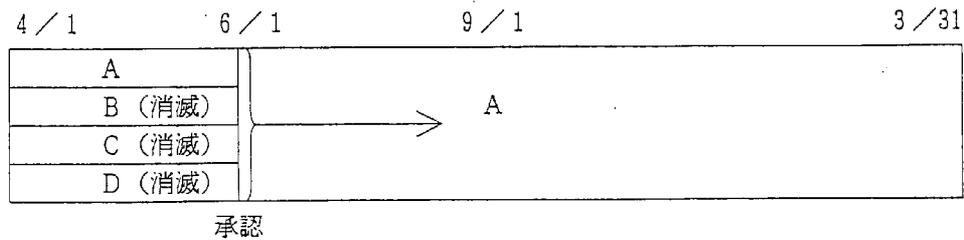
##### (5) 事業分割との関係

被一括事業は本来独立した事業であることから、被一括事業を指定事業から分離（一括承認取消）する場合は、後述の事業分割には該当しない。

ただし、指定事業又は一の被一括事業を分割する場合は事業の分割に該当する。

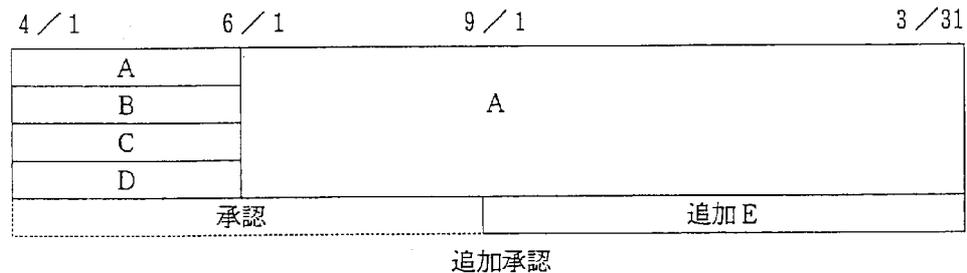
【参考図】

当初の一括扱い



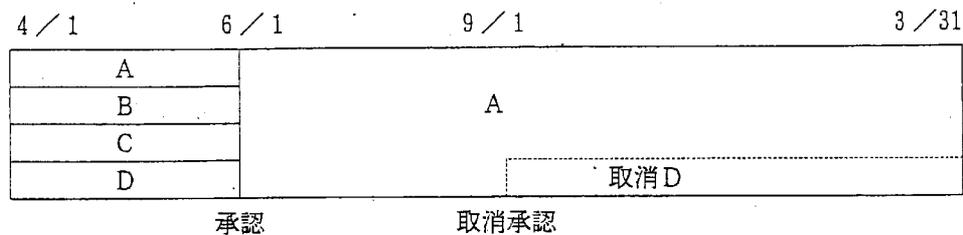
- ① メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、A指定事業の保険関係成立年月日。
- ② メリット収支率はA指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定。

指定事業に一括されている事業以外の事業を追加する場合



- ① E事業がすでに保険関係が成立している場合は、E事業の保険関係は9月1日をもって消滅する。
- ② メリット収支率は、A指定事業と追加承認後のE事業を含めたA指定事業の保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

指定事業に一括されている事業を取り消す（廃止又は終了を除く。）場合



- ① D事業場のメリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、当該取消のあった日の翌日である。
- ② メリット収支率は、取消承認後のD事業の分を除くA指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

指定事業を変更する場合

(1) 指定事業を、一括扱いに係る事業のうちいずれかの事業に変更する場合

(指定事業が移転し、旧所在地に事業が存在しない場合も同じ。)

4 / 1	6 / 1	9 / 1	3 / 31
A	A		D (新指定事業)
B			
C			
D			
承認		変更承認	

① メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、変更前のA指定事業の保険関係成立の日とみなす。

② メリット収支率は、変更前のA指定事業と新たに承認されたD指定事業の保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

したがって、実質的に変更前のA指定事業と同じ算定基礎となる。

(2) 指定事業を、一括扱いに係る事業以外の事業に変更する場合

(指定事業が移転し、旧所在地に事業が存在する場合も同じ。)

4 / 1	6 / 1	9 / 1	3 / 31
A	A		E (新指定事業)
B			
C			
D			
承認		承認	

① メリット制取扱い上の保険関係成立年月日は、新たに承認されたE指定事業の保険関係成立年月日である。

② メリット収支率は、新たに承認されたE指定事業に係る保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。したがって、E事業場が指定事業としての承認前に保険関係が成立しておりメリット制の適用を受ける場合は、その期間についてはE事業場だけの保険料の額及び保険給付等の額を基礎として算定する。

4.2 事業の分割

継続事業のメリット制における事業の継続性の要件については、連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日現在において、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した後3年以上経過していることとされている。このため、メリット制の適用要件を満たしていた事業が事業の分割を行った場合、分割により新設された事業については、従来はメリット制が適用されていなかったが、平成11年4月1日以降に分割した事業については、メリット制の適用要件の1つである事業

の継続性を満たしているものとして取扱うこととなった。

事業の分割とは、一の継続事業（一括有期事業を除く。）を複数の事業に分割し独立させる場合をいい、分割後の事業が、分割前の事業を全面的に廃止して異なった内容の事業に切り換えられた場合（事業の実態が異なる場合）は該当しないこととする。

なお、以下分割が行われる元の事業を「分割元事業」、分割が行われた後分割元事業の労働保険番号を引き継ぐ事業を「分割元引継事業」、分割により新設された事業を「分割新設事業」という。

- ① メリット制の適用要件を満たしていた継続事業について事業の分割が行われた場合において、分割元引継事業又は分割新設事業が分割元事業と全面的に異なった内容の事業に切り換えられていなければ、当該事業はメリット制の適用要件である事業の継続性を満たしているものとして取扱うこととする。
- ② 分割元引継事業又は分割新設事業の場所が分割元事業と同一でないものについても上記①を満たしている場合は、事業の継続性を満たしているものとして取扱うこととする。
- ③ 分割元事業が特例メリット制の適用要件を満たしている場合は、分割元引継事業のみが適用要件を満たしているものとして取扱うこととする。

#### (1) メリット収支率の算定方法

分割元引継事業又は分割新設事業のメリット収支率算定の基礎となる保険給付等額及び保険料等額の算出方法は

- ・分割日が保険年度の初日（4月1日）の場合と年度途中の場合
- ・分割日の前後

において取扱いが異なる。

事業の分割が年度当初の場合、分割日前までの保険年度に係る保険給付等額及び保険料等額は分割元事業の保険給付等額及び保険料等額を、分割日以降の保険年度に係る保険給付等額及び保険料等額は、それぞれ分割元引継事業又は分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額を用いる。

分割日が年度途中の場合、事業の分割が行われた保険年度の保険給付等額及び保険料等額については、分割元事業、分割元引継事業及び全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額を合算した額を、分割元引継事業及び全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額とする。

なお、保険給付等額及び保険料等額の算定方法は従前どおりとし、保険料等額に乗ずる第一種調整率は、分割元事業、分割元引継事業又は分割新設事業の事業の種類に応ずる第一種調整率とする。

また、負傷又は発病年月日が分割日前であり、分割日以降に支払いが行われた保険給付等額については、分割元引継事業の保険給付等額にのみ算入する。

#### (2) 労働者数の算定

分割元引継事業又は分割新設事業の労働者数については、分割日前までの保険年度に係る労働



ロ 分割に伴い事業の種類が変更される場合

- ・ 労災保険率は、一の場所における主たる事業について適用されることを原則としているため、事業の分割に伴い、分割元引継事業又は分割新設事業の事業の種類が、分割元事業と異なる場合があるが、分割元事業と全面的に異なった内容の事業に切り替えられていなければ、事業分割として取扱うこととなる。

ただし、事業の種類が変更されることにより、将来的にはメリット制適用の規模要件に影響が出る場合もある。

ハ 分割事業の規模に係る適用要件

分割元事業が分割時点においてメリット制の適用を受けていることを要件とする。

したがって、以下の場合はメリット収支率算定の基礎となるデータは、分割新設事業には引き継がれない。

- ・ 新設して間もない事業が分割する場合
- ・ 小規模事業場が分割することにより事業の種類が異なる分割新設事業が成立し、当該新設事業については、形式上、メリット制適用の規模要件が満たされる場合

一方、分割が行われた年度のメリット制の適用については、分割元及び分割新設事業とも分割が行われた年度の規模がメリット制の適用要件に反映される年度までは、分割直後の規模に関わりなくメリット制の適用を受ける。

なお、年度途中で事業分割が行われた場合は、当該年度の事業規模は分割元事業と分割新設事業との合算措置が講じられ、実務上は翌年度当初に分割されたものと同じ扱いになるため、分割後の規模要件が反映される年度は、分割が年度当初に行われた場合よりもさらに1年先となる。

ニ 分割に該当しない場合

労災保険の事業の適用単位は、企業単位ではなく、地理的・活動組織上から独立した事業場ごととしている。

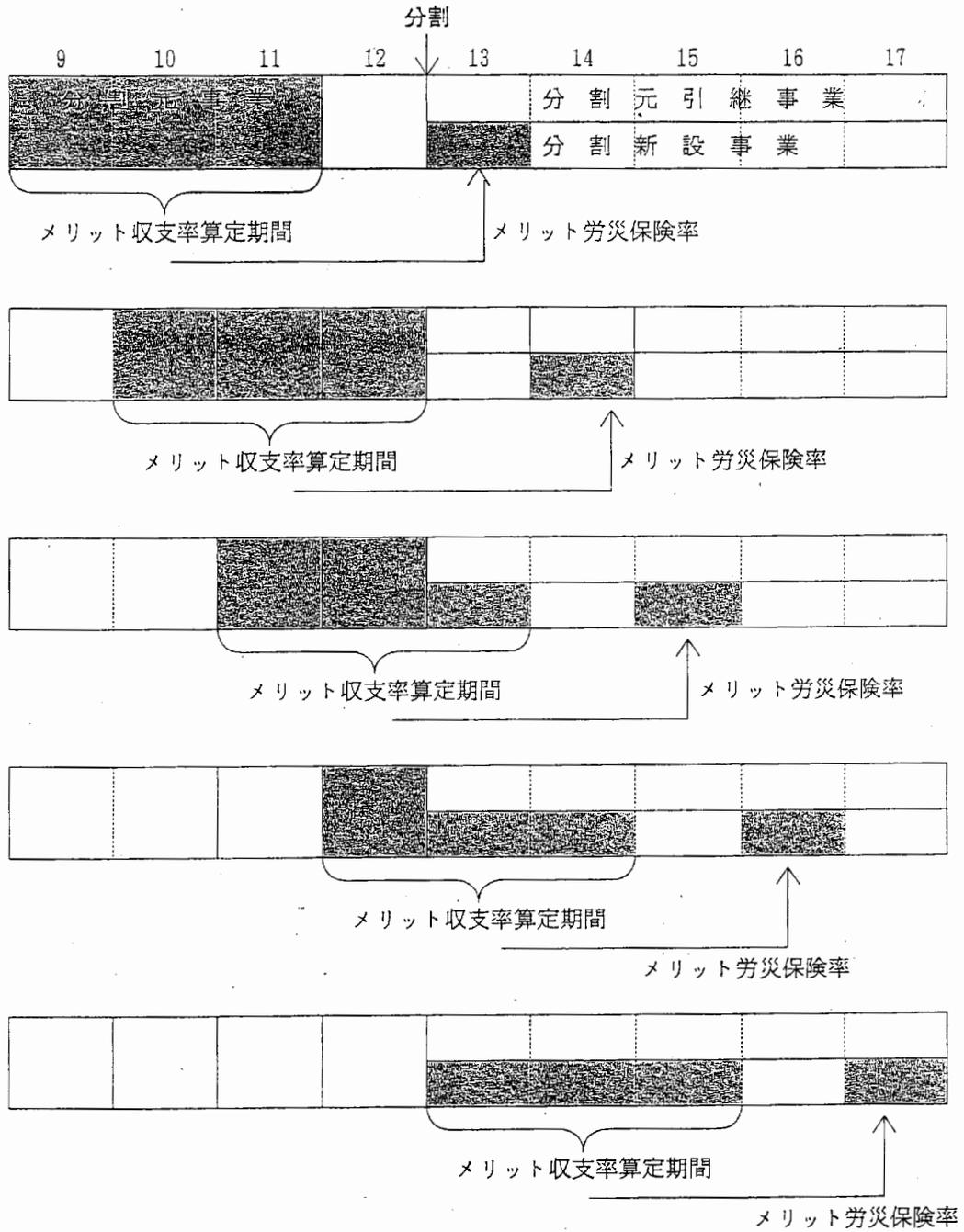
したがって、企業分割と称して複数組織に分けただけで、それぞれ分かれた組織が事業としての独立性を有していない場合は該当しない。すなわち、事業の分割とは安易に適用単位を分ける意味ではない。

なお、以下の場合については、分離される事業は本来独立した事業であることから、事業の分割には該当しない。

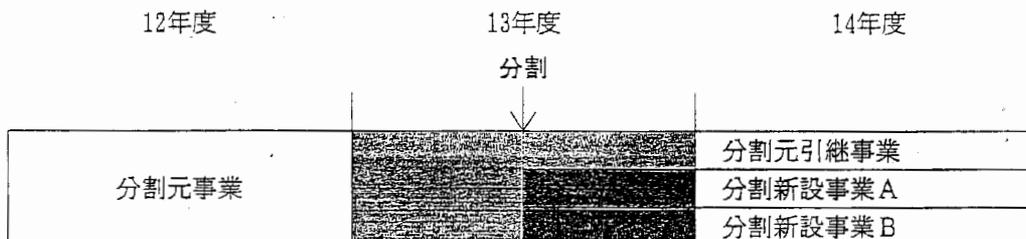
- ① 継続事業の一括に係る被一括事業を指定事業から分離する場合（一括承認取消）
- ② 事業主の一部変更により、一括有期事業の個々の現場を切り離す場合

【メリット収支率算定の概略図】

○分割が年度当初に行われる場合



○分割が年度途中に行われる場合(1)



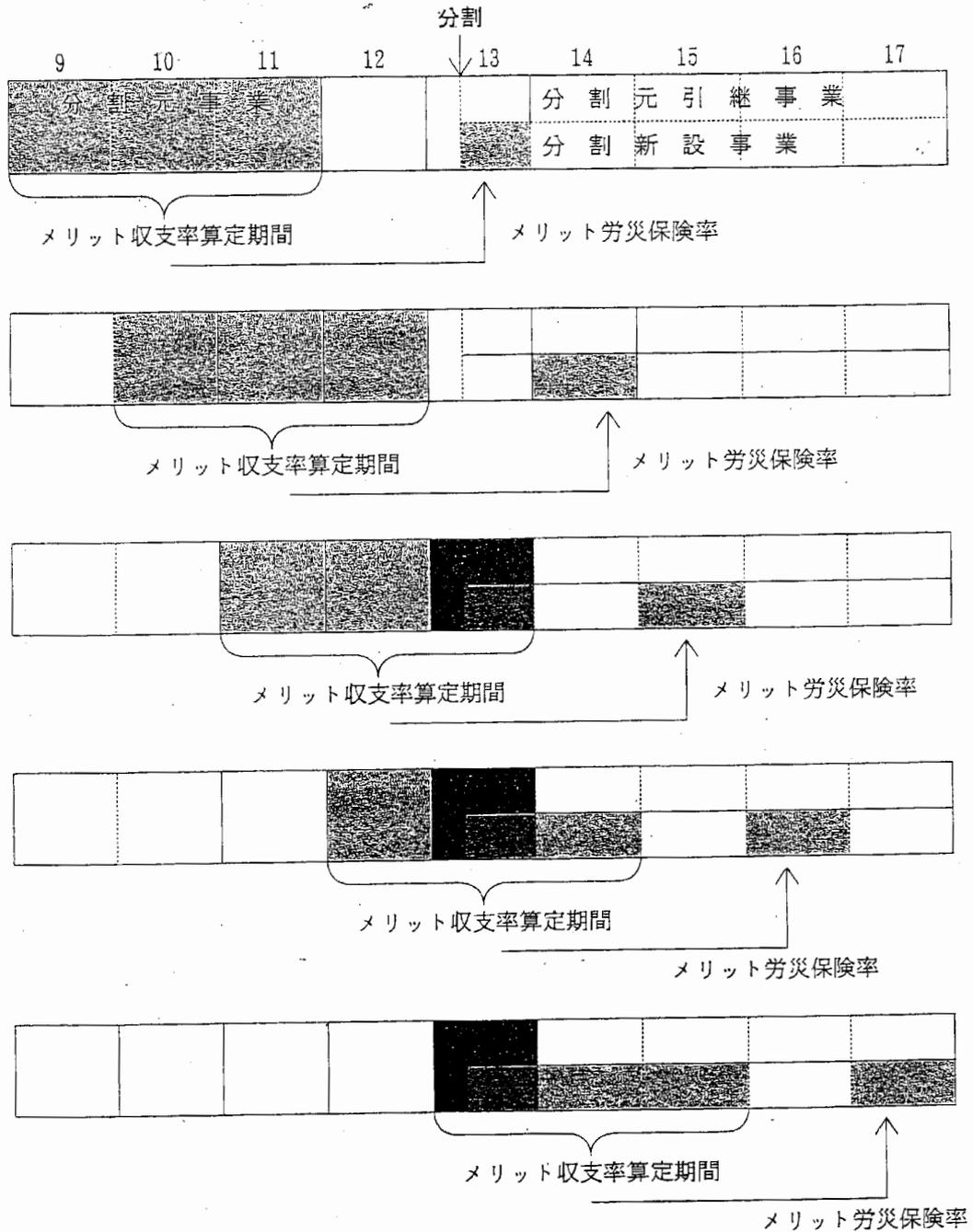
事業の分割が行われた年度（図の13年度）の保険給付等額及び保険料等額については

 分割元事業及び分割元引継事業の保険給付等額及び保険料等額、及び

 全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額

とを合算した額を、分割元引継事業及び全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額として収支率を算定する。

○分割が年度途中に行われる場合(2)



事業の分割が行われた年度（図の13年度）の保険給付等額及び保険料等額については

- 分割元事業及び分割元引継事業の保険給付等額及び保険料等額、及び
- 全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額

とを合算した額を、分割元引継事業及び全ての分割新設事業の保険給付等額及び保険料等額として収支率を算定する。

### 4.3 事業の合併

保険関係が成立している数個のメリット制適用事業を一つの事業として統合合併する場合（吸収される事業が非メリット適用事業である場合を含む。）のメリット労災保険率は、合併した年度及びその翌年度以降とで扱いが異なる。

なお、メリット制の適用要件は、存続する事業の継続性及び規模によることとなるが、合併によって存続する事業の事業主が変更された場合で、合併前後において事業が本質的にも継承していないときは、新たに保険関係が成立したとみなされ、本取扱いは行われない。

また、存続事業がメリット制の適用を受けていることが必要であり、吸収される事業がメリット制適用事業であっても、存続事業がメリット非適用事業であれば、本取扱いは行われない。

ここにいう事業の合併とは、2以上の事業場が1つの事業場として場所的にも統合合併されることをいうのであって、必ずしも企業合併をいうものではない。企業合併ではなく事業主が変更されずとも、事業場が合併されることもある。なお、企業合併の場合であっても、個々の事業場が実態的に継承されていくこともある。

#### (1) 合併した保険年度の労災保険率

合併前については、それぞれの事業の労災保険率（メリット労災保険率を含む。）による。

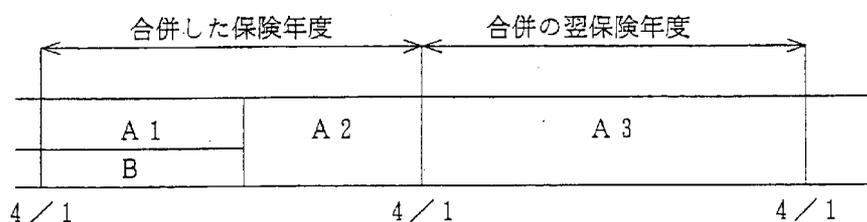
合併後については、存続する事業のメリット労災保険率（合併により存続する事業の事業の種類が変更された場合には、存続する事業の変更後の事業の種類に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を存続する事業の合併前のメリット労災保険率の算定基礎となったメリット増減率で上げ下げした率に非業務災害率を加えた率。）による。

#### (2) 合併した翌保険年度の労災保険率

合併による消滅事業及び存続事業の業務災害に関する保険給付及び特別支給金等の額の合計並びに保険料の額に第一種調整率を乗じて得た額の合計を基礎として算出されるメリット収支率に基づくメリット増減率により、存続する事業の種類に係る労災保険率から非業務災害率を減じた率を引き上げ又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率による。

なお、メリット収支率の算定において、合併前の保険料の額に乗ずる第一種調整率は、合併による消滅事業及び存続事業ごとに、その事業の種類に応ずる第一種調整率とする。

【参考】 事業の合併の場合における保険料の額の算定について



合併により存続する事業場の事業の種類が変更されない場合

A 1、A 2：存続事業のメリット労災保険率により算定される額

B：吸収された（消滅）事業の労災保険率により算出される額

A 3：存続事業の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合併した年度の前年度の3月31日以前3保険年度間のメリット収支率に基づくメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

合併により存続する事業場の事業の種類が変更された場合

A 1：存続事業の合併前のメリット労災保険率により算定される額

B：吸収された（消滅）事業の労災保険率により算定される額

A 2：存続事業の変更後の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、存続事業の合併前のメリット労災保険率（図中A 1の算定基礎となったメリット労災保険率。）の基礎となったメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

A 3：存続事業の変更後の労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合併した年度の前年度の3月31日以前3保険年度間のメリット収支率に基づくメリット増減率で上げ下げした率に、非業務災害率を加えた率により算定される額

#### 4.4 合算事業

港湾関係事業では、「港湾貨物取扱事業」及び「港湾荷役業」を同時に行う場合が多く、また、労働者もこれらのうちの特定事業のみに従事するものでもない実態にあるため、メリット収支率の計算に当たり、次のような合算の取扱いを行うこととしている。

##### (1) 合算事業の範囲

同一場所で行われる港湾関係事業（現行「73 港湾貨物取扱事業」「74 港湾荷役業」）については合算できるが、これらの事業とは別に独立した例えば本社等の事務所については港湾関係事業ではないので合算できない。

##### (2) メリット制適用上の取扱い

###### イ 適用要件

合算事業についてメリット制の適用要件に該当するか否かは、事業の継続性については最も早く保険関係が成立した事業の保険関係成立の日を合算事業の保険関係成立の日とみなし、事業の規模については合算後の労働者数で判断する。単独では保険関係成立期間又は労働者数で適用要件を満たしていない場合でも、合算後において適用要件を満たしていればメリット制の適用を行う。

ロ メリット収支率の算定及びメリット労災保険率

合算事業のメリット収支率は、合算されたそれぞれの事業の保険料の額に第1種調整率を乗じた額を合算した額及び保険給付等の額を合算した額を基礎として算定する。合算されるそれぞれの事業のメリット労災保険率は、それぞれの事業の基準となる労災保険率から非業務災害率を減じた率を、合算により算定されたメリット収支率に基づくメリット増減率で上げ下げした率に非業務災害率を加えた率となる。

#### 4.5 事業の種類の変更

労災保険率適用事業細目表の改正、通達等による適用基準の変更、適用事業の事業内容の全部又は一部の変更、労災保険率適用事業細目表の適用誤り等の理由により、事業の種類の変更により労災保険率の変更（以下「業種変更」という。）があった場合における継続メリット制の適用並びに保険料の額の算定についての取扱いは次のとおりである。

##### (1) 継続メリット制の適用要件としての事業の継続性

メリット収支率算定期間中において当該事業の保険関係が消滅していない限り、メリット制の適用要件である事業の継続性の要件を満たしているものとして取扱う。

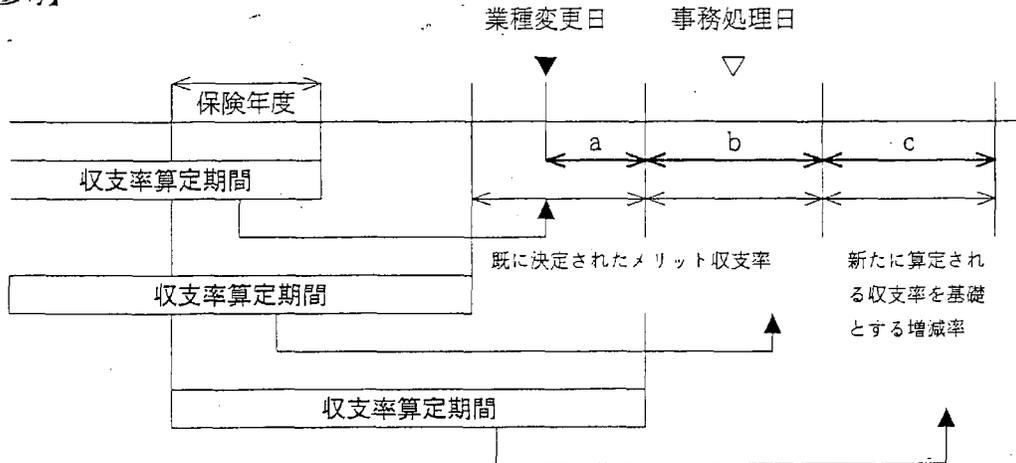
ただし、従来の事業を全面的に廃止して異なった内容の事業に切り換える場合には、同一事業主の同一場所における事業であっても、労災保険関係上は従来の事業が消滅し新たな事業が成立したものと解されるので、メリット制の適用要件である事業の継続性の要件は新たに事業が成立した日から起算される。

なお、業種変更後の事業が、徴収法第12条第3項に定める要件に該当しなくなった場合には、業種変更の日をもってメリット制の適用要件である事業の継続性が失われることとなる。

##### (2) 保険料の額の算定

業種変更のあった事業の業種変更のあった日から業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の末日までの間に係る確定保険料の額は、変更後の事業の種類に適用される労災保険率により算出されることとなるが、当該確定保険料の帰属する保険年度にメリット制の適用がある場合には、当該保険年度に適用するものとして既に算定されたメリット収支率に基づき、新しい業種に対応するメリット増減率及び労災保険率を再計算することとなる。

【参考】



- ① 業種変更のあった日から業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の末日までの間に係る確定保険料又は概算保険料（上図中の保険料 a 及び保険料 b）の額（当該年度のメリット増減率が既に決定されている。）

業種変更後の事業の種類に適用される労災保険率から非業務災害率を減じた率を、既に決定されているメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率により算定する。

- ② 業種変更の事務処理を行った日の属する保険年度の次の保険年度に係る確定保険料又は概算保険料（上図中の保険料 c）の額

業種変更後の事業の種類に適用される労災保険率から非業務災害率を減じた率を、メリット収支率算定期間中に業種変更があった場合、変更された保険料（上図の場合は保険料 a）の額に基づき新たに算定された収支率を基礎とするメリット増減率により上げ下げした率に非業務災害率を加えた率により算定する。

#### 4.6 事業の移転

メリット制の適用要件を満たしていた事業場が他県へ移転した場合においては、事業の実態が変わらないと認められるときはメリット制の適用要件のうち事業の継続性は満たしているものとして取扱う。

当該事業場に係る移転前の保険関係等の内容については、「労災保険率のメリット制適用事業に関する調査依頼について」（様式 1）〔第 50 頁参照〕により移転先管轄局が移転元管轄局に対して照会する。

なお、事務組合への事務委託等により新たに労働保険番号を付与した場合も同様の取扱いとする。

#### 4.7 事業の廃止

労災保険関係の成立している事業は、その事業の廃止の日の翌日にその事業についての保険関係は消滅する。したがって、この場合にはメリット制は適用されなくなる。

事業の一時休止（いわゆる休業）の場合には、保険関係は消滅しないためメリット制は適用される。

なお、清算中の事業は、徴収法上の適用事業としてメリット制の適用要件を満たしている限りにおいて、メリット制の適用は清算終了まで消滅しない。

## 第2 一括有期事業のメリット制

### 1 メリット制適用要件について

建設事業においては、一括される個々の事業について、以下の事態が生じることがある。

- ① 一括された全体において、一括有期事業のメリット制の規模要件を満たさない。
- ② 一括される個々の事業単位でみたときに、形式上、有期メリット制の規模要件を満たしているものが含まれる。

上記①②を満たす場合であっても、個々の事業単位について有期メリット制は適用されない。一括された事業については、あくまで一括有期事業の枠内でメリット制を処理すること（当然、全体としてもメリット制は適用されない）。

### 2 事業分割について

平成11年4月1日以降に継続事業の分割が行われた場合には、分割元・新設双方の事業について、メリット制の適用要件である事業の継続性を満たしているものとして取扱っている。

しかしながら、一括有期事業については、一括される個々の現場は本来独立した事業であることから、一括有期事業の現場を分割する場合は事業の分割に該当しない。

### 3 メリット増減率の改正について

平成13年3月31日に一括有期事業のメリット増減幅が改正された（±30%→±35%）。

しかし、（一括有期事業を含む）継続メリット制は、「基準となる3月31日時点で、翌々保険年度のメリット労災保険率を定める」制度であるため（徴収法第12条第3項）、平成13年3月31日に施行された新しいメリット増減幅が、実際に影響を及ぼすのは平成14年度以降となる。

すなわち、

- ・ 平成14年度の概算保険料の算定からは±35%のメリット増減率
- ・ 平成13年度の確定保険料の算定までは従来どおり±30%のメリット増減率が適用される。

保険料算定基礎調査で過去の保険料額を訂正する場合には、特に注意すること。

### 第3 有期事業のメリット制

#### 1 メリット収支率算定期間について

有期事業のメリット収支率の算定方法は、以下のとおりである。

##### (1) 算定の日

事業が終了した日から3箇月又は9箇月を経過した日を算定の日とする。

##### ① 事業が終了した日から3箇月を経過した日とする場合

事業が終了した日から6箇月を経過した日の前日以前における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から第一種調整率を用いて算定したメリット収支率が、徴収則別表第7において、事業の終了した日から3箇月を経過した日前における業務災害に関する保険給付及び特別支給金の額並びに一般保険料に係る確定保険料の額等から第一種調整率を用いて算定したメリット収支率に対応する範囲にある場合に、事業が終了した日から3箇月を経過した日を算定の日とする。

なお、「6箇月」という期間は法令に基づくものではなく、事務処理等を勘案して定めた、運用上の規定である。

##### ② 事業が終了した日から9箇月を経過した日とする場合

上記①以外の場合、事業が終了した日から9箇月を経過した日を算定の日とする。

##### (2) 算定方法

##### ① 分母に算入する額

分母に算入する額は、当該事業の一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額及び第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額の合計に、第一種調整率又は第二種調整率を乗じて得た額である。

算定の日を事業が終了した日から3箇月を経過した日とする場合、第一種調整率を乗じ、事業が終了した日から9箇月を経過した日を算定日とする場合には第二種調整率を乗じる。

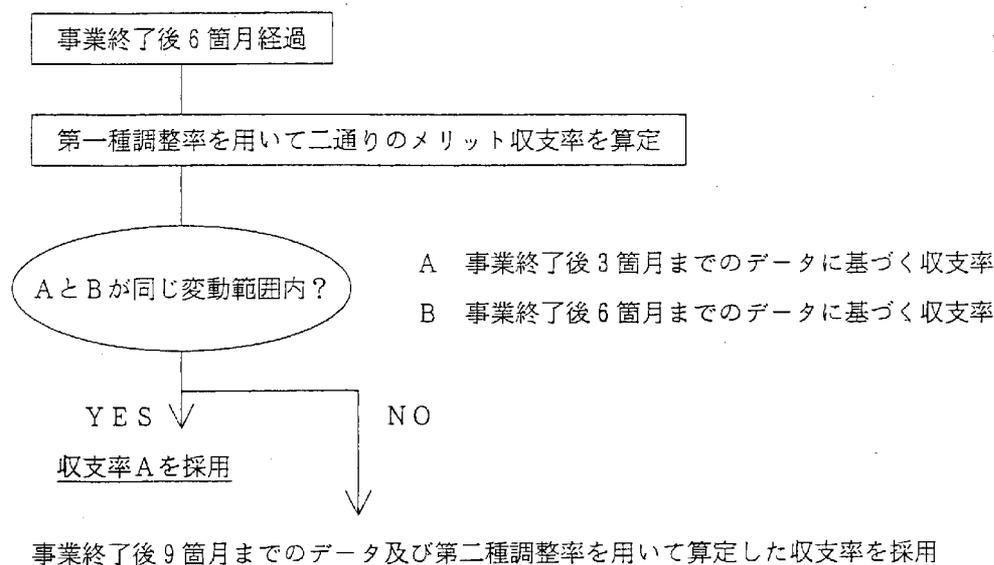
##### ② 分子に算入する額

分子に算入する額は、当該事業の事業開始から算定日の前日までに支払われた業務災害に係る保険給付の額及び特別支給金の額の合計額である。

なお、各保険給付の額及び特別支給金等の額の取扱いは、継続事業の場合とほぼ同様であるが次の点は異なるので注意すること。

イ 第三者行為災害に係る給付については、継続メリット制の場合（本章第1の2.4参照）と同じように、継続メリットの場合と同様の保険給付について第三者等（保険会社等を含む。）に対し、事業終了後6箇月又は9箇月を経過する前日までに行った納入告知の分については、当該納入告知において納付すべきとした金額を控除する。

- ロ 過誤払が判明し、回収決議を行い回収する場合は、事業終了後6箇月又は9箇月を経過する前日までにおいて、メリット収支率の算定基礎に算入された保険給付又は特別支給金の額を訂正する（本章第1の3.1参照）。



## 2. メリット制適用要件について

個々の有期事業がメリット制の適用要件を満たしているか否かについては、「労働保険適用徴収システム」に当該情報（有期メリット識別コード）を入力する必要があるが、その際、以下の事情から、必ずしも「有期事業＝メリット制適用」とはならないことに注意すること。

### 2.1 小規模の有期事業について

- ① 建設事業における有期メリット制の適用要件は請負金額又は確定保険料によって判断される。ここにいう「請負金額」は「請負代金」ではない。特に「36機械装置の組立て又は据付けの事業」においては、
  - ・ 請負代金は数億円以上
  - ・ 保険料算定の基礎となる請負金額は1億2,000万円未満
 となる場合があるが、この場合、有期メリット制の適用要件「請負金額が1億2,000万円以上」は満たされていない。
- ② 以下の理由により、小規模の事業であっても、有期事業として保険関係が成立している場合があるのだが、有期事業のメリット制の規模要件を満たしていないものについては、当然メリット制は適用されない。
  - ・ 同時に行われる事業が存在しない場合（徴収法第7条第4号）
  - ・ 「36機械装置の組立て又は据付けの事業」以外の事業であって、有期事業を一括できる地域の制限（徴収則第6条第2項第4号、昭和47年労働省告示第15号）に触れる場合

## 2.2 一括有期事業との関係

建設事業において、以下の事態が生じることがある。

- ① 形式上、有期メリット制の規模要件を満たしている。
- ② 同時に一括有期事業の規模要件も満たしているため、保険関係の上では一括有期事業として処理される。

上記①②を満たす場合であっても、個々の事業単位について有期メリット制は適用されない。一括された事業については、あくまで一括有期事業の枠内でメリット制を処理すること（当然、全体としてもメリット制は適用されない）。

## 3 一事業で種類の異なる工事がある場合

除外事業等により、一事業単位で2種類以上の種類の異なる工事がある場合は、各工事の保険料の額を合算の上、当該合算額を改定する。

なお、この場合、機械処理におけるメリット計算においては、主たる工事による業種によって行うため、改定に当たっては、各工事毎の確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を合算して算定したメリット増減率によること。即ち、メリット収支率の分母は、

$$\left. \begin{array}{l} \text{A工事の非業災減確定保険料額（調整前）} \\ \text{B工事の非業災減確定保険料額（調整前）} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{合算した後、調整率を} \\ \text{乗じたもの} \end{array}$$

として算出されるものである。

## 4 保険料算定基礎調査等で変更がある場合

事業が終了し、確定申告書入力処理後、保険料算定基礎調査等で確定保険料の額又は保険給付等の額に変更が生じた場合、第一種調整率適用事業については当該事業終了後6箇月以内、第二種調整率適用事業については当該事業終了後9箇月以内に適用徴収関係各台帳の確定保険料の額又は保険給付等の額に変更処理がなされたものであれば、機械処理によるメリット収支率等の計算に当該変更が反映される。

しかし、変更処理が各々6箇月又は9箇月を超えた場合は、機械処理によるメリット収支率等の計算に当該変更は反映されないため、局において、メリット収支率等を再計算の上改定すること。

## 5 メリット増減幅の改正について

平成13年4月1日に有期メリット制の増減幅が改正された（±30%→±35%）。

新しい増減幅が適用されるのは、「平成13年4月1日以降に保険関係が成立した有期事業」である。したがって、工事終了年月日が平成13年4月1日以降であっても、工事開始年月日が平成12年度以前であれば、従来通り、±30%のメリット増減率が適用される。

当分の間は、平成12年度以前に保険関係が成立した有期事業が少なからず残存するため、二種類のメリット増減率が混在することとなるので、十分注意すること。

## 第4 特例メリット制

### 1 メリット制の特例の適用と中小企業事業主の範囲

特例メリット制の適用要件の一つである「継続メリット制が適用となる事業」は、継続性の要件と規模の要件を満たすかどうかによるが、いずれも事業単位で満たすかどうかをみるものである。

また、同じく特例メリット制の適用要件の一つである「中小企業事業主であること」は、「事業主の主たる事業」と「事業主の使用する労働者数」、すなわち、企業単位の事業内容と労働者数で判断する。

この違いがあるので、

- ・ 事業単位としては継続メリット制適用事業であるが、企業単位でみると事業主は中小企業事業主に該当しない場合
- ・ 企業単位でみると事業主は中小企業事業主に該当するが、事業単位としては継続メリット制適用事業でない場合

があることになる。

次の例1は、企業単位でみると事業主が中小企業事業主に該当するが、事業単位としては継続メリット制適用事業でない事業の場合である。

#### 【例1】

A商店は、1事業場のみを有し、小売業を営み、使用労働者数は49人であるとする。

事業主の使用する労働者数は49人で、事業主の主たる事業は小売業である。小売業の場合の中小企業事業主の要件は50人以下であるから、事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たる。

一方、小売業の継続メリット制適用事業最低労働者数は、平成13年度においては89人である。事業としてのA商店で使用される労働者数は49人であるから、A商店は、「基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡る連続した3保険年度」に当該保険年度を含む場合は、継続メリット制の事業の規模要件を満たさないこととなる。

継続メリット制の事業の規模の要件を満たさなければメリット制の特例も適用されない。

金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主で、特例メリット制の中小企業事業主に該当する者は、常時使用する労働者数が50人以下の者であるが、適用を受けようとする事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するものであれば、労災保険率表（労災保険率適用事業細目表）上の事業の種類は、「93ビルメンテナンス業」、「94その他の各種事業」及び「96倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業」のいずれかであり、いずれも最低労働者数早見表の最低労働者数は70人以上となっている。

したがって、金融業若しくは保険業、不動産業、小売業を主たる事業とする事業主の行う事業で、

金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するものは、継続メリット制の適用要件を満たすならば中小企業要件を満たさず、メリット制の特例は適用されない。

一方、そもそも継続メリット制の適用要件を満たさないならば、メリット制の特例は適用されない。

以上により、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主の行う事業であって、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するものについては、メリット制の特例は適用されない。

しかし、金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当する事業であるとしても、その事業主の主たる事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当するとは限らないので、メリット制の特例の適用が常に排除されるわけではない。

次の例2は、小売業に該当する事業であっても、その事業主の主たる事業が製造業であることにより、メリット制の特例の適用を受ける場合である。

【例2】

A（株）は、B販売店、C工場、D工場の3事業場を有する。各事業場の事業の概要と労働者数は次のとおりであるとする。

B販売店	小売業	90人
C工場	製造業（金属製品製造業）	100人
D工場	製造業（金属製品製造業）	100人

事業主の使用する労働者数は、B販売店の90人、C工場の100人、D工場の100人の合計290人である。事業主の主たる事業は、従事する労働者数が最も多い金属製品製造業である。製造業の場合、中小企業事業主の要件は300人以下であることから、A（株）の事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たることとなる。

一方、継続メリット制適用事業最低労働者数は小売業89人、金属製品製造業27人であるから、B販売店、C工場、D工場とも、その使用労働者数が継続メリット制適用事業最低労働者数を上回る。

毎保険年度の労働者数が上記のとおりであれば、B販売店、C工場、D工場とも、メリット制の特例の適用を受けられることになる。

また、事業主の主たる事業が金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業に該当する事業であっても、事業の種類によっては、メリット制の特例の適用を受けることのできる事業がある。

次の例3は、事業主の主たる事業が小売業であっても、その事業が製造業であることにより、メリット制の特例の適用を受ける場合である。

【例3】

X（株）は、2事業場Y販売店、Z工場を有し、それぞれの事業の種類と労働者数は次のとおりであるとする。

Y販売店	小売業	30人
Z工場	製造業（木製品製造業）	20人

事業主の使用する労働者数は、Y販売店の30人と、Z工場の20人を合計した50人である。事業主の主たる事業は、従事する労働者数の最も多い小売業である。小売業の中小企業事業主の要件は50人以下であるから、X（株）の事業主は、特例メリット制の中小企業事業主に当たる。

最低労働者数早見表の最低労働者数は、小売業89人、木材又は木製品製造業20人であるから、Y販売店は最低労働者数を下回るが、Z工場は上回る。

Y販売店はメリット制の特例の適用は受けられないが、Z工場は、メリット制の特例の適用が受けられる。

2 事業分割

分割元事業が特例メリット制の適用要件を満たしている場合は、分割元引継事業のみが適用要件を満たしているものとして取扱う。

3 特例メリット制の申告要件となる安全衛生措置の詳細

特例メリット制の申告要件となる安全衛生措置とは次のイ及びロであり、これらの措置のうちいずれかの措置が講じられている事業がこれに該当する。

イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条の3第1項の規定による認定を受けた同項に規定する計画（以下「快適職場推進計画」という。）に従い事業主が講ずる措置

具体的には、平成4年7月1日付け基発第391号「快適職場形成促進事業の施行について」により都道府県労働局長の認定を受けた快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために事業主が講ずる措置であって、以下の要件をすべて満たすものである。

- ① 快適職場推進計画を作成し、都道府県労働局長から当該計画の認定を受けていること。
- ② 認定を受けた快適職場推進計画に従い、職場環境の改善に着手していること。

「職場環境の改善に着手している」とは、快適職場推進計画の完了をいうものではなく、快適職場推進計画のうちいずれか1つ以上の項目について、工事の着工、発注又は機器の納入、据付け等をいうものである。

また、「着手している」とは、着手初年度を指すものである。

ロ 上に掲げるもののほか、労働者の安全又は衛生を確保するための措置として厚生労働大臣が定めるもの

「厚生労働大臣が定めるもの」については、告示において、「中央労働災害防止協会の援助を受けて、事業主の団体が労働災害の防止のための活動として講ずる措置を利用して、当該団体の構成員である事業主が講ずる労働者の安全又は衛生を確保するための措置」と定められている。

具体的には、平成7年3月22日付け労働省発基第22号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度について」に定める中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として事業主が講ずる措置であって、以下の要件をすべて満たすものである。

- ① 中小企業安全衛生活動促進事業助成制度における認定集団の構成員であること。
- ② 認定集団としての助成対象である次の安全衛生活動のいずれか1つ以上の活動に参加したと。
  - A 集団安全衛生活動運営委員会の開催
  - B 集団安全衛生大会の開催
  - C 相互安全衛生パトロールの実施
  - D 災害事例等検討会の開催
  - E 経営首脳者安全衛生セミナーの実施
  - F 職場環境改善講習の実施
  - G 健康教育の実施
  - H 危険予知活動及び交通災害防止に関する講習会の開催
  - I 安全衛生改善等研究会の開催
  - J 快適職場形成推進委員会の開催
- ③ 認定集団の構成員として助成対象である次の安全衛生活動のいずれか1つ以上の活動を実施したと。
  - A 安全衛生教育
  - B 技能講習及び特別教育
  - C 安全衛生診断
  - D 特定自主検査
  - E 機械の本質安全化
  - F 健康診断
  - G 作業環境測定
  - H 健康診断結果の評価及び健康指導
  - I 作業環境改善

ロについては、申告できる期間に制限がある（以下の4参照）。

#### 4 安全衛生措置に関する留意事項

特例メリット制が創設された平成9年度当時は、特例メリット制の申請をする前提となる安全衛生措置について、3種類の事業が規定されていた（下記01・02・03）。

しかしながら、法令に規定のある補助事業から委託事業に移行して、特例メリット制の対象から外れた事業もあり、特例メリット制の申告要件が変化している。

平成13年度は2つ、平成14年度以降は1つの事業のみが申告対象となっている。

##### 01 労働者健康確保事業助成事業（THP） ×

補助事業としては平成11年度一杯で終了し、12年度以降は委託事業に移行しているため、特例申告の対象外となった。したがって、平成12年10月1日以降に特例申告することはできない。

##### 02 快適職場推進計画に基づく快適な職場環境の形成のために講ずる措置 ○

特例メリット制の対象として、従来どおり継続される。

即ち、安全衛生措置が講じられた保険年度の次の保険年度の初日から6箇月以内に特例申告することができる。

##### 03 中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の一環として講ずる措置 △

新規募集は平成10年度までであり、3年継続する事業であるため、12年度の活動までは、特例申告の対象となる。すなわち、平成13年9月30日迄は申告することは可能であるが、当該期間を経過して申告することはできない。

なお、後継事業として平成11年4月1日に創設された「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」は、特例メリット制の対象とはなっていないので留意すること。

特例申告できない安全衛生措置の番号であっても、OCR入力の際にはエラーは検出されないので注意すること。

#### 5 特殊な場合の取扱い

##### 5.1 継続事業の一括が認可されている事業において講じられた安全衛生措置

徴収法第9条の規定による継続事業の一括が認可されている事業の場合、一括されている事業のいずれか一つの事業において安全衛生措置を講じていれば、事業主は、指定事業について、メリット制の特例の適用を申告できるものとする。この場合、一括されている事業の労働者は指定事業の労働者とみなされ、保険関係は指定事業に係るものに一括されるので、メリット制及びメリット制の特例は、一括されている全事業に適用される。

##### 5.2 継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置（メリット制の特例適用の申告を行うときは継続事業の一括が認可されている場合）

徴収法第9条の規定による継続事業の一括の認可前に講じられた安全衛生措置を事由に、認可後、

メリット制の特例の適用を申告することができるのは、当該安全衛生措置を講じた事業が指定事業である場合に限るものとする。指定事業以外の事業において講じた安全衛生措置を事由に、メリット制の特例の適用を申告することはできないものとする。

これは、

- ① 継続事業の一括により、当該一括に係るすべての保険関係は指定事業に統合一元化され、指定事業以外の事業についての保険関係は消滅すること、
  - ② 一括後、メリット収支率の算定を行うときは、一括前の指定事業以外の事業に係る保険給付等の額及び保険料の額は、メリット収支率の計算に算入されないこと
- によるものである。

### 5.3 メリット制の特例適用申告後の保険関係の変更

#### (1) 継続事業の一括の認可

メリット制の特例の適用を申告した後、徴収法第9条の規定による継続事業の一括が認可された場合、特例の適用の申告が、当該継続一括において指定事業とされる事業についてのものである場合には、その効力が一括後も引き継がれるものとし、特例の適用の申告が当該継続一括において指定事業とされる事業についてのものではない場合には、その効力は引き継がれないものとする。

継続一括に伴い、保険関係は指定事業に係るもののみが存続し、指定事業以外の事業についてものは消滅する。そこで、継続一括前の特例適用の申告の効力は、保険関係が存続する指定事業を申告の対象としていたかどうかにより判断するものである。

#### (2) 継続事業の一括の承認の一部取消し

徴収法第9条の規定による継続事業の一括の要件に該当しなくなるなどのため、継続事業の一括の認可がなされている事業の一部が一括から外された場合にあっても、メリット制の特例の適用を申告した効力は、取り消された事業を除いた残りの事業に引き継がれるものとする。

#### (3) 継続一括の指定事業の変更

徴収法第9条の規定による継続一括の指定事業が、特例の適用を申告後、一括されている他の事業に変更される場合、又はその所在地が変更された場合（旧所在地に事業が存続しない場合に限る。）、特例適用申告の効力は、その後も引き継がれるものとする。

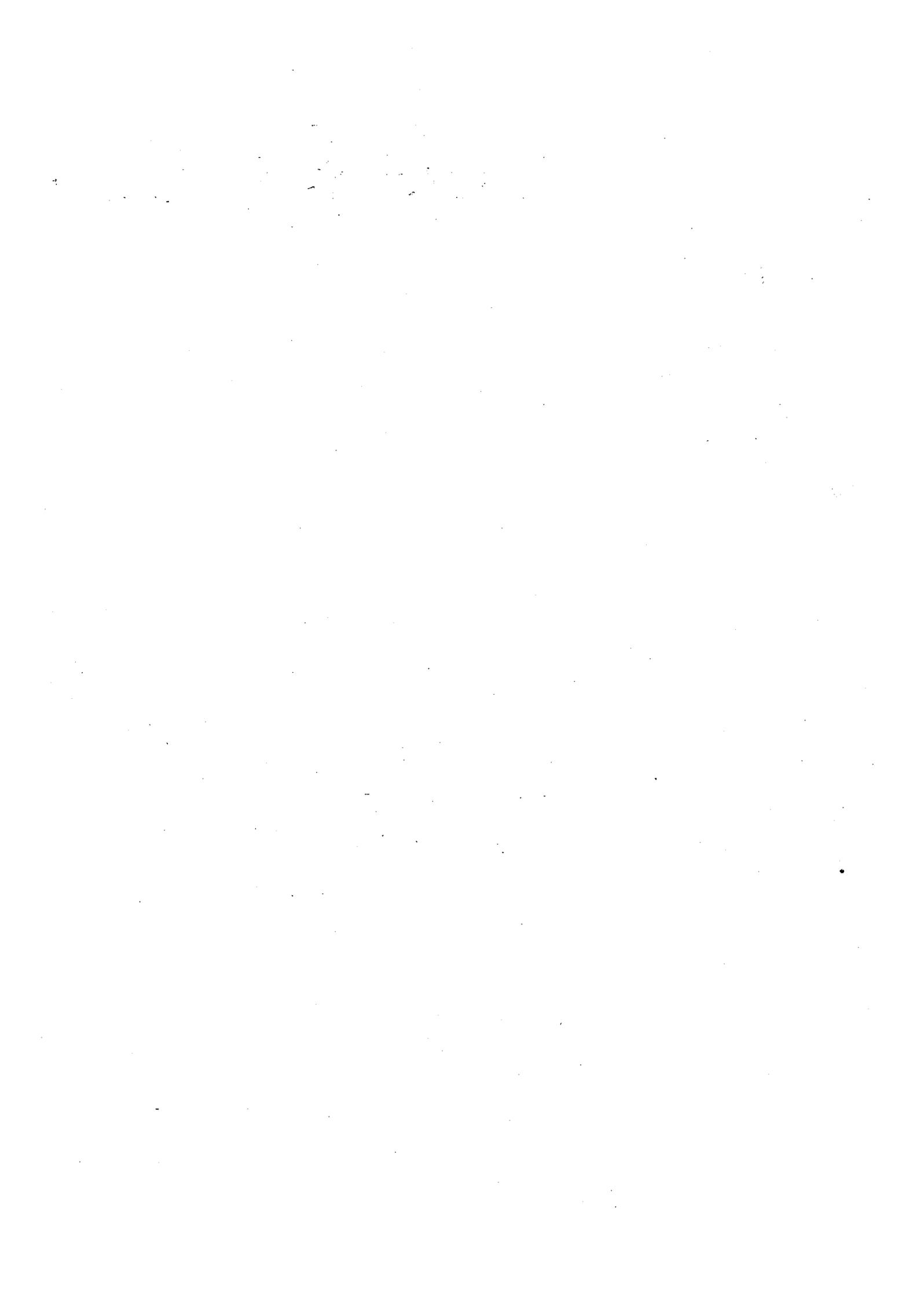
ただし、指定事業が、一括扱いに係る事業以外（新たに承認された事業）に変更される場合は、保険関係成立日が新たに承認された事業の保険関係成立日となり、メリット制の取扱い上、従前の一括事業の継続性が失われることとなるため、特例の適用申告の効力も引き継がれないものとする。

(4) 事業の合併

事業の合併が特例の適用を申告した後に行われた場合には、特例の適用を申告した効力は、特例適用事業が存続する事業であれば合併後の事業に引き継がれるものとし、特例適用申告事業が存続事業でなければ合併後の事業に引き継がれないものとする。

(5) 事業の分割

特例メリット制適用事業場が複数の事業に分割した場合には、通常のメリット制は全ての分割事業に引き継がれることとなるが、特例メリット制が適用となるのは分割前の労働保険番号を引き継ぐ事業場のみである。



## IV 参 考 图



第1 労災保険率表（徴収則別表第1）

事業の種類分類	番号	事業の種類	改定時期			
			H4.4.1	H7.4.1	H10.4.1	H13.4.1
林業	02	木材伐出業	142	137	134	133
	03	その他の林業	41		39	
漁業	11	海面漁業	67	61	59	56
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	42		40	42
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業	99	94	89	
	(22)	業又は石炭鉱業	111	106		
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	66	60		57
	24	原油又は天然ガス鉱業	10			9
	25	採石業	72			71
	26	その他の鉱業	40	36		35
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	149	144	134	133
	32	道路新設事業	49	43	33	31
	33	舗装工事業	29	24	20	19
	34	鉄道又は軌道新設事業	68	52	38	34
	35	建築事業	32	25	22	20
	38	既設建築物設備工事業	25	19	15	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	34	28	20	19
	37	その他の建設事業	38	30	27	26
製造業	41	食料品製造業	9			
	65	たばこ等製造業	6			7
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	7			6.5
	44	木材又は木製品製造業	26	24	23	
	45	パルプ又は紙製造業	11		10	9
	46	印刷又は製本業	7	6		
	47	化学工業	8			7.5
	48	ガラス又はセメント製造業	9	8		8.5
	66	コンクリート製造業	-	-	18	
	62	陶磁器製品製造業	20	19		18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	27	26		
	50	金属精錬業	9	8		
	51	非鉄金属精錬業	11	10		
	52	金属材料品製造業	18	15	11	
	53	鋳物業	21	20		
	54	金属製品製造業又は金属加工業	22	17		16
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	16	14	12	
	55	めっき業	13	11	10	
	56	機械器具製造業	11	10	9	8.5
	57	電気機械器具製造業	6			5.5
	58	輸送用機械器具製造業	8		7	
	59	船舶製造又は修理業	23	22		23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	6			5.5
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	8	7	6		
61	その他の製造業	12	11	10		
運輸業	71	交通運輸事業	7			6.5
	72	貨物取扱事業	19	15		
	73	港湾貨物取扱事業	29	26	22	20
	74	港湾荷役業	53	47	38	35
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6			5.5
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	11			13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	14			
	(92)	一般失業対策事業	12		-	
	93	ビルメンテナンス業	6			6.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6			6.5
94	その他の各種事業	6			5.5	

(注) 空欄は改定されなかったことを示す。

第2 最低労働者数早見表（料率改定により数字が変化する。）

事業の種類	番号	事業の種類	メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数	
			平成10年度から平成12年度	平成13年度から平成15年度
林業	02	木材伐出業	—	—
	03	その他の林業	20	20
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	45	50
	25	採石業	20	20
	26	その他の鉱業	20	20
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	—	—
建設事業	32	道路新設事業	—	—
	33	舗装工事業	—	—
	34	鉄道又は軌道新設事業	—	—
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	(20)	(22)
	38	既設建築物設備工事業	—	—
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	—	—
	37	その他の建設事業	(20)	(20)
	製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	50
65		たばこ等製造業	80	67
42		繊維工業又は繊維製品製造業	67	73
44		木材又は木製品製造業	20	20
45		パルプ又は紙製造業	45	50
46		印刷又は製本業	80	80
47		化学工業	58	62
48		ガラス又はセメント製造業	58	54
66		コンクリート製造業	24	24
62		陶磁器製品製造業	23	24
49		その他の窯業又は土石製品製造業	20	20
50		金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	58	58
51		非鉄金属精錬業	45	45
52		金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	40	40
53		鋳物業	22	22
54		金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	25	27
63		洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	37	37
55		めっき業	45	45
56		機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	50	54
57		電気機械器具製造業	80	89
58		輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	67	67
59		船舶製造又は修理業	20	20
60		計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	80	89
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	80	80	
61	その他の製造業	45	45	
運輸業	71	交通運輸事業	67	73
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	29	29
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	20	22
	74	港湾荷役業	20	20
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	80	89
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	40	34
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	31	31
	93	ビルメンテナンス業	80	73
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	80	73
	94	その他の各種事業	80	89

第3 労務費率表（徴収則別表第2）

事業の種類	改定時期			
	H4.4.1	H7.4.1	H10.4.1	H13.4.1
水力発電施設、ずい道等新設事業	22%		20%	
道路新設業	24%	22%		21%
舗装工事業	20%			
鉄道又は軌道新設事業	22%	23%		
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	20%			21%
既設建築物設備工事業	17%	18%	20%	21%
機械装置の組立て又は据付けの事業				
組立て又は取付けに関するもの	43%			41%
その他のもの	20%			21%
その他の建設事業	24%			

（注） 空欄は改定されなかったことを示す。

第4 継続メリット増減率表（徴収則別表第3及び第3の2）

メリット収支率	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	
	継続メリット増減率	特例メリット増減率
5%以下のもの	40%減ずる	45%減ずる
5%を超え 10%までのもの		40%減ずる
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる	35%減ずる
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる	30%減ずる
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる	25%減ずる
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる	20%減ずる
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる	15%減ずる
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
90%を超え100%までのもの	10%増加する	10%増加する
100%を超え110%までのもの	15%増加する	15%増加する
110%を超え120%までのもの	20%増加する	20%増加する
120%を超え130%までのもの	25%増加する	25%増加する
130%を超え140%までのもの	30%増加する	30%増加する
140%を超え150%までのもの	35%増加する	35%増加する
150%を超え160%までのもの	40%増加する	40%増加する
160%を超えるもの		45%増加する

第5 一括有期メリット増減率表（徴収則別表第3）

メリット収支率	建設の事業及び立木の伐採の事業	
	平成13年度以前	平成14年度以降
5%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え110%までのもの	10%増加する	10%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する
150%を超え160%までのもの	30%増加する	35%増加する

(注) 改正省令第2条により、右欄の新しいメリット増減率が平成13年3月31日に施行された。メリット増減率は、基準となる3月31日の属する保険年度の次の次の保険年度（平成14年度以降）に反映されるため、平成13年度に適用されるメリット増減率は、従前のおり±30%の範囲内で設定された左欄の値となる。

第6 有期メリット増減率表（徴収則別表第6）

メリット収支率	建設の事業及び立木の伐採の事業	
	平成13年3月31日以前に 保険関係が成立	平成13年4月1日以降に 保険関係が成立
10%以下のもの	30%減ずる	35%減ずる
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる	30%減ずる
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる	25%減ずる
30%を超え 40%までのもの	15%減ずる	20%減ずる
40%を超え 50%までのもの		15%減ずる
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる	10%減ずる
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる	5%減ずる
85%を超え 90%までのもの	5%増加する	5%増加する
90%を超え110%までのもの	10%増加する	10%増加する
110%を超え120%までのもの	15%増加する	15%増加する
120%を超え130%までのもの		20%増加する
130%を超え140%までのもの	20%増加する	25%増加する
140%を超え150%までのもの	25%増加する	30%増加する
150%を超えるもの	30%増加する	35%増加する

（注） 事業の終了年月日が平成13年4月1日以降であっても、保険関係成立年月日が平成13年3月31日以前である場合には、±30%の範囲で設定された従前通りのメリット増減額が適用される。

第7 メリット収支率の変動範囲についての表（徴収別表第7）

（平成13年4月1日以降に保険関係が成立した事業）

メリット収支率	メリット収支率の変動範囲
10%以下のもの	10%以下の範囲
10%を超え 20%までのもの	10%を超え 20%までの範囲
20%を超え 30%までのもの	20%を超え 30%までの範囲
30%を超え 40%までのもの	30%を超え 40%までの範囲
40%を超え 50%までのもの	40%を超え 50%までの範囲
50%を超え 70%までのもの	50%を超え 70%までの範囲
70%を超え 75%までのもの	70%を超え 75%までの範囲
85%を超え 90%までのもの	85%を超え 90%までの範囲
90%を超え110%までのもの	90%を超え110%までの範囲
110%を超え120%までのもの	110%を超え120%までの範囲
120%を超え130%までのもの	120%を超え130%までの範囲
130%を超え140%までのもの	130%を超え140%までの範囲
140%を超え150%までのもの	140%を超え150%までの範囲
150%を超えるもの	150%を超える範囲

（平成13年3月31日以前に保険関係が成立した事業）

メリット収支率	メリット収支率の変動範囲
10%以下のもの	10%以下の範囲
10%を超え 20%までのもの	10%を超え 20%までの範囲
20%を超え 30%までのもの	20%を超え 30%までの範囲
30%を超え 50%までのもの	30%を超え 50%までの範囲
50%を超え 70%までのもの	50%を超え 70%までの範囲
70%を超え 75%までのもの	70%を超え 75%までの範囲
85%を超え 90%までのもの	85%を超え 90%までの範囲
90%を超え110%までのもの	90%を超え110%までの範囲
110%を超え130%までのもの	110%を超え130%までの範囲
130%を超え140%までのもの	130%を超え140%までの範囲
140%を超え150%までのもの	140%を超え150%までの範囲
150%を超えるもの	150%を超える範囲

第8 第一種調整率（徴収則第19条の2）

事業の種類	平成4年4月1日以前	昭和61年4月1日から 平成4年3月31日まで	昭和56年4月1日から 昭和61年3月31日まで
一般の事業	0.67	0.77	0.80
林業の事業	0.51	0.58	0.66
建設の事業	0.63	0.74	0.79
港湾貨物取扱事業 及び港湾荷役業	0.63	0.74	0.78

第9 第二種調整率（徴収則第35条の2）

事業の種類	平成4年4月1日以前	昭和62年4月1日から 平成4年3月31日まで
林業の事業	0.43	0.49
建設の事業	0.50	0.59

（注） 事業が終了した日から9箇月を経過した日においてメリット収支率を算定する事業は、3箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される事業であり、したがって9箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される可能性の高い事業と考えられるものである。9箇月を経過した日以後も支給事由が生じ保険給付等が支給される場合は、メリット収支率は、その額が算定基礎に含まれないため、その分低く算定されることとなる。その分を調整するため、第一種調整率と別個に設けたものが第二種調整率である。

第10 メリット収支率の分子に算入する額

給付の種類	収支率分子算入額	根拠条文
障害補償年金	受給者の障害等級に応ずる次の額 (労働基準法相当額) 1級 給付基礎日額の 1,340日分 2級 " 1,190日分 3級 " 1050日分 4級 " 920日分 5級 " 790日分 6級 " 670日分 7級 " 560日分	徴収則第18条第2項第1号
障害特別年金	受給者の障害等級に応ずる次の額 (労働基準法相当額) 1級 算定基礎日額の 1,340日分 2級 " 1,190日分 3級 " 1050日分 4級 " 920日分 5級 " 790日分 6級 " 670日分 7級 " 560日分	徴収則第18条第2項第1号、 第18条の3
遺族補償年金	給付基礎日額の1,000日分 (労働基準法相当額)	徴収則第18条第2項第2号
遺族特別年金	算定基礎日額の1,000日分 (労働基準法相当額)	徴収則第18条第2項第2号、 第18条の3
療養補償給付	療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した額	徴収則第18条第2項第4項
休業補償給付及び休業特別支給金	療養の開始後3年を経過する日の前日以前に支給事由が発生した額	徴収則第18条第2項第5号、 第18条の3
介護補償給付	療養の開始から3年を経過する日の属する月の前月までの分の額	徴収則第18条第2項第6号
傷病補償年金及び傷病特別年金	療養の開始から3年を経過する日の属する月の前月までの分の額	徴収則第18条第2項第3号、 第18条の3
遺族補償年金前払一時金	算入しない	基準法相当額を算入しているため
障害補償年金前払一時金	算入しない	基準法相当額を算入しているため
遺族失権差額一時金及び特別一時金	算入しない	徴収法第12条第3項、徴収則第18条の2
障害補償年金差額一時金及び特別一時金	算入しない	労災法第58条第4項、徴収則第18条の2、徴収則附則第1条の2

(注) 特定疾病に係る給付及び第三種特別加入者に係る給付については、上の記載事項に関わらず、一律に算入対象から外すこととしている。

上記以外の保険給付及び特別支給金(葬祭料等)については、原則として全額メリット収支率に算入する。

## 第11 メリット制適用要件早見表

### 継続事業

継続事業の要件	メリット制の適用要件
事業の期間が予定されていない（反復継続して行われる一般の）事業	収支率算定期間の各年度において、①又は②を満たすこと ①100人以上の労働者を使用する事業 ②-1 20人以上100人未満の労働者を使用する事業 ②-2 労働者数×(基準となる労災保険率-非業務災害率)≥0.4

### 一括有期事業

一括有期事業の要件	メリット制の適用要件
①②③すべてを満たすこと ①建設事業：請負金額の見込みが1億9,000万円未満（一事業当たり） 木材伐出業：素材生産量の見込みが1,000立方メートル未満（一事業当たり） ②概算保険料額が160万円未満（一事業当たり） ③隣接区域に①②を満たす他の事業が存在する。	収支率算定期間の各年度において、個々の事業の確定保険料額の合計が100万円以上であること

### 単独有期事業

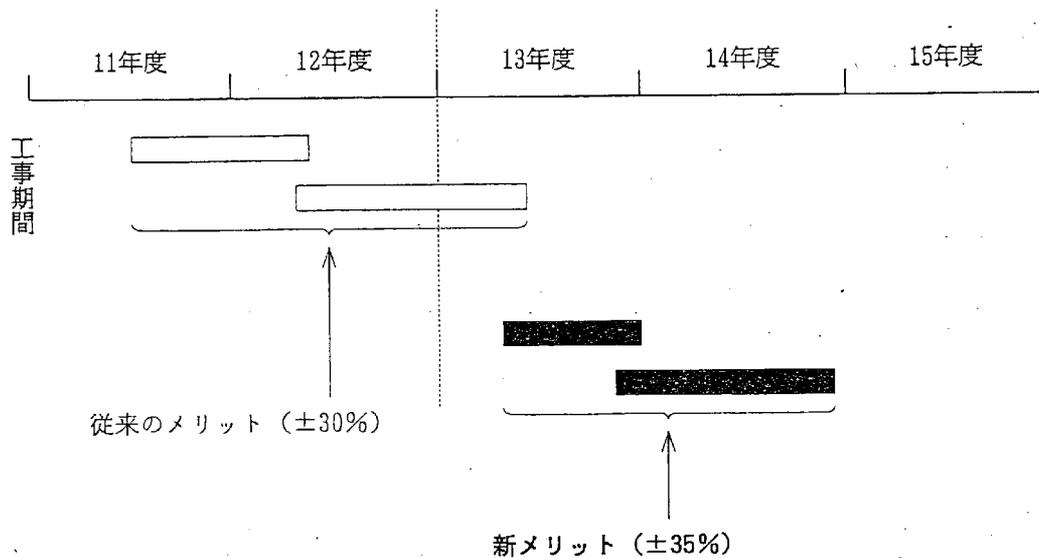
単独有期事業の要件	メリット制の適用要件
一括有期事業ではない有期事業、すなわち ①②③のうち少なくとも一つを満たすもの ①建設事業：請負金額の見込みが1億9,000万円以上 木材伐出業：素材生産量の見込みが1,000立方メートル以上 ②概算保険料額が160万円以上 ③隣接区域に①②を満たす他の事業が存在しない。	①②のうち少なくとも一つを満たすもの ①建設事業：請負金額が1億2,000万円以上 木材伐出業：素材生産量が1,000立方メートル以上 ②確定保険料額が100万円以上

## 第12 改正メリット増減率の適用時期について

単独有期事業に係るメリット制と一括有期事業に係るメリット制では、メリットの精算方法が異なるため、新しいメリット増減率の適用時期は完全には一致しない。

### 単独有期事業の場合

平成13年4月1日以降に保険関係が成立する有期事業についてのみ、新しいメリットが適用される。工事終了時期が平成13年4月1以降であっても、平成12年度以前に保険関係が成立している事業については、従来通りのメリット増減率（±30%の範囲）が適用される。



### 一括有期事業の場合

平成13年3月31日に新しいメリット増減率表を施行することにより、平成14年度の労災保険率（概算）から、新しいメリット増減率が適用される。

